

令和 8 年度

広尾丸山通 3 号宿舎 2 0 1 棟改修工事

仕 様 書

第一管区海上保安本部

第一章 工 事 概 要

1.1 工 事 名 称	広尾丸山通3号宿舎201棟改修工事
1.2 工 事 場 所	北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6 広尾海上保安署 丸山通3号宿舎（201棟）
1.3 工 事 期 間	契約日の翌日から令和9年3月12日まで
1.4 工 事 概 要	各戸共通 建築改修：建具改修、全室内装改修、在来浴室撤去・ユニットバス新設及び関連改修、脱衣室改修、流し台、ガス台、吊戸棚、レンジフード取替、便所改修、エアコン用スリーブ新設、バルコニーの防水改修、手摺改修、塗装改修 ほか 電気設備改修：モニタ付インターホン新設、電灯設備改修、エアコン用コンセント・配線新設 ほか 機械設備改修：給油設備新設、給湯設備改修、給水・排水管改修 ほか 雑工事：共用玄関宅配ボックス（4戸用）新設 建物概要： 丸山通3号宿舎201棟 CB-2 S55.12月建築 建 139.28 m²/延 278.57 m² 1棟4戸建 ※入居者は別棟へ一時移転済である。
1.5 工事用電力等	工事用電力及び工事用水等の構内既存施設は利用できない。
1.6 監督職員事務所	設置しない。
1.7 そ の 他	工事契約後、下記管理部署に着工予定及び工程状況等の連絡を行うものとする。 管理部所 広尾海上保安署 住 所 北海道広尾郡広尾町並木通東1-12-1 電話番号 01558-2-0118

第二章 一般共通事項

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」による。

1 節 一般事項

1.1

適用事項

- (1) 本仕様書は、工作物等に係る土木工事及び建築工事全般に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番のとおりとし、これにより難い場合は1.8による。
 - (a) 特記仕様書
 - (b) 図面
 - (c) 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書

1.2

用語の定義

- (1) 「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
- (2) 「請負者」とは、該当工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (4) 「監督職員の指示」とは、監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (5) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (7) 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- (8) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- (9) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

	(10) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する詳細図等をいう。 (11) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制限によって定められた者が発行した資料をいう。 (12) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
1.3 官公署その他への届出手続等	(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。 (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
1.4 工事实績情報の登録	工事实績情報を登録することがある場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員に報告し、登録されることを証明する資料を監督職員に提出する。
1.5 書類の書式等	(1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。 (2) 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する事項について、監督職員に提出する。
1.6 設計図書等の取扱い	設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。
1.7 別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。
1.8 疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。 (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

1. 9

工期の変更に
係る資料の提出

- (1) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を監督職員に提出する。
- (2) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1. 10

発生材の処理等

- (1) 発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
- (2) 発生材の処理は次による。
 - (a) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は監督職員と協議する。
 - (b) (a)の引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。
 - (c) (b)以外のものはすべて構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。

2 節 工事関係 図 書

2. 1

実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 契約書の規定に基づく変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

2. 2

施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

	(3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
2.3 施工図等	施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
2.4 工事の記録	(1) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。 (2) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。 (3) 次の(a)から(c)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (a) 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合。 (b) 一工程の施工を完了した場合。 (c) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合。 (4) (1)から(3)の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。
3 節 工事現場 管 理	
3.1 施工管理	(1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 (2) 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。
3.2 施工管理技術者	(1) 施工管理技術者は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。 (2) 施工管理技術者は、資格又は能力を証明する資料を監督職員に提出する。
3.3 品質管理	品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。
3.4 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

	(2) 気象予報又は警報等については、常に注意を払い、災害の予防に努める。 (3) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
3.5 養生	既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切に養生を行う。
3.6 後片付け	工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
4 節 材 料	
4.1 材料の品質等	(1) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。 (2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、JIS 又は JAS のマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。 (3) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督職員に提出する。 (4) 材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。 (5) 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
4.2 材料の搬入	材料の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
4.3 材料の検査	(1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。 (3) 設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

4.4

材料の検査に伴う試験

- (1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。
- (2) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (3) 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行う。
なお、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を受ける。
- (4) 試験結果は、監督職員に提出し、承諾を受ける。

4.5

材料の保管

搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないように保管する。

5 節 施 工

5.1

施工

施工は、設計図書及び施工計画書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表及び施工図等に従って行う。

5.2

技能士

技能士は次による。

- (1) 職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

5.3

一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

5.4

施工の検査

設計図書に定められた場合、5.3により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。

5.5

施工の立会い等

- (1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

6 節 工事検査

6.1

工事検査

- (1) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(a)から(c)

に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

- (a) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
- (b) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
- (c) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。

- (2) 工事検査は、発注者から連絡を受けた検査日に検査を受けることとし、工事検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

7 節 完成図書

7.1

完成時の提出図書

- (1) 工事完成時の提出図書は次による。
 - (a) 完成図
 - (b) 工事に関する資料
 - (c) 工事工程写真及び完成写真
- (2) (1)の図書をチューブファイル等に整理し、目録を添付し、監督職員に提出する。
- (3) 完成図は、紙面による他 PDF 及び CAD (JWW) データの提出も行うものとする。

7.2

工事工程写真及び完成写真

工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は、「営繕工事写真撮影要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。

第三章 工事（特記）仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」等による。

一般共通事項

本工事は、本仕様書によると共に添付「特記仕様書」「図面」によること。

広尾丸山通 3 号宿舎 2 0 1 棟改修工事

（ 1 棟 4 戸 ）

図 面 リ ス ト					
建築主体工事		電気設備工事		機械設備工事	
A 0 1	特記仕様書 1	E 0 1	特記仕様書 1（電気設備工事）	M 0 1	特記仕様書 1（機械設備工事）
A 0 2	特記仕様書 2	E 0 2	特記仕様書 2（電気設備工事）	M 0 2	特記仕様書 2（機械設備工事）
A 0 3	特記仕様書 3	E 0 3	付近見取図・配置図	M 0 3	特記仕様書 3（機械設備工事）
A 0 4	特記仕様書 4	E 0 4	電灯設備改修 平面図	M 0 4	改修位置図
A 0 5	位置図・案内図・配置図			M 0 5	（撤去・改修）給油・換気設備 機器表
A 0 6	仕上表			M 0 6	（改修）給油配管系統図
A 0 7	（改修前）平面図・立面図・断面図			M 0 7	（改修）屋外給油設備平面図
A 0 8	（改修後）平面図・立面図・断面図			M 0 8	（撤去・改修）給油・換気設備 1 階平面図
A 0 9	（改修前）断面詳細図			M 0 9	（撤去・改修）給油・換気設備 2 階平面図
A 1 0	（改修後）断面詳細図			M 1 0	（撤去・改修）給油・換気設備 立面詳細図
A 1 1	バルコニー改修詳細図			M 1 1	（撤去・改修）衛生設備 機器表
A 1 2	（改修前・改修後）平面詳細図			M 1 2	（撤去・改修）給水・給湯・ガス設備 1 階平面図
A 1 3	（改修前・改修後）浴室脱衣室詳細図			M 1 3	（撤去・改修）給水・給湯・ガス設備 2 階平面図
A 1 4	（改修前）建具表			M 1 4	（撤去・改修）給水・給湯・ガス設備 立面詳細図
A 1 5	（改修後）建具表			M 1 5	（撤去・改修）排水設備 1 階平面図
A 1 6	（改修前・改修後）展開図			M 1 6	（撤去・改修）排水設備 2 階平面図
A 1 7	（改修前・改修後）天井伏図				
A 1 8	雑詳細図				
A 1 9	仮設計画図				

広尾丸山通3号宿舎201棟改修工事 工事特記仕様書

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 広尾丸山通3号宿舍：北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6番

2. 工事範囲 ※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	构造类别 层数	数 量	单 位	备 考
○	瓜尾丸山通3号宿舍202栋	补强C B造 2层建	216.08	m ²	4 戸（b型4戸）
●	瓜尾丸山通3号宿舍201栋	补强C B造 2层建	278.57	m ²	4 戸（c型4戸）
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ☒ 有り ☐ 無し

4. 工期 契約日より 令和 年 月 日 まで

5. 指定部分工事
(1) 工事範囲

- (2) 指定工期 契約日より 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 まで

- ## 6. 別 途 工 事

7. 施 工 区 分 (分離発注の場合のみ記入) ※下記●は、工事対象範囲を示す。

項 目	工 種				備 考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱蓋及びむね等の充填	☐	☐	☒	☐	補強は建築
上記の補強	☒	☐	☐	☐	
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	☒	☐	☐	☐	増込電灯、スリッパ、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込	☒	☐	☐	☐	補強は建築
設備用天井、底面開口	☒	☐	☐	☐	
防火用煙感知器、自動閉鎖装置	☐	☐	☐	☐	
設備機器用基礎	☐	☐	☐	☐	
スリッパ排水金物	☐	☐	☐	☐	配管は衛生
換気扇等取付枠	☐	☐	☐	☐	
同上 防雪フード	☐	☐	☒	☐	
外壁面入排気ガリリ及び防風板	☐	☐	☒	☐	

II 各 工 事

- ・ 図面に「事故調査報告書を参照し及び、この特記仕様書に記載されている事項は、全て国土交通省大臣官舎内所管事務部局「公共建築工事標準仕様書 令和３１年版（各工事項）」、「公共建築工事標準仕様書 令和３１年版（各工事編）」、「建築物解体工事共通仕様書 令和３１年版」と、「北海道建設部土木工事共通仕様書 令和３１年版」による。」
- ２．特記事項の適用については次に示す。
- イ．章は○印を、項は△印を盛りつづいたものを適用する。
 - ロ．特記事項は○印を盛りつづいたものを用いて、盛りつづけない場合は＊印をつけたものを適用する。
 - ハ．特記事項で○印を盛りつづいたものと、◎印をつけたものがある場合は、共に適用する。
 - ニ．特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
- ３．この特記仕様書に施設上部の記載のないものは図面によるものとする。
- ４．本工事における工事監理業務委託の有無 ○無し ○有り
- ５．工事に係る前置事項及び施工条件は、次のとおりとする。

Ⅲ 総合評価方式による必要事項

技術提案について

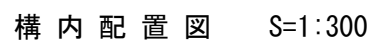
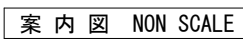
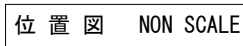
- 施工計画審査タイプ
1. 責任の所在
発注者が技術提案を適正と認めた場合においても、技術提案に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術提案に係る履行確認
簡単な施工計画、配置予定技術者、地域社会貢献活動に係る技術提案については、工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 技術提案に係るペナルティ
技術提案について、受注者が自らの責により提案を遵守することができない場合は、工事施行成績評定ポイント表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。
- (1) 簡単な施工計画
イ 減点は、入札時に評価した簡単な施工計画の不履行が発生した場合で、入札時の評価が下がる場合に減点する。
イ 減点数は、1項目当たり最大5点とする。
- (2) 配置予定技術者
イ 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下されば減点する。
イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。
- (3) 地域社会貢献活動の不履行による減点
イ 提案のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。
- 施工実績審査タイプ
1. 責任の所在
発注者が技術提案を適正と認めた場合においても、技術提案に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術提案に係る履行確認
配置予定技術者、地域社会貢献活動に係る技術提案については、工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 技術提案に係るペナルティ
技術提案について、請負人が自らの責により提案を遵守することができない場合は、工事施行成績評定ポイント表の評定点合計から減点するものとし、その内容は次のとおりとする。
なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。
- (1) 配置予定技術者
イ 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下されば減点する。
イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。
- (2) 地域社会貢献活動の不履行による減点
イ 提案のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

項目	特記事項
▶1. 産産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、産産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努める。
▶2. 環境物品等の調達	本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく平成30年度環境物品等調達方針により行うよう努める。
▶3. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのライドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶4. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶5. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・風速（ $V_0 = \frac{3.4}{7.0} m/s$ ） ・地表面粗度区分（○Ⅰ ○Ⅱ ●Ⅲ ○Ⅳ） ・垂直積雪量（ $\frac{7.0}{7.0} cm$ ）
▶6. 工事写真	工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修営繕工事記録写真撮影要領による。
▶7. 技能士	（1）技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督職員に報告する。 ただし、作業の軽微なものは、監督職員との協議により省略することができる。 ＜職種＞ 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上施工・サッシ施工・ガラス施工・塗装・塗装・建築板金・スレート施工・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築タイル張・ＡＬＣパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹根接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・れんが積み施工・冷凍空調機械施工・建築配管・熱絶縁施工・建築板金（ダクト板金） （2）技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付する。 （3）技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
▶8. 施工中の安全確保及び環境保全	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。 （1）労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 （2）工事現場の安全パトロールの励行を行う。 （3）建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。 （4）第三者に災害を及ぼしてはならない。 （5）公害防止に努める。 （6）善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督職員と協議する。
▶9. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。 （1）着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し監督職員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者及び管轄警察署等と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にしながら適切な処置を講じるものとする。 （2）常に下請負人も含む工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督職員に報告する。 （3）工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに監督職員に報告する。 （4）運送には、適法業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 （5）建設機械（ブld-ゞ-、ﾊﾞｯｸﾙ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音型の車両を使用すること。
▶10. 工事完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は、次により監督職員に提出する。 （1）完成図 完成原因の陽面複写図（青焼き）ハッチ折（教育用物件1部○その他の物件2部） ○新着工事（位置図・配置図・面積表・平面図） ○改修工事（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等） 完成原因の陽面複写図（青焼き）を製本したもの1部 完成図の第2原図A3版（5.0％縮小）1部 完成第2原図A3版の陽面複写図（青焼き）を製本したもの3部 設計原因の貸与 ＊有り ○無し C A Dデータの貸与 ＊有り ○無し ※C A Dデータの貸与有りの場合 ＊完成図C A Dデータ及びP D Fデータ C D-Rによる。 （2）保全に関する資料（提出部数 ＊1部 ○部） （3）その他、必要とする書類については、監督職員の指示による。
▶11. 高度技術・創意工夫	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
▶12. 発生材の処理等	発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、監督職員と協議をする。 （1）引き渡しを要する範囲は次により、監督職員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督職員に報告する。 引き渡しを要する範囲：金属屑 （2）受注者が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲：ステンレス製品、アルミ製品 なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 ① 廃棄物再生事業者登録（知事登録） ② 金属くず許可事業者（警察許可） また、搬出を行った場合は、受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書の写しを監督職員に提出すること。 （3）特別管理型産業廃棄物 種類： 受入先：（ k m） 処理方法： 住所： 種類： 受入先：（ k m） 処理方法： 住所： 種類： 受入先：（ k m） 処理方法： 住所： （4）再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） コンクリート塊 受入先：（ k m） 住所： アスファルト・コンクリート塊 受入先：（ k m） 住所： 建設発生木材 受入先：㈱ディー・ワイ（54.0 k m） 住所：更別村字更別東11線228-1 ※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合でも、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後、工事監督官の確認を受けること。 （5）再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外） 種類： 受入先：（ k m） 住所： 種類： 受入先：（ k m） 住所： 種類： 受入先：（ k m） 住所： 種類： 受入先：（ k m） 住所：

	項	目	特記事項
	(6)	その他の発生材 種類、がれき類 ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、がれき類（石綿含有） ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、廃プラスチック ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、金属くず ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、ガラス・陶器類 ☒ 中間処理 ☐ 最終処分 種類、グラスウール ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、混合廃棄物 ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、廃石膏ボード ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類、石綿含有産業廃棄物（非飛散性） ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 種類： ☐ 中間処理 ☐ 最終処分	受入先：（有）中札内運輸 （60.0km） 住 所：中札内村西戸鹿東2線158 受入先：大玄工業（株） （75.0km） 住 所：幕別町字大豊132-1 受入先：㈱ティー・ワイ （54.0km） 住 所：更別村字更別東11線228-1 受入先：㈱ティー・ワイ （54.0km） 住 所：更別村字更別東11線228-1 受入先：（有）青木工業 （2.5km） 住 所：広尾町字茂草南6線10 受入先：中島興業（株） （74.0km） 住 所：豊通町安普395-1 受入先：大玄工業（株） （75.0km） 住 所：幕別町字大豊132-1 受入先：㈱北海道エコーン （73.0km） 住 所：豊通町安普389 受入先：（有）旭ヶ丘農場長寿園 （85.0km） 住 所：音更町十勝川温泉7-5 受入先：（ ） km 住 所：
	(7)	建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。 当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。	産業廃棄物収集運搬車 業者名（ ○ ○ ○ ○ ○ ） 許可番号 × × × × × ×
	(8)	「建設リサイクル法」対象工事及び「リサイクル法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生资源利用・利用促進計画書を提出し、また、工事完了時に再生资源利用・利用促進実施書を提出すること。 リサイクル法で定められた一定規模以上の工事（次表の一つも該当するもの）	再生资源利用計画書 次のような建築資材を搬入する工事 1．土砂……………1，000m ³ 以上 2．砕石……………500t以上 3．加熱7x7x16混合粉……200t以上 再生资源利用促進計画書 次のような指定副産物を搬出する建設工事 1．土砂……………1，000m ³ 以上 2．コンクリート塊 アスファルト コンクリート塊 建設発生木材 合計 200t以上
●	▶13.	北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。
1	▶14.	自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工程は、これを積極的に活用できる。 ただし、支障の起こす恐れのある次の工程は、工法等を監督職員と十分協議の上、施工するものとする。 <工程> コンクリート、屋外防水、屋上防水・タイル、左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事
一	▶15.	季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
般	▶16.	下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く(90日以内)にするよう努める。
共	▶17.	火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとする。
通	▶18.	現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。
事	▶19.	建設業退職金共済制度	工事現場には、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。
項	▶20.	工事標識	受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。 工 事 標 識 工 事 名 発 注 者 （注１） 工事期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 受 注 者 設 計 者 第一管区海上保安本部 ○○○○○設計事務所（注２） 工事監理者 第一管区海上保安本部 ○○○○○設計事務所（注２） 工事現場 ○○○○○現場事務所 連絡 所 （電話）××局×××× 1,200 └──────────┘ 1,350 注１ 第一管区海上保安本部に記載する。 注２ 設計及び工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。
	▶21.	公共工事労務費調査に対する協力	(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所を北海道で事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、該負人は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法に基づいて就業規制を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 (4) 受注者が、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事実績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない(ただし、該負代金額50万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。)。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に、提出しなければならない。(対象工事：該負代金額500万円以上の全工事)
	▶22.	工事実績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事実績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない(ただし、該負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。)。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に、提出しなければならない。(対象工事：該負代金額500万円以上の全工事)
	▶23.	施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督職員に提出しなければならない。(対象工事：工事1件の該負代金額が200万円以上の工事)

[illegible]

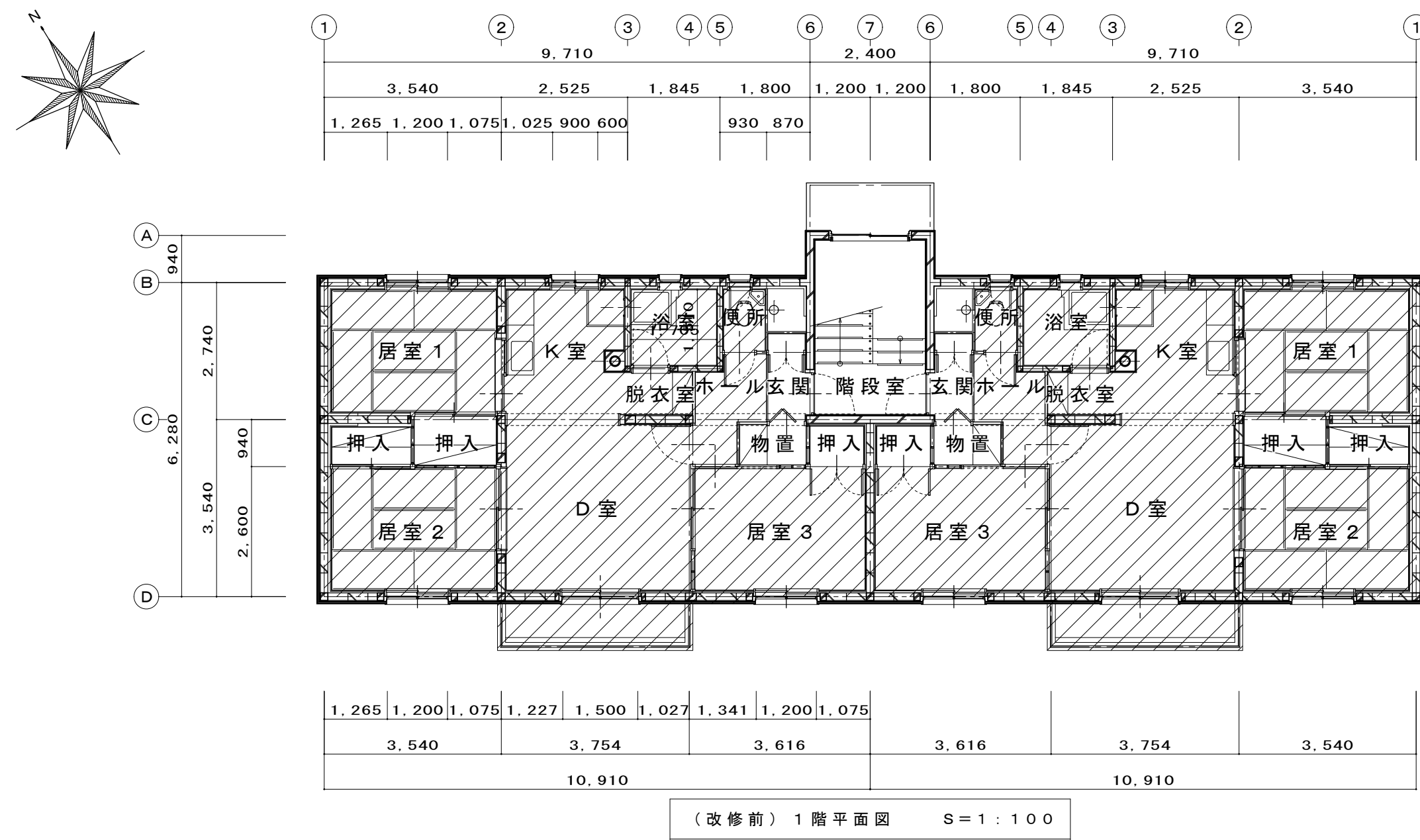
[illegible]



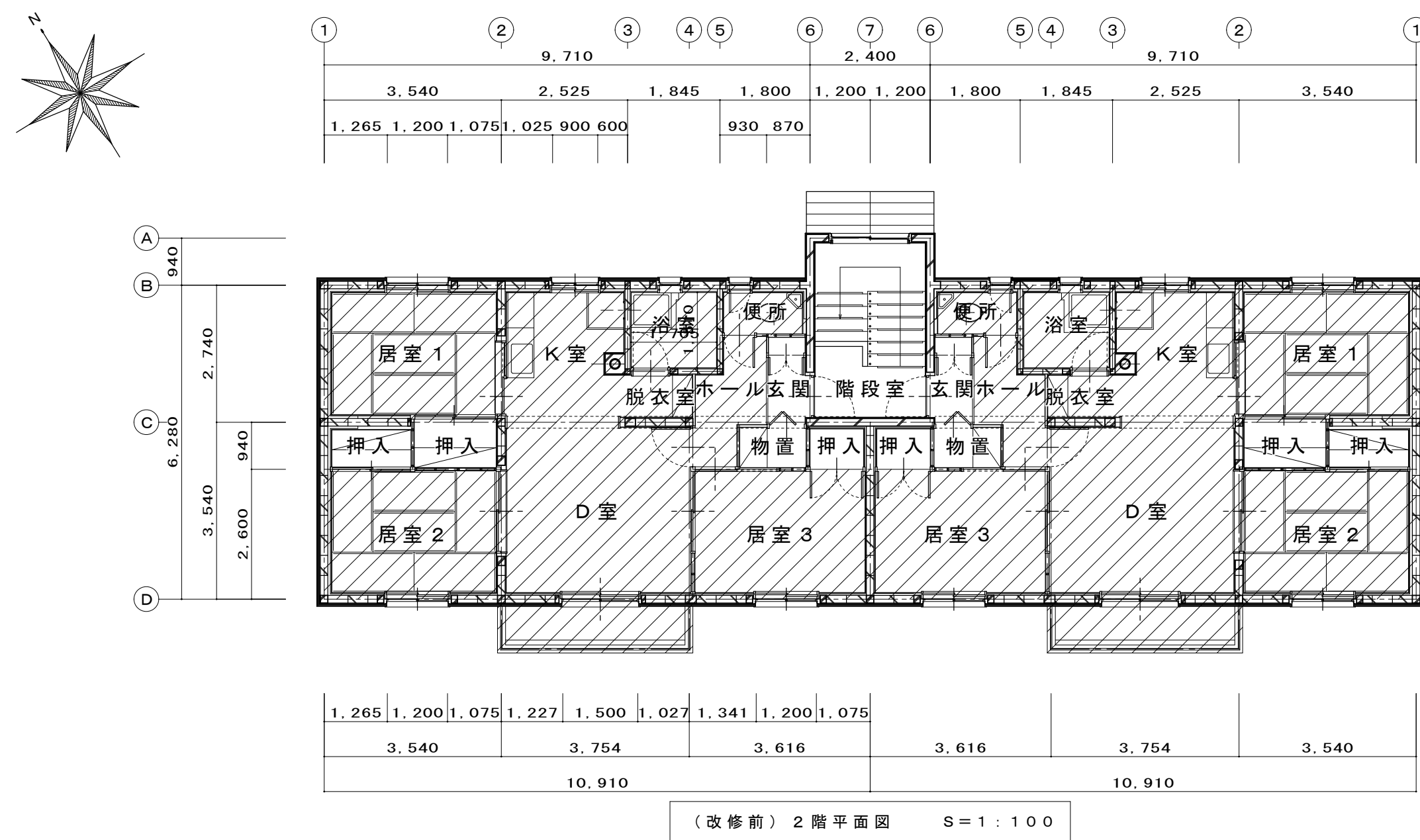
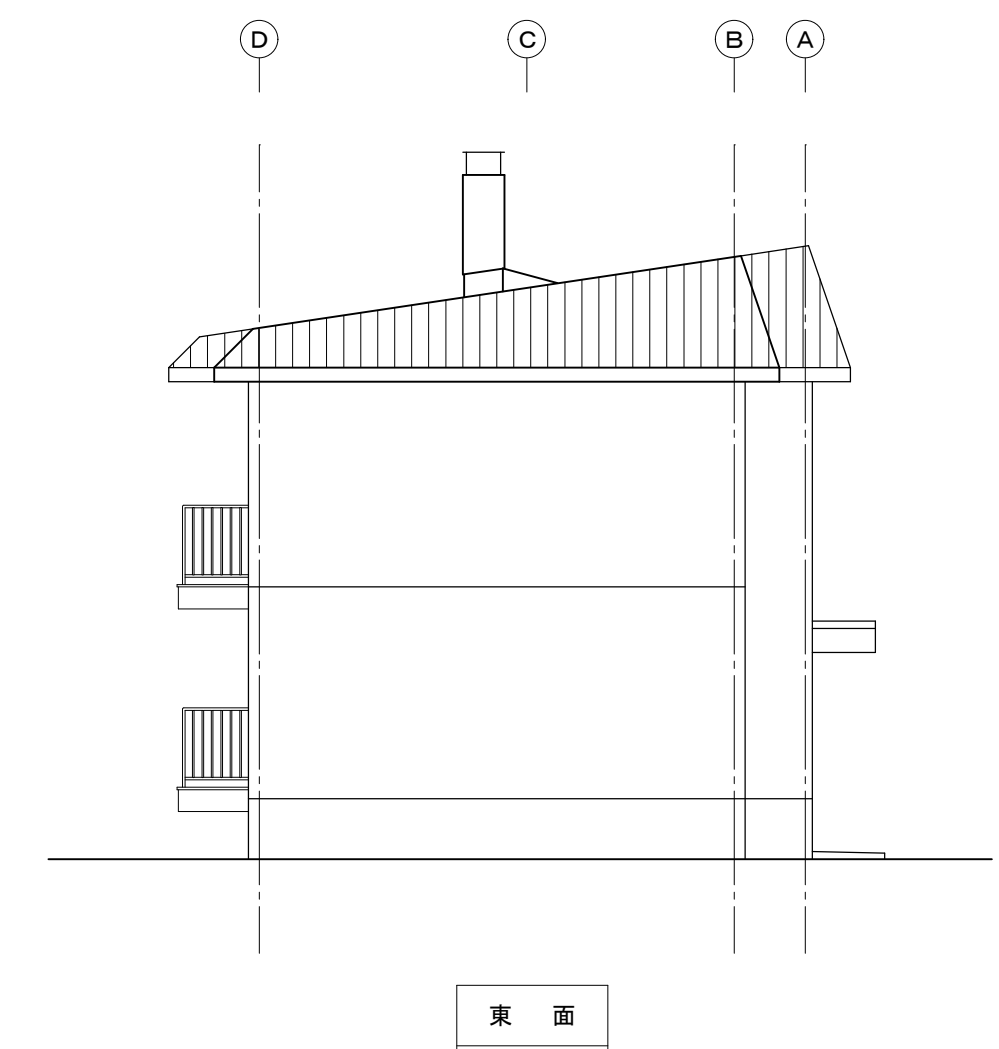
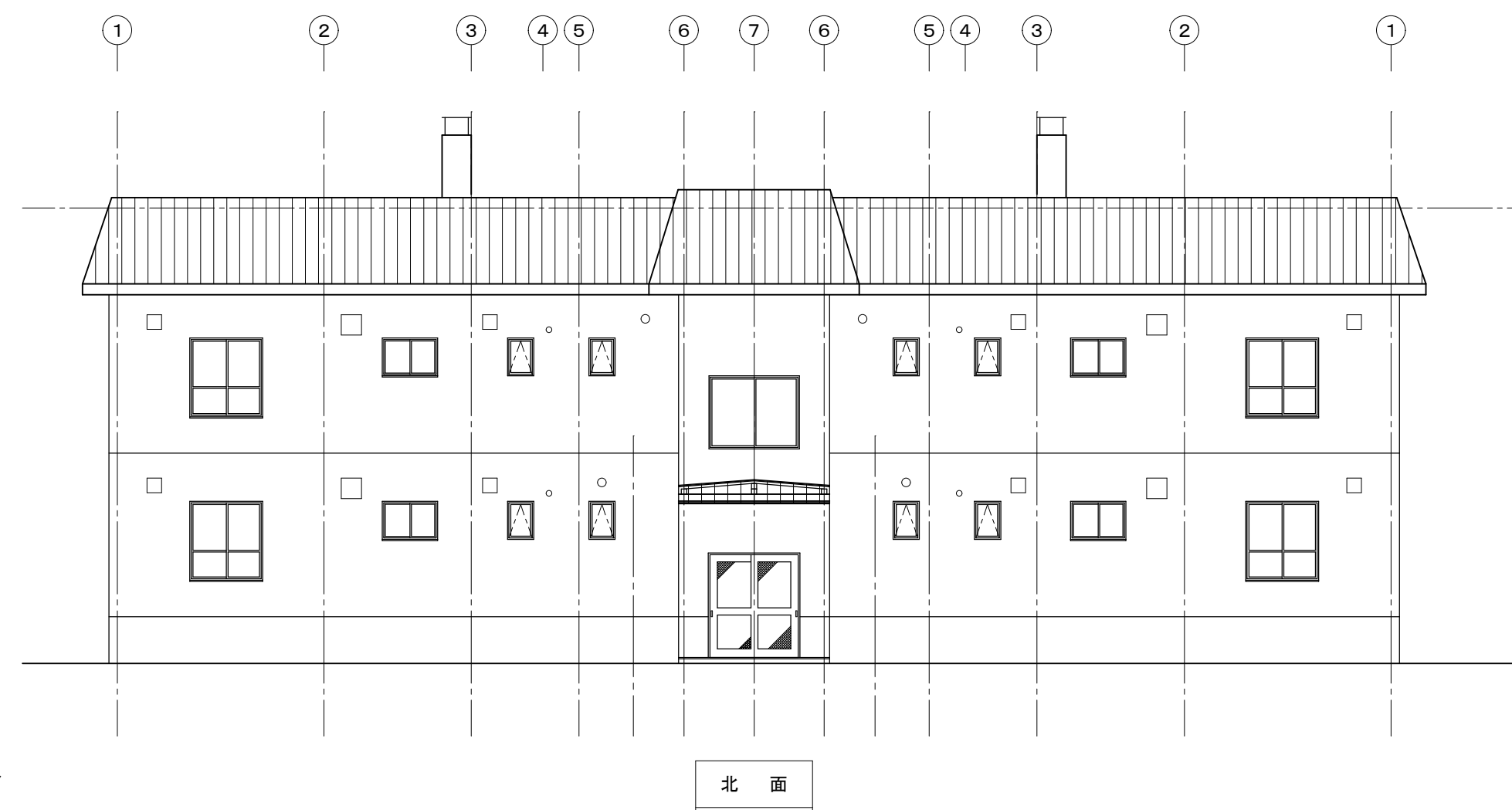
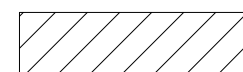
凡 例										 株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号 一級建築士 第139087号 吉 田 正 標津郡中標津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500		広尾丸山通3号宿舍2-0-1棟改修工事 位置図・案内図 S=1:300 (A1) 構内配置図 S=1:600 (A3)	A 0 5
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------

改修工事概要		既設外部仕上表		改修外部仕上表		記号	
共用階段部分 宅配ボックス4戸用新設 内即改修 玄関：玄関ドア改修（リフォームドア）、既存壁仕上撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り、天井EP-G塗装 ホール：既存床仕上撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上・巾木・廻り縁撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H60・塩ビ見切、天井EP-G塗り 便所：床仕上KS撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上・巾木・廻り縁撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切、天井EP-G塗り D室：既存床仕上撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上・巾木・廻り縁撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切、天井EP-G塗り K室：既存床仕上撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上・巾木・廻り縁撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切、一部 不燃化粧フレキt=6貼り、天井EP-G塗り 既存流し台L=1,050撤去、コンロ台L=600撤去、吊戸棚L=1,050撤去、換気扇撤去 ライニング新設H1.100、流し台L=1,200新設、コンロ台L=600新設、吊戸棚L=1,200新設、レンジフードL=600新設 脱衣室：既存床仕上撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上・巾木・廻り縁撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木・塩ビ見切り、既存天井仕上げ撤去の上、G8-Dt=9.5新設 FF式灯油給湯器（壁掛け）新設、洗面化粧台W=600新設、洗濯排水金物新設、洗濯用混合栓新設 浴室：既存床モルタル撤去、脱衣室側ブロック壁（厚100）とりこわし、天井仕上げ撤去 ユニットバス1216サイズ新設 居室1：床タミ撤去の上 木下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁ビニルクロス・巾木撤去の上 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60、天井ビニールクロス貼り 居室2：床タミ撤去の上 木下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁ビニルクロス・巾木撤去の上 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60、天井ビニールクロス貼り 居室3：床仕上KS撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁ビニルクロス・巾木撤去の上 G8-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60、天井ビニールクロス貼り		基 礎 基礎断熱（特殊モルタルt=10、断熱材t=40、接着モルタル、既存基礎）	外 壁 外壁断熱（特殊塗装、特殊モルタルt=10、断熱材t=40、接着モルタル、既存外壁） 共用階段部分外壁 リシン吹付	基 礎 既存のまま	外 壁 既存のまま	F S 複層ビニル床シート F T 複層ビニル床タイル H S 発泡複層ビニル床シート K S クッションフロアー G B - R せっこうボード G B - S シーシング石こうボード G B - N C 不燃積層せっこうボード G B - N C (T) 不燃積層せっこうボード（トラバーチン模様） G B - P 吸音用穴あき石こうボード G B - D (T) 化粧せっこうボード（トラバーチン模様） G B - D (W) 化粧せっこうボード（木目模様） D R (T) ロックウール化粧吸音板（普通） 下張りりはG B - N C t=9.5とする D R (凹凸) ロックウール化粧吸音板（立体模様） 下張りりはG B - N C t=9.5とする F フレキシブル板 化粧F 化粧フレキシブル板 F K けい酸カルシウム板 F K - P 吸音用穴あきけい酸カルシウム板 化粧F K 化粧けい酸カルシウム板 P F 押出法ポリスチレンフォーム保温板 G W - B グラスウール吸音ボード S O P 合成樹脂鋼合ペイント塗り E P 合成樹脂エマルションペイント塗り E P - G つや有合成樹脂エマルションペイント塗り E P - T 合成樹脂エマルション模様塗料塗り D P () 耐候性塗料塗り（上塗り等級または種別） N A D アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りは種別 C L クリヤラッカー塗り U C ウレタン樹脂ワニス塗り O S オイルステイン塗り W P 木材保護塗料塗り	
建具改修 外部アルミサッシ 障子撤去の上 アルミ樹脂複合サッシ（カーバエ工法）新設 内部樹脂サッシ 障子撤去の上 樹脂サッシ新設 内部木製建具 扉撤去の上 木製建具新設		軒 天 リシン吹付	屋 根 カラー鉄板立平葺きt=0.4 下地 アスファルトルーフィング22kg	軒 天 既存のまま	屋 根 既存のまま		
		ポ ー チ コンクリート木ゴて下地 モルタルほうき目仕上	ポ ー チ コンクリート木ゴて下地 防水モルタル金ゴて仕上	ポ ー チ 既存のまま	バルコニー 高圧洗浄、防水モルタル浮き部撤去（平場30％ 立上り部・側溝50％） ポリマーセメントモルタル補修（t20） ウレタン塗膜防水 新設		
		集 合 煙 突 リシン吹付	集 合 煙 突 リシン吹付	集 合 煙 突 既存のまま	集 合 煙 突 既存のまま		
凡 例 はみなしアスベスト含有建材とする。		備 考 浴室開口塞ぎ アルミ複合版t=6板新設	備 考 浴室開口塞ぎ アルミ複合版t=6板新設	備 考 浴室開口塞ぎ アルミ複合版t=6板新設	備 考 浴室開口塞ぎ アルミ複合版t=6板新設	表記のないボード記号については、「19内装工事 11せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。	

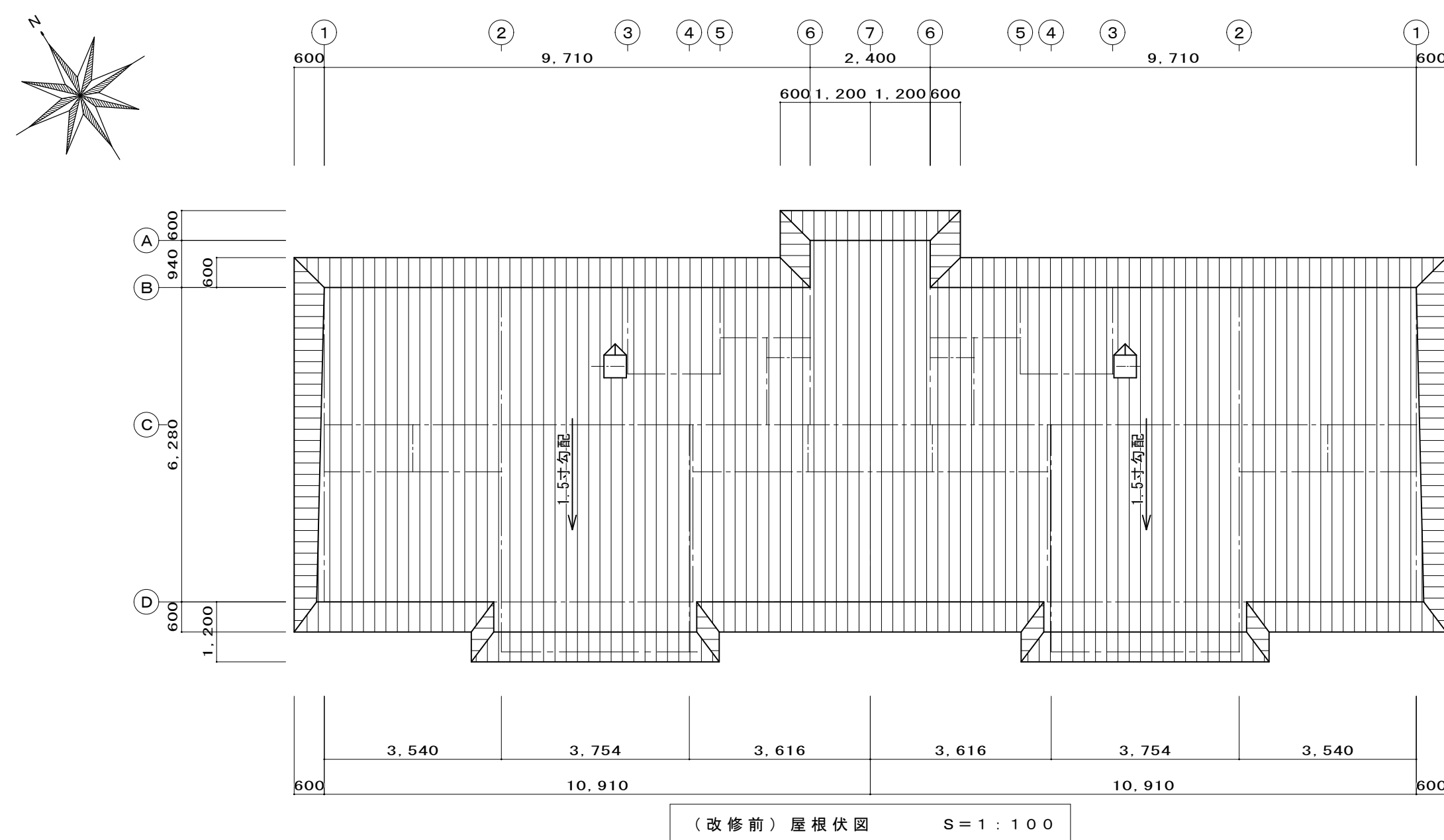
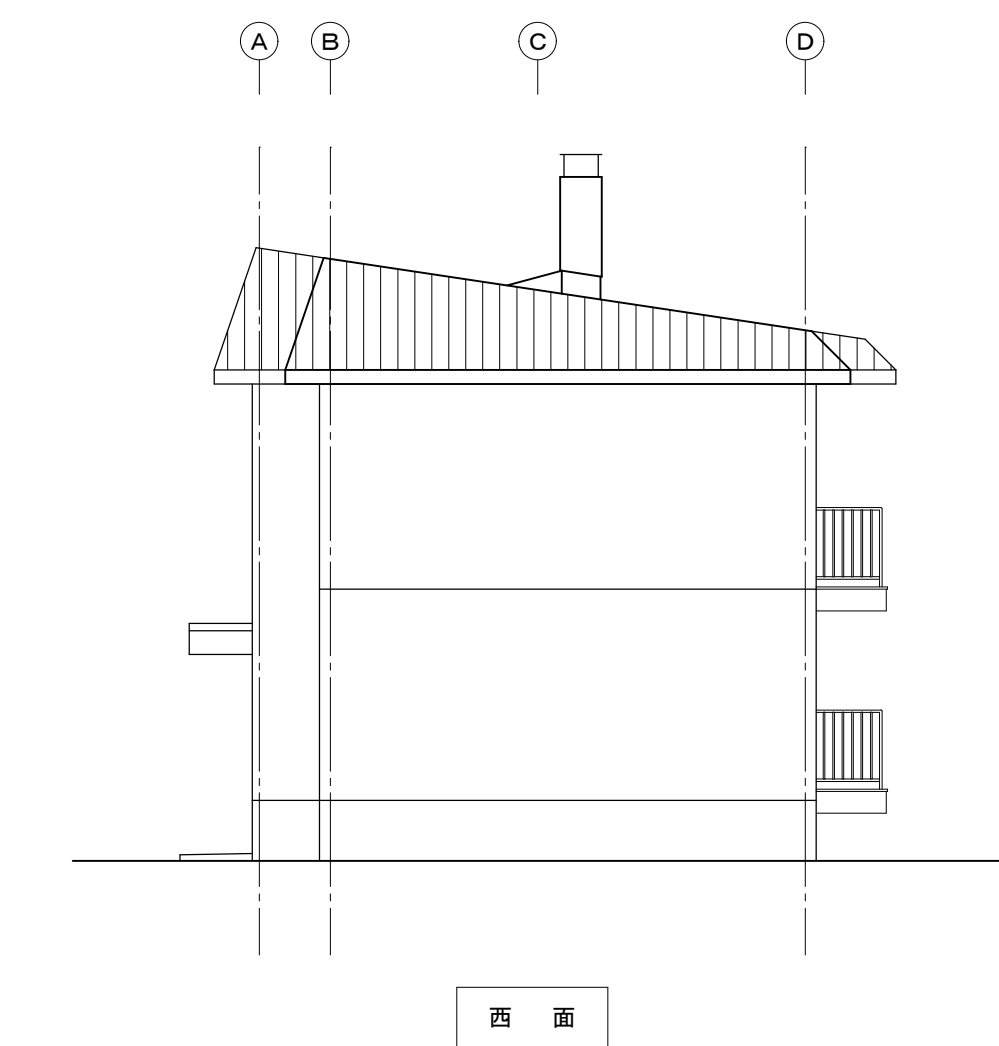
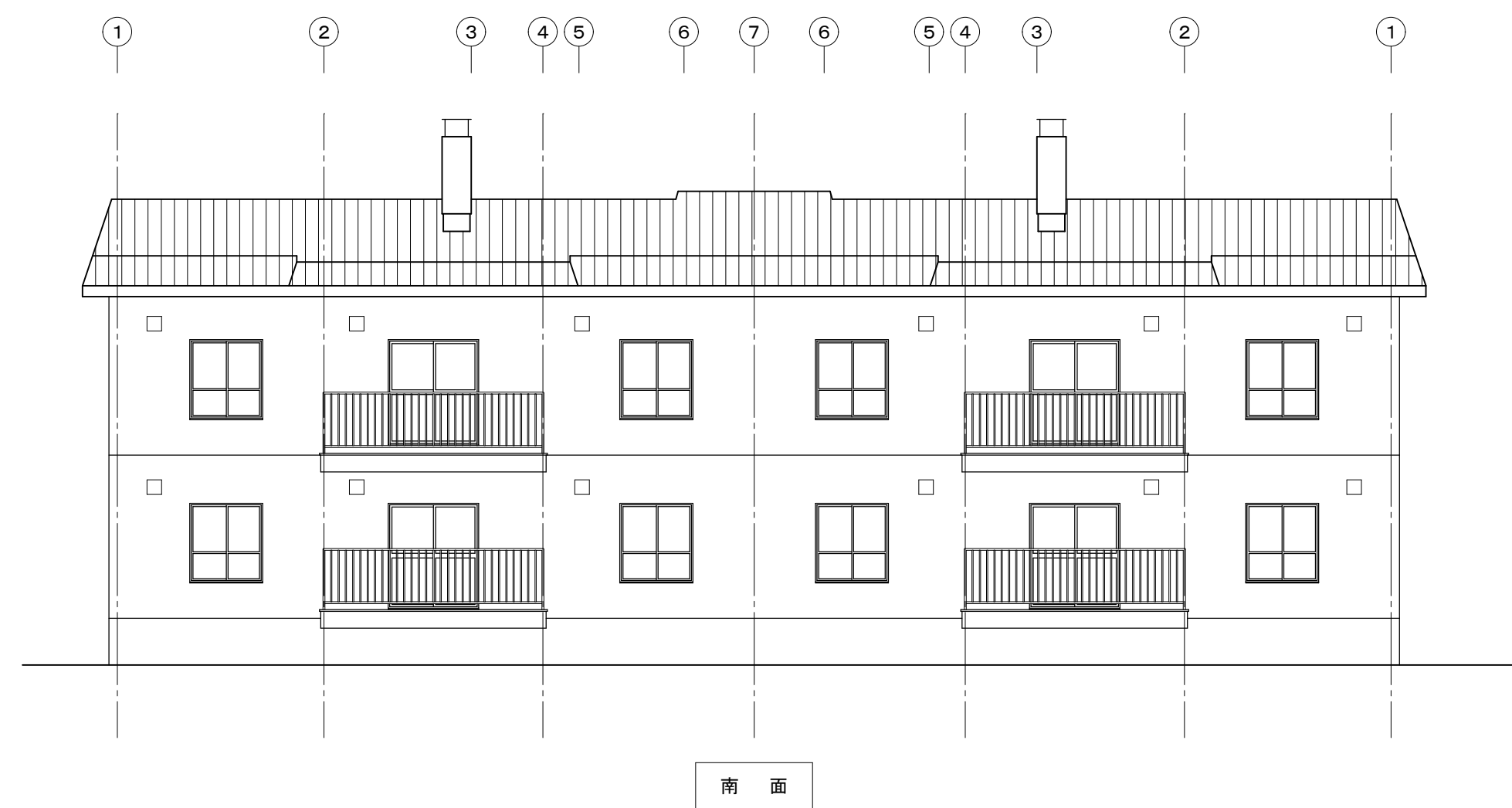
[illegible]



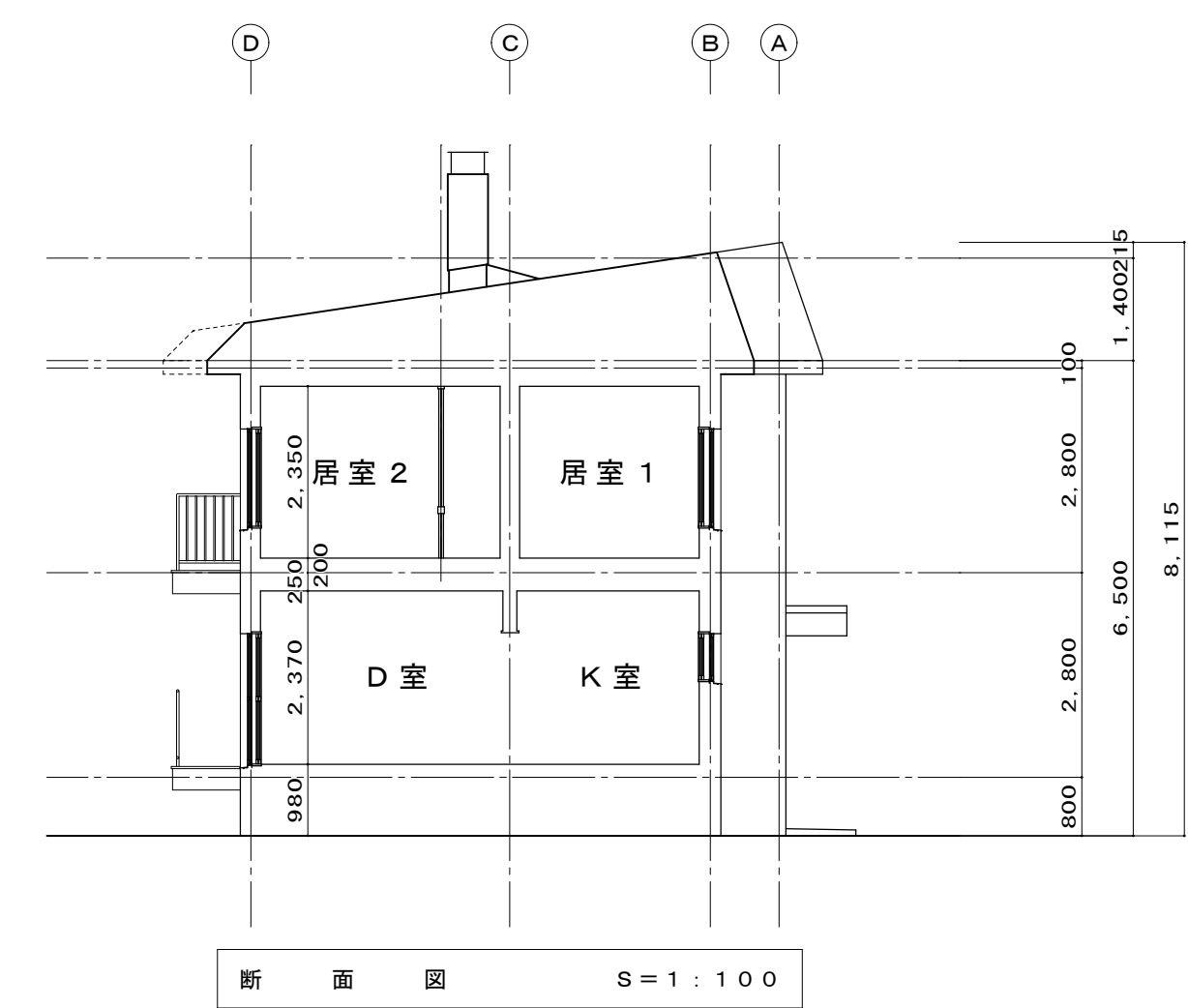
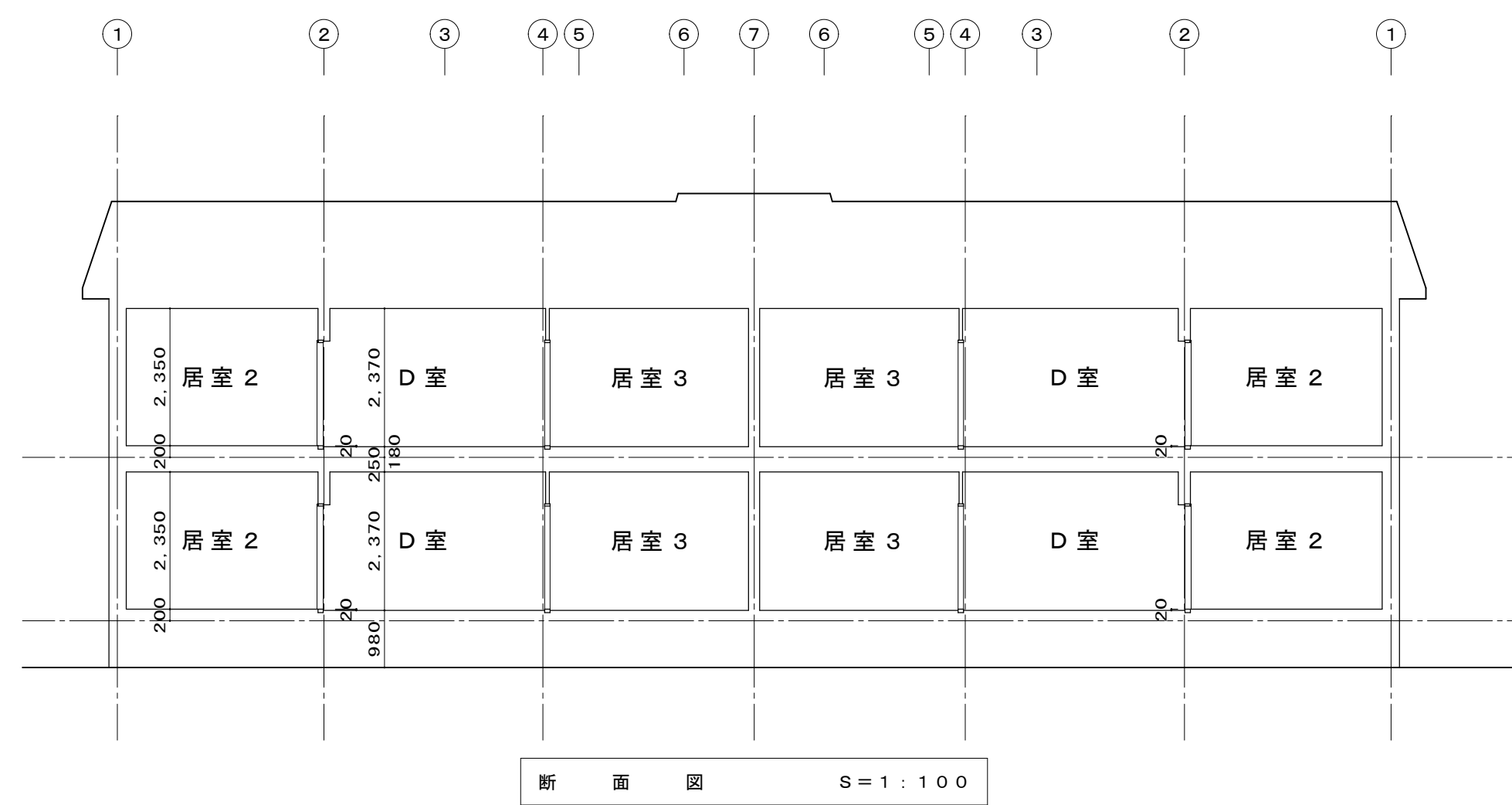
凡 例

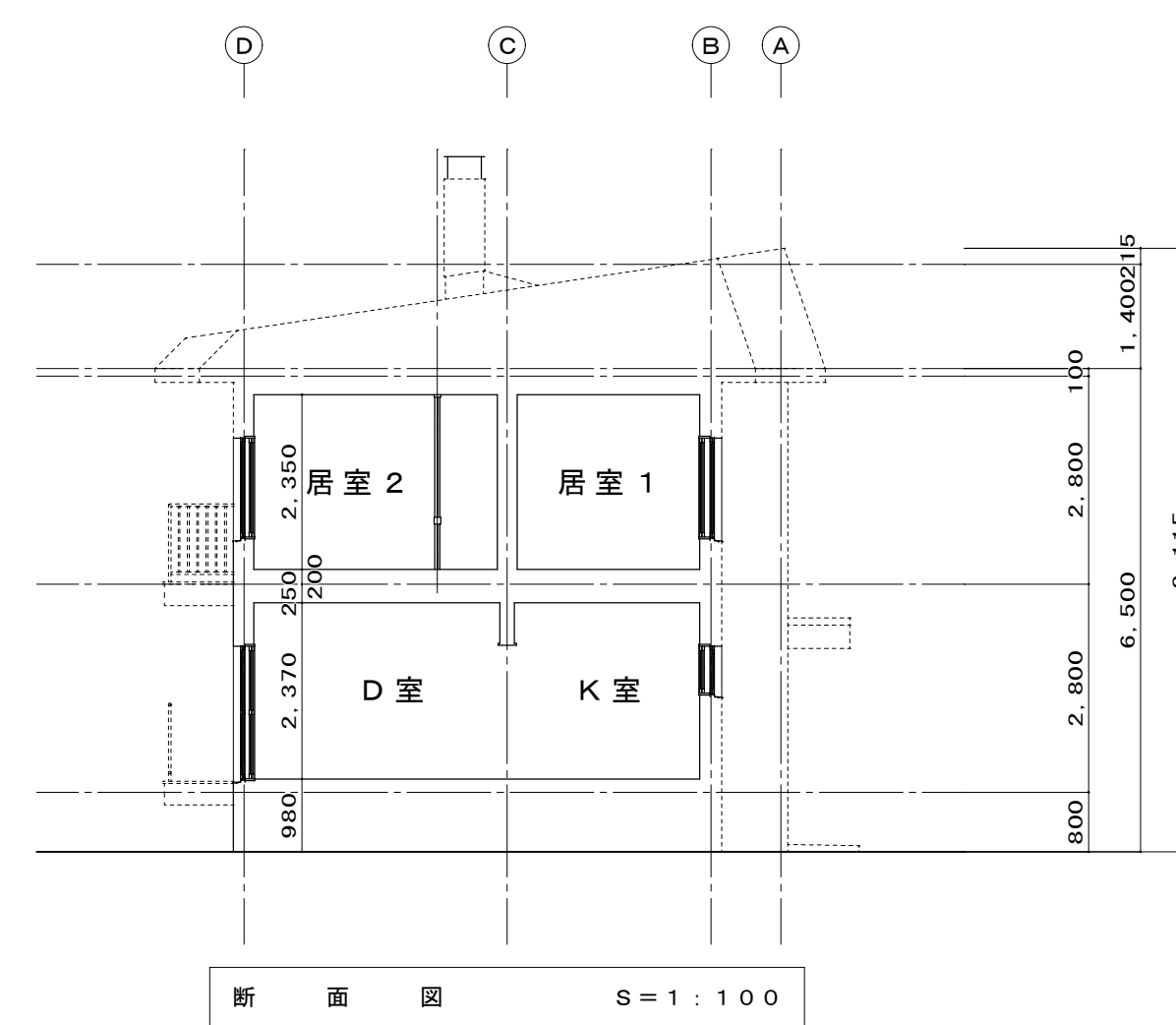
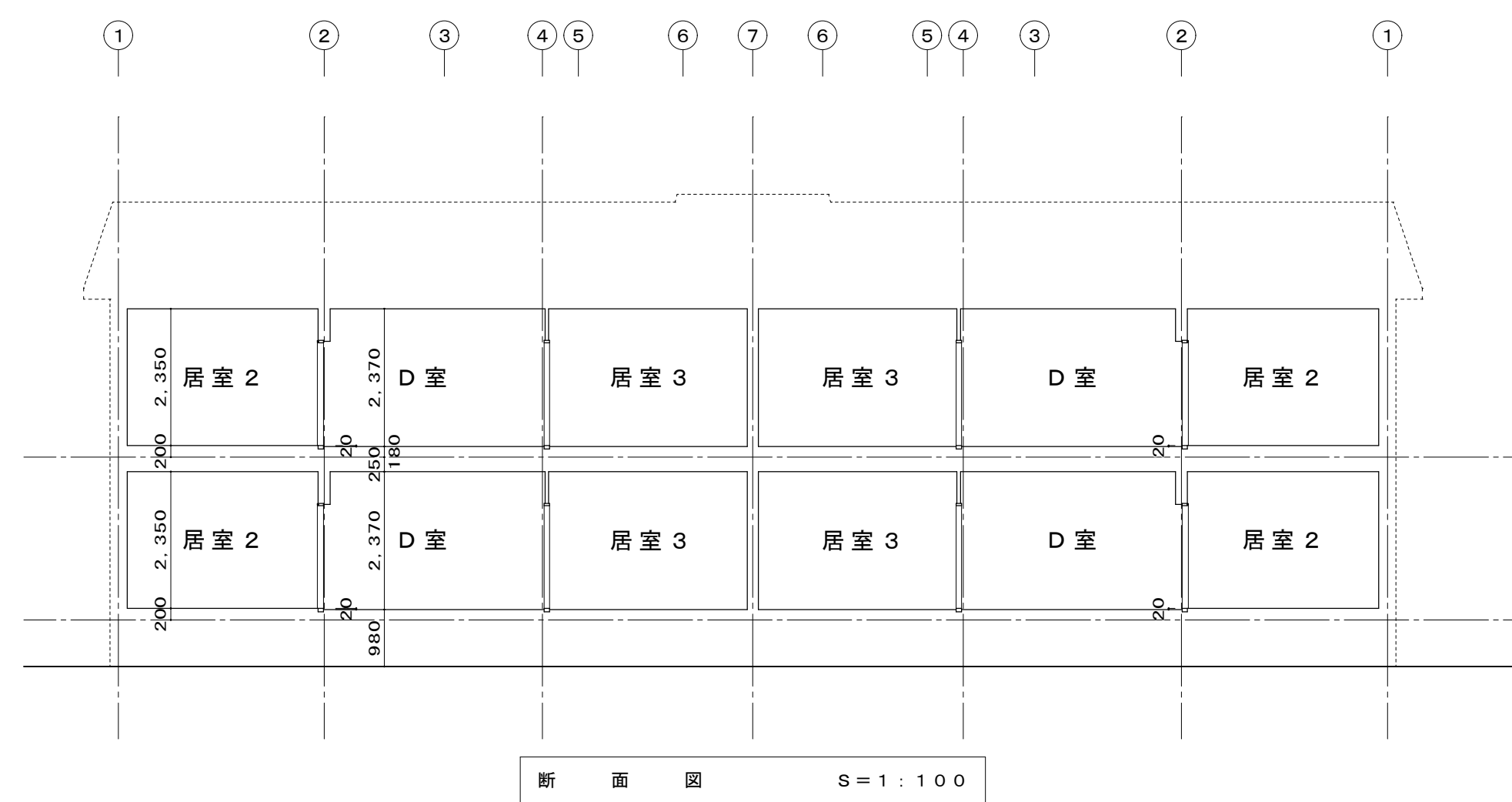
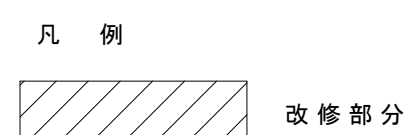
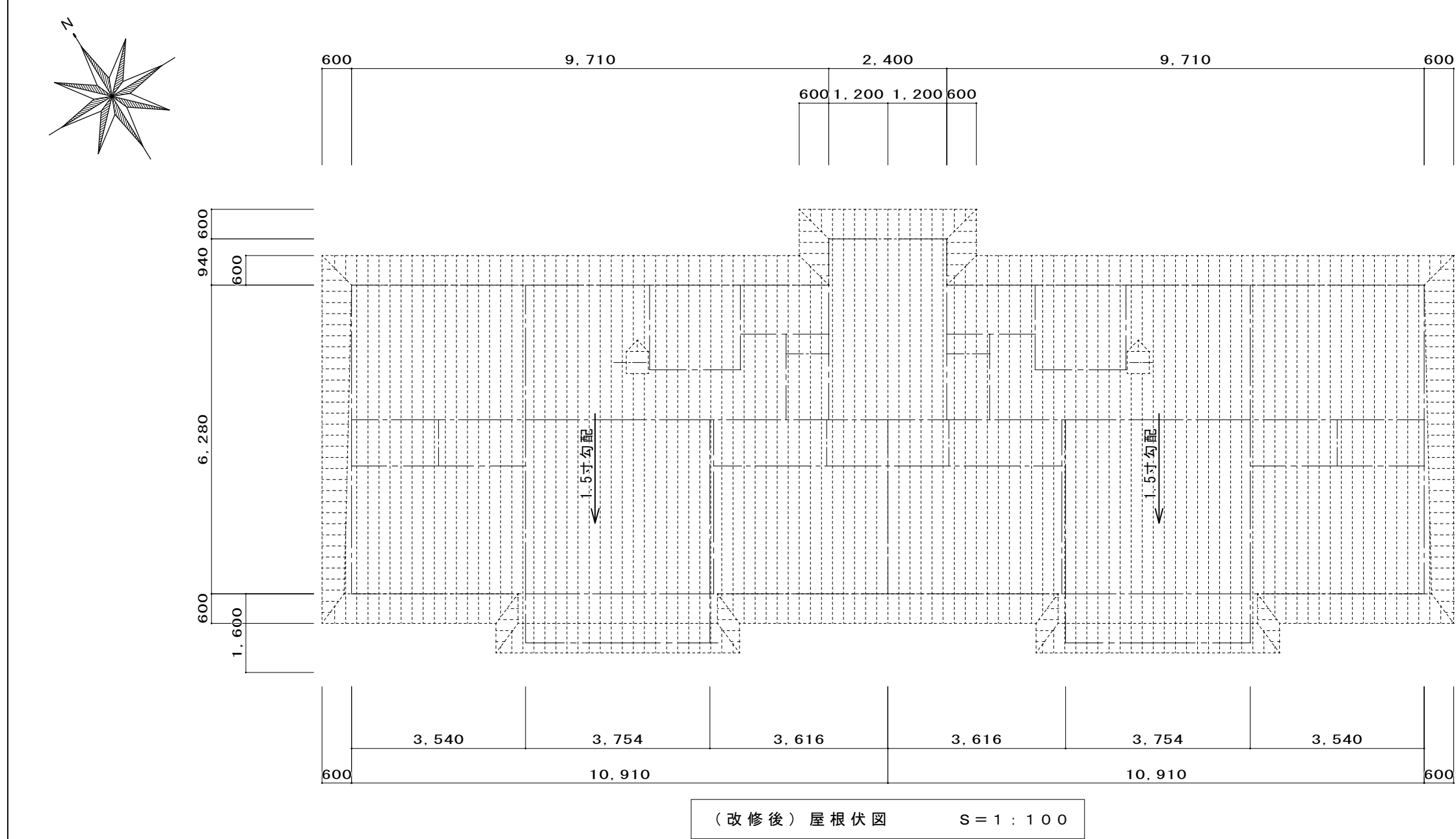
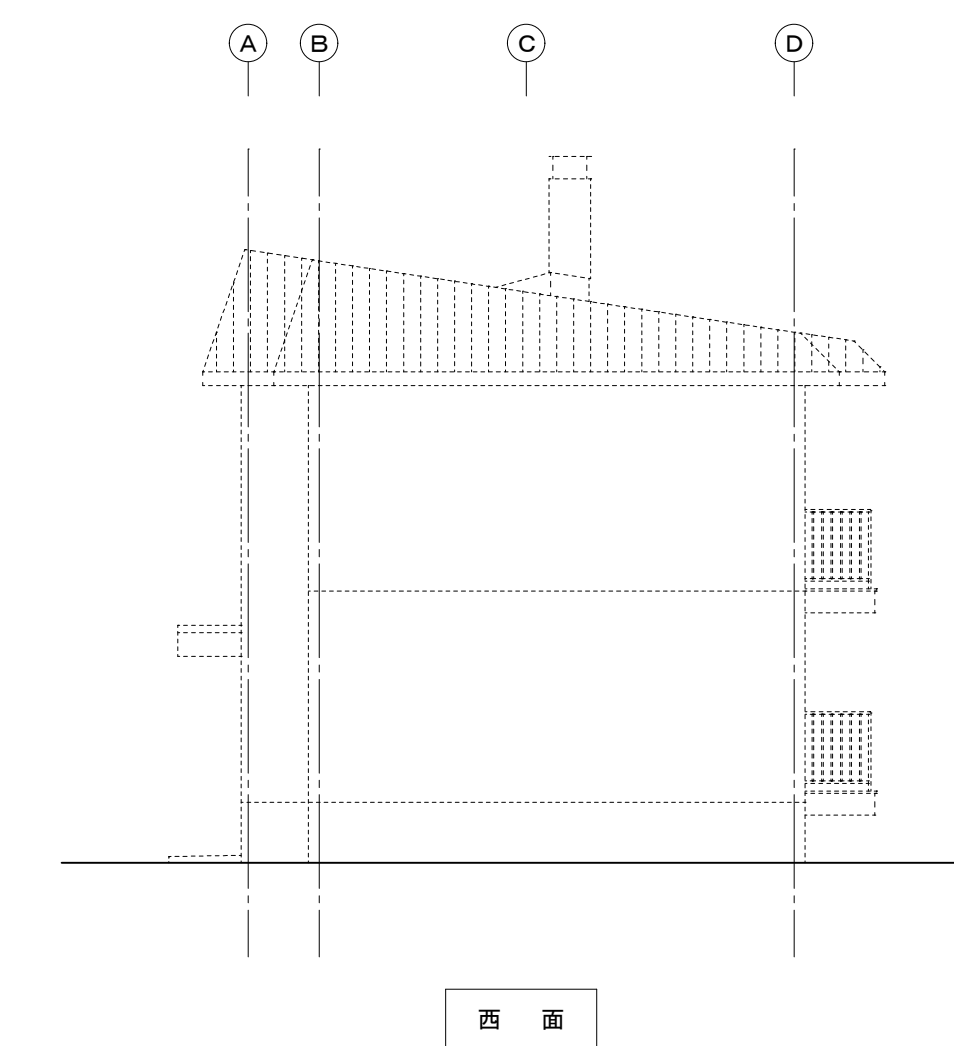
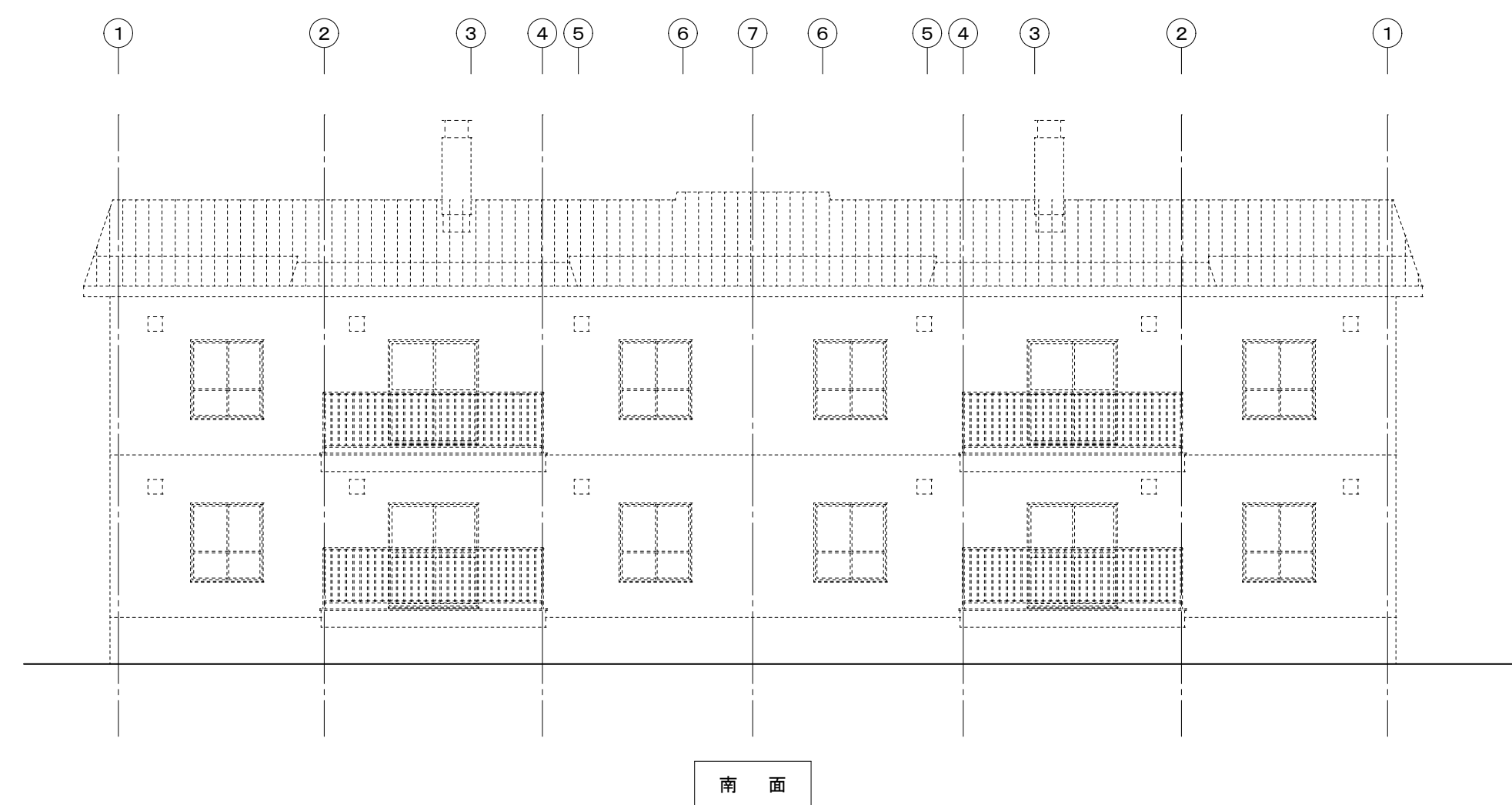
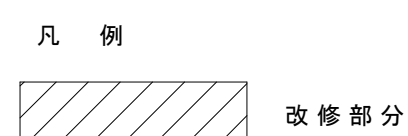
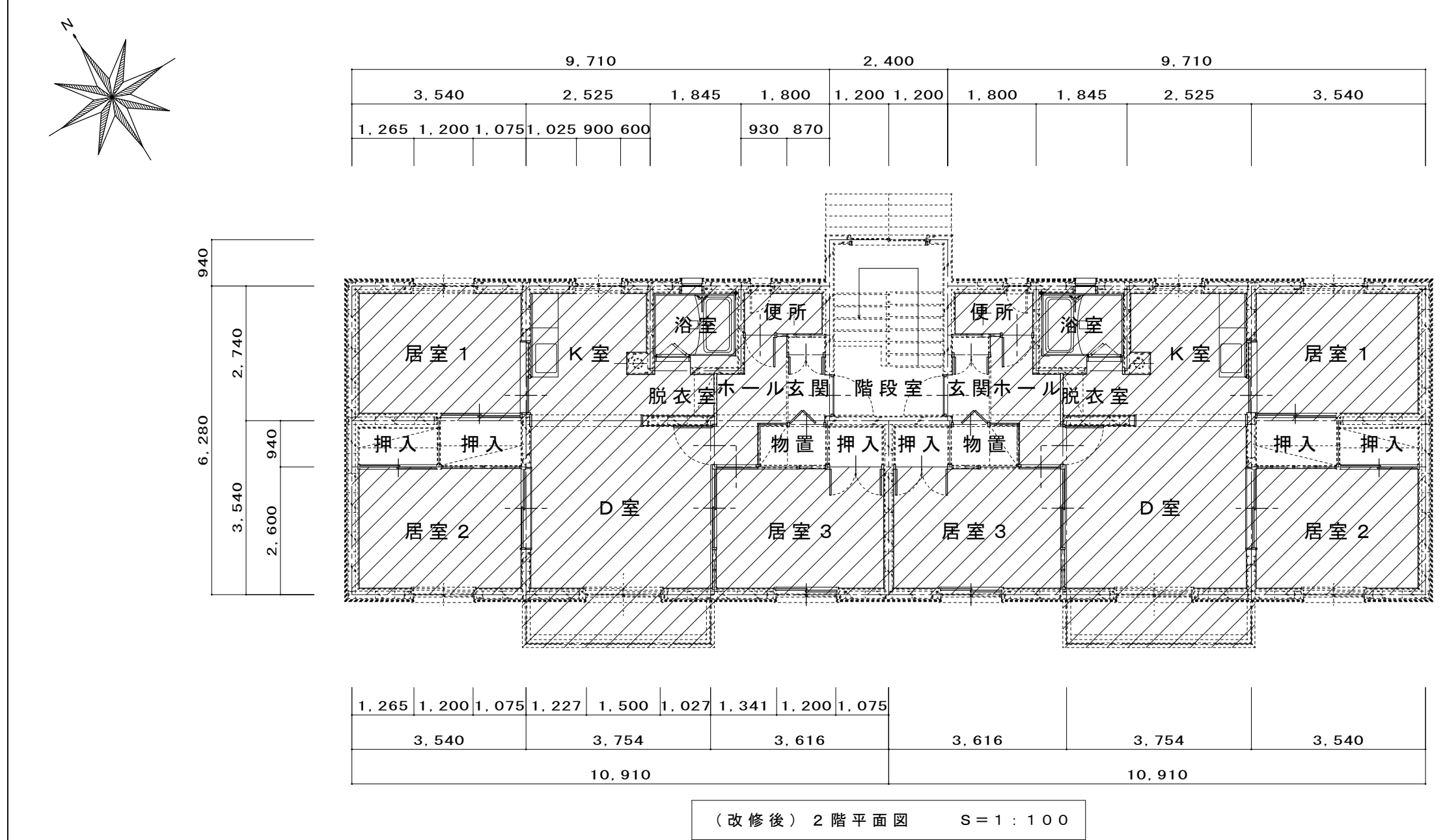
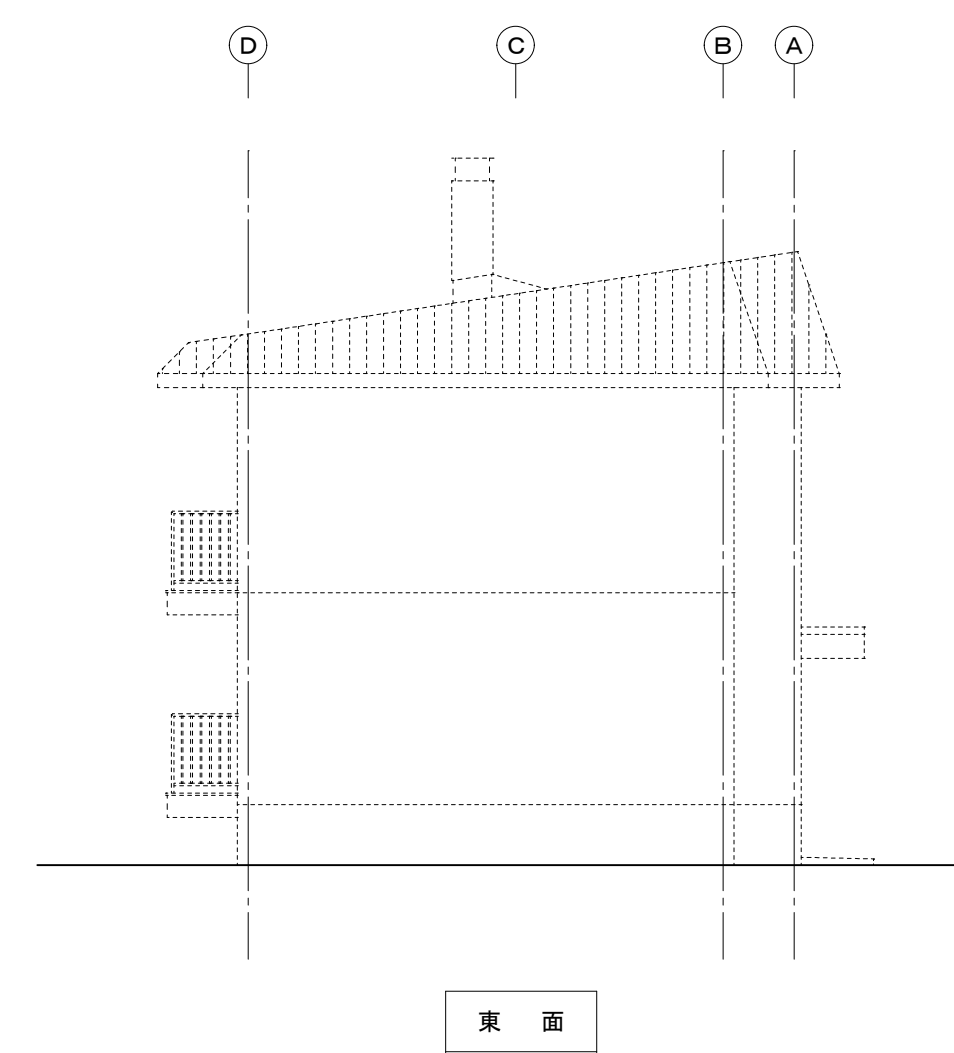
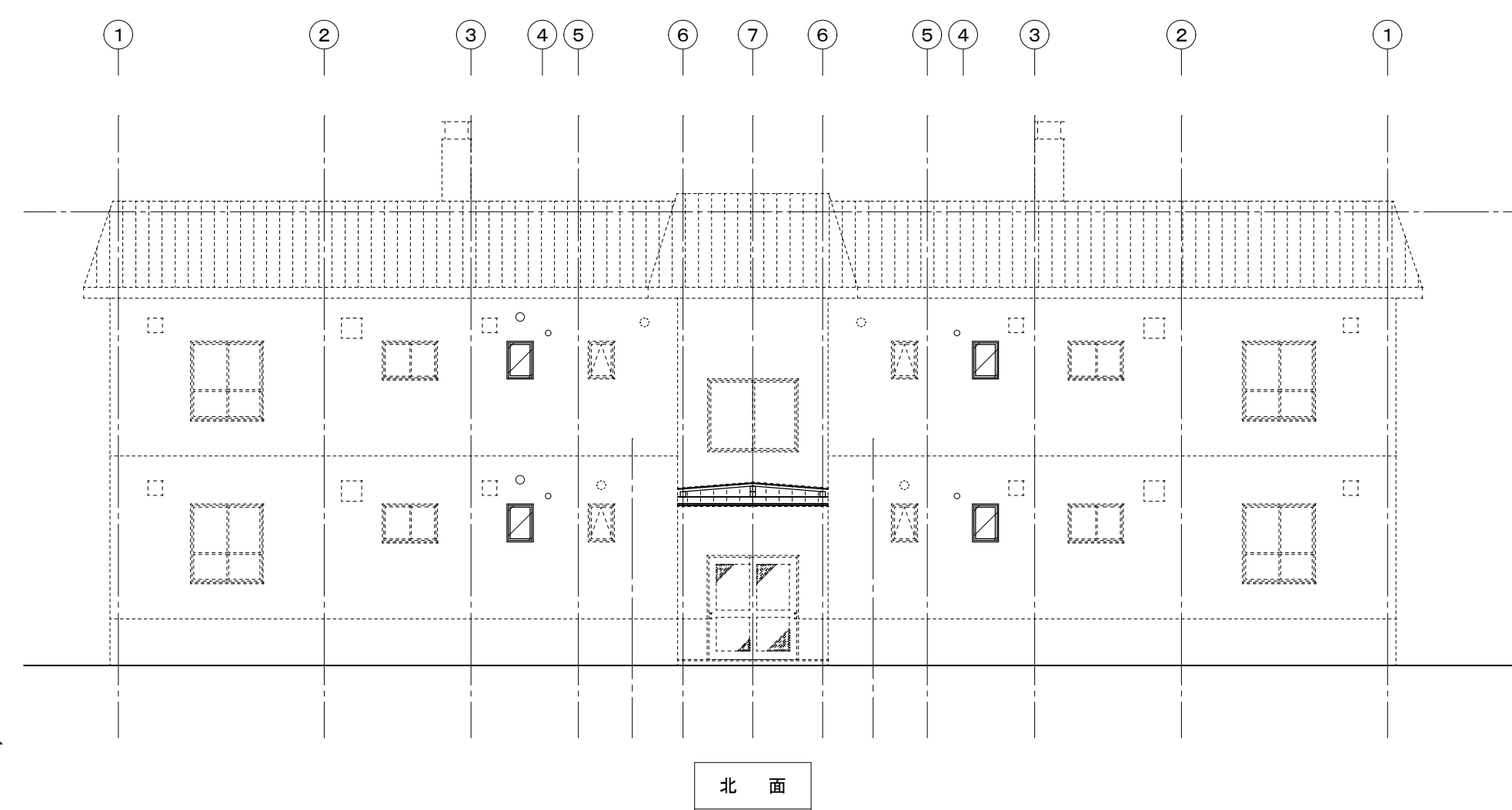
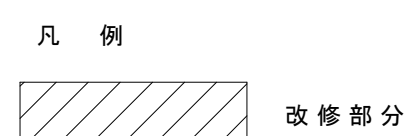
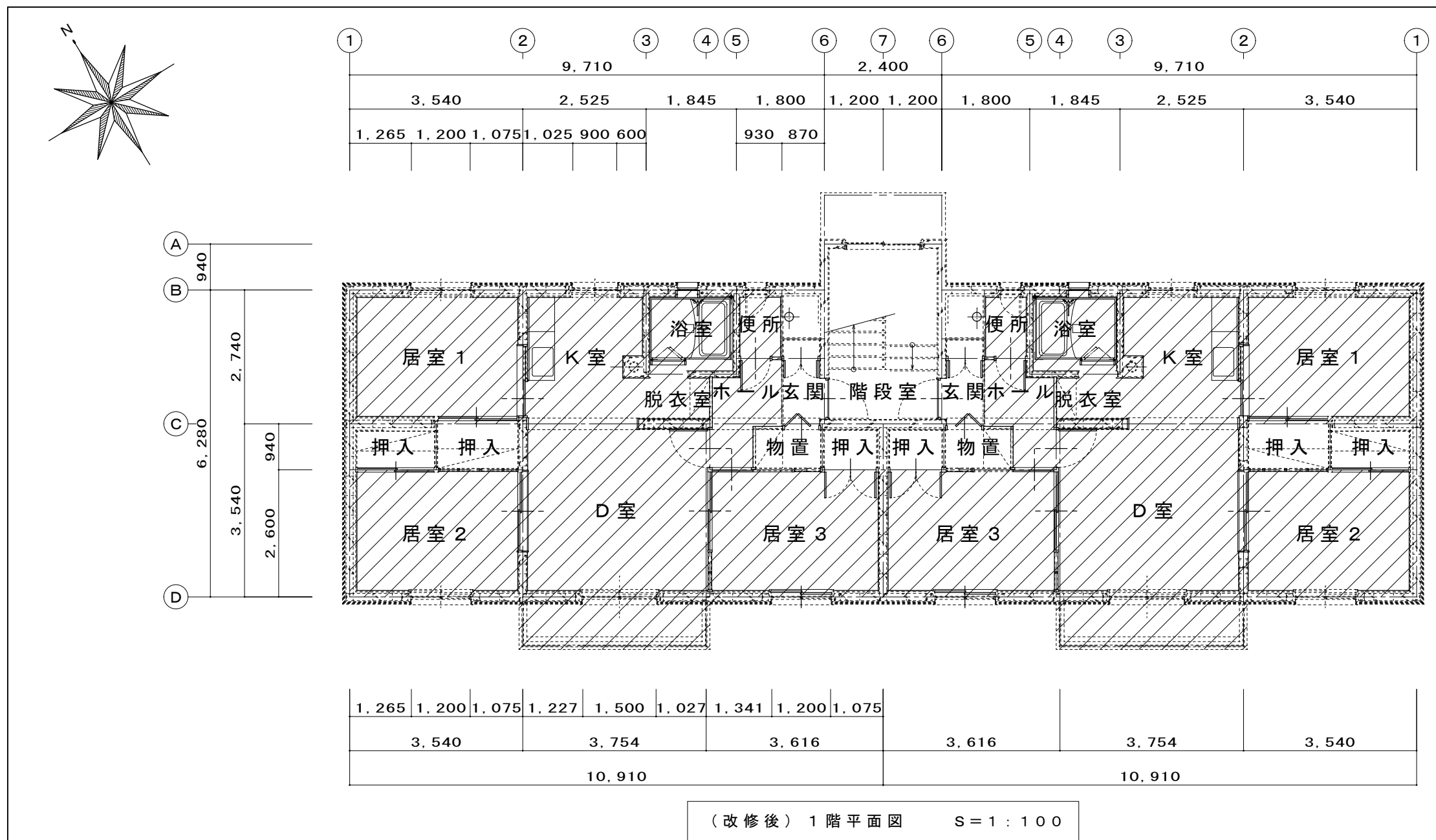


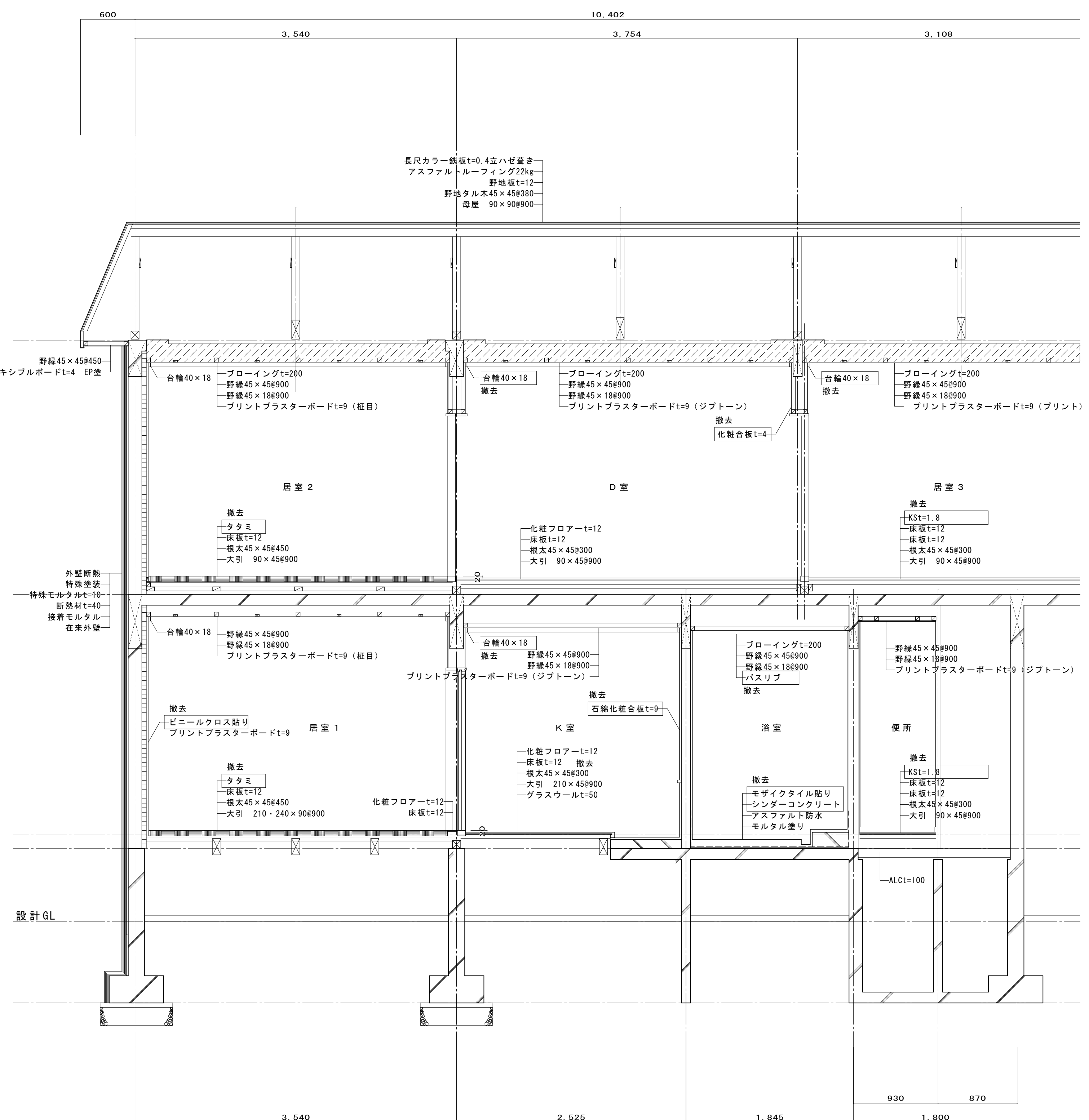
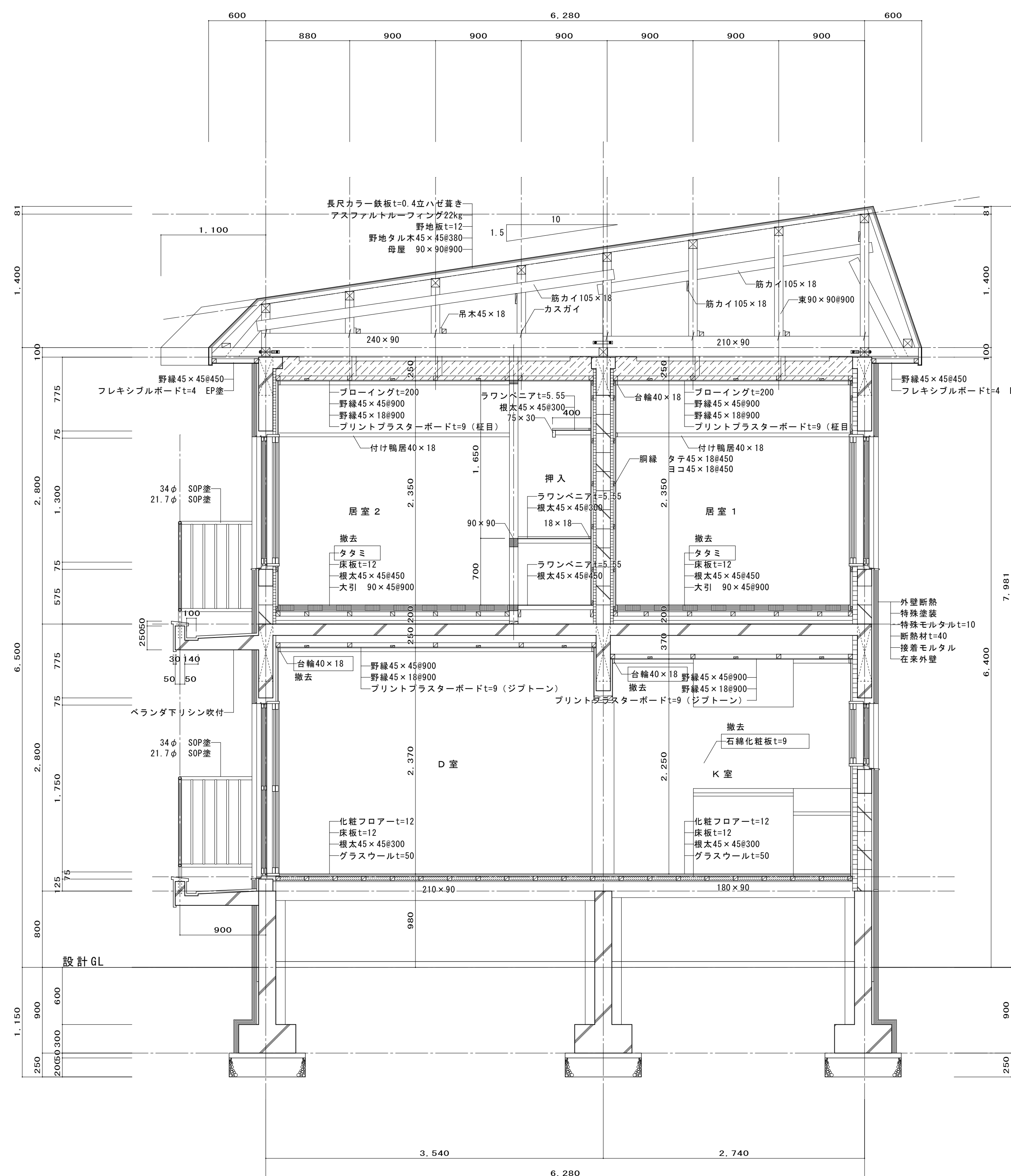
凡 例

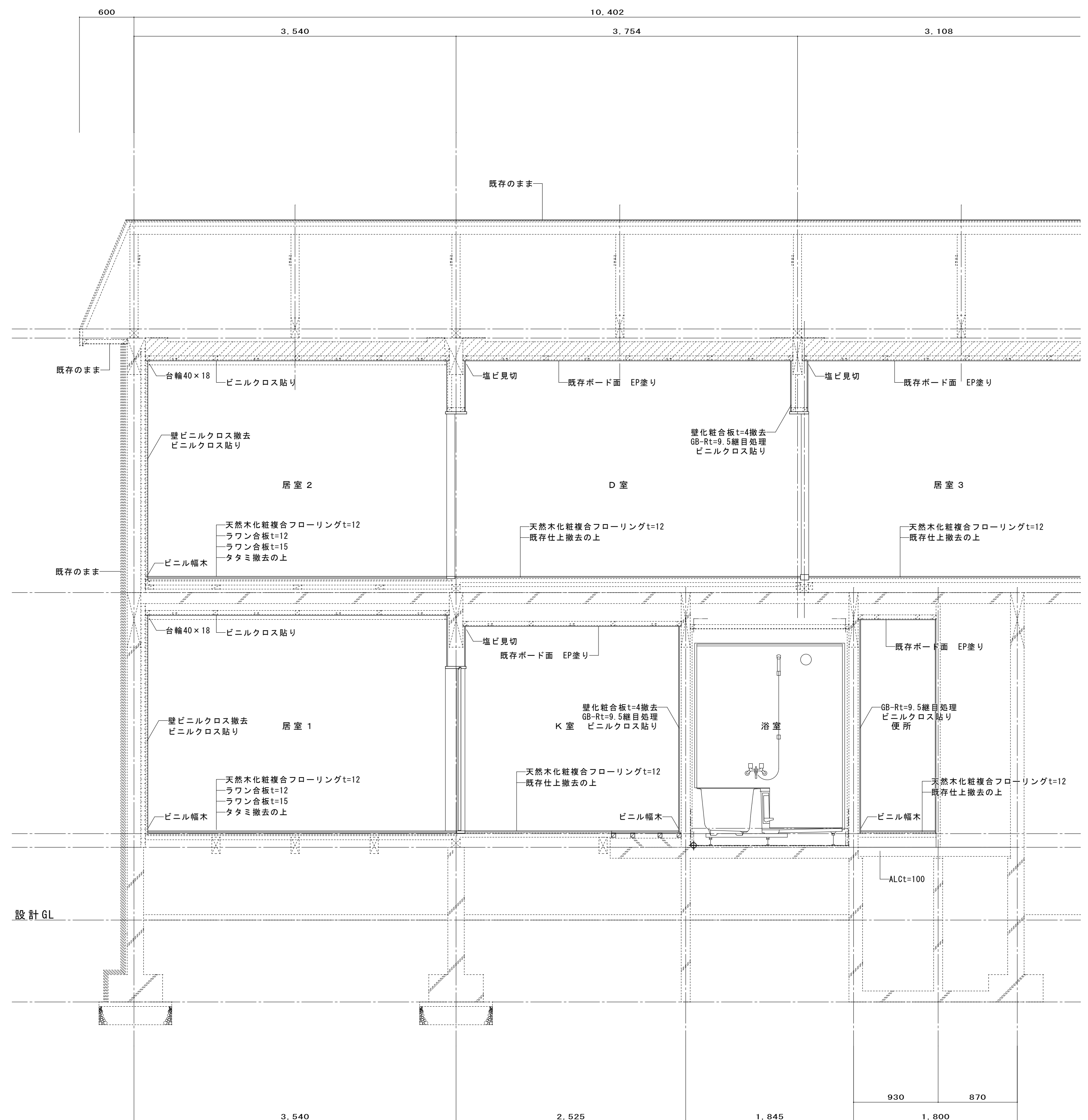
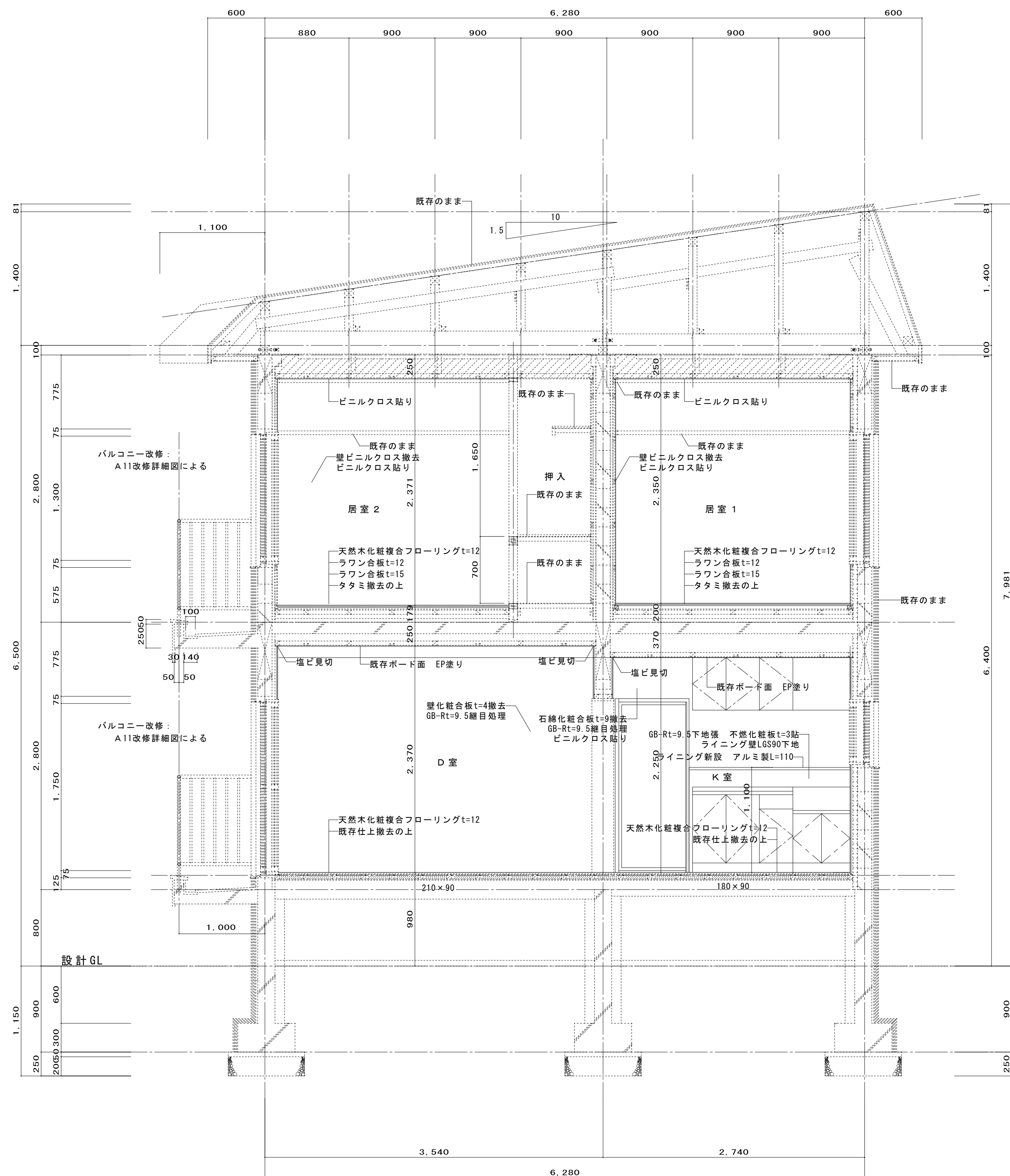


凡 例

[illegible]

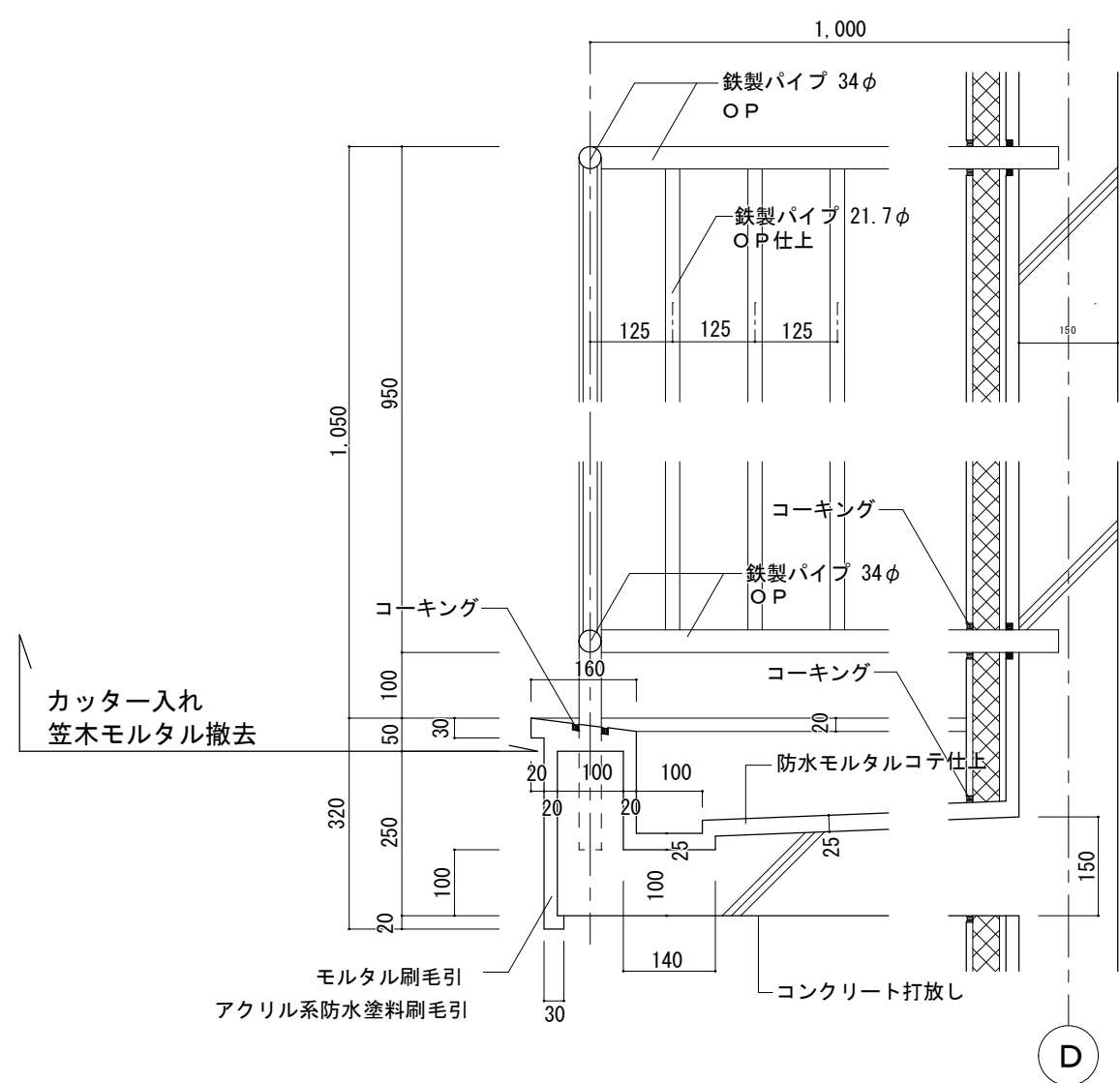
[illegible]





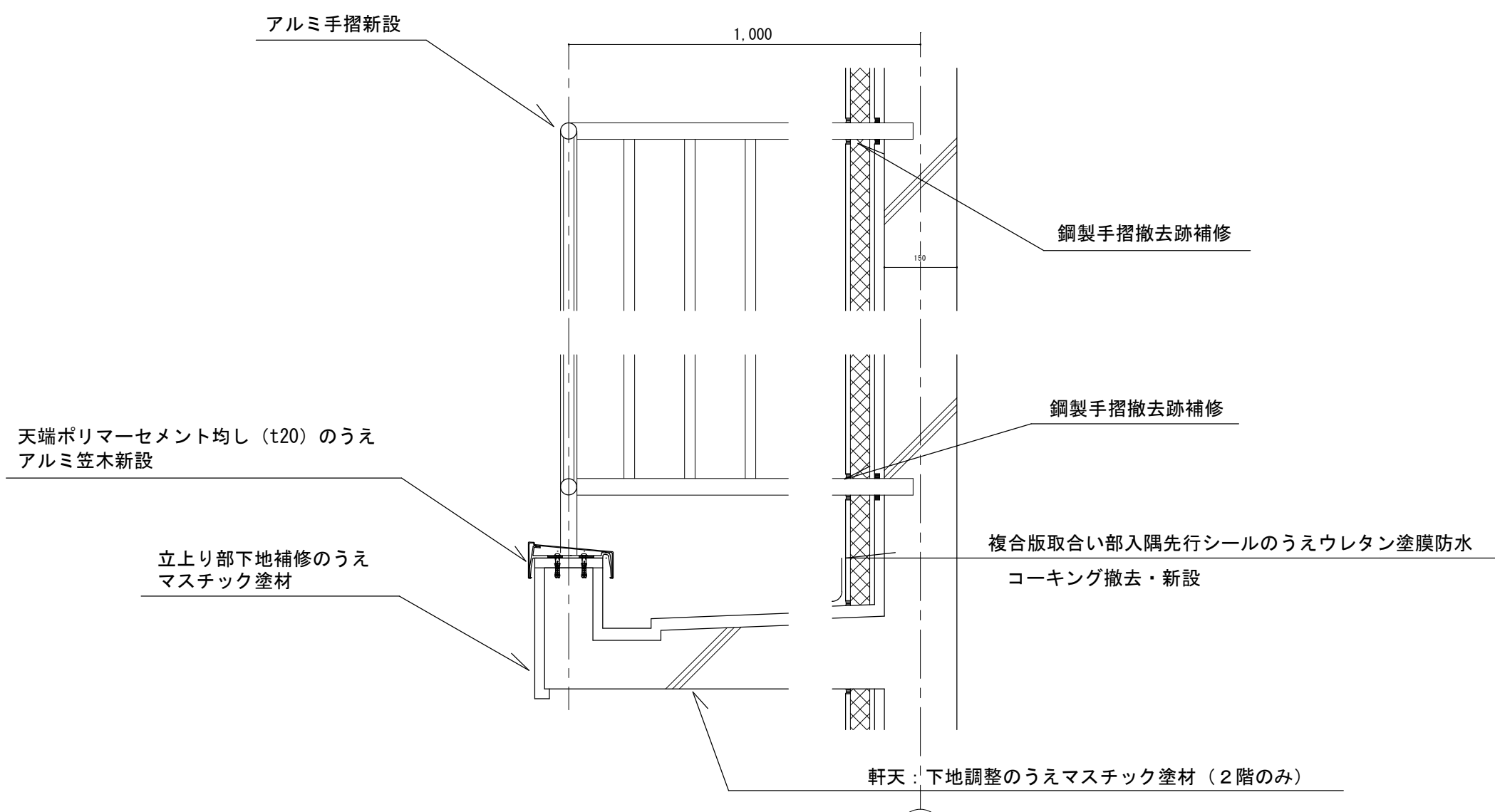


1階平面図 S=1/30

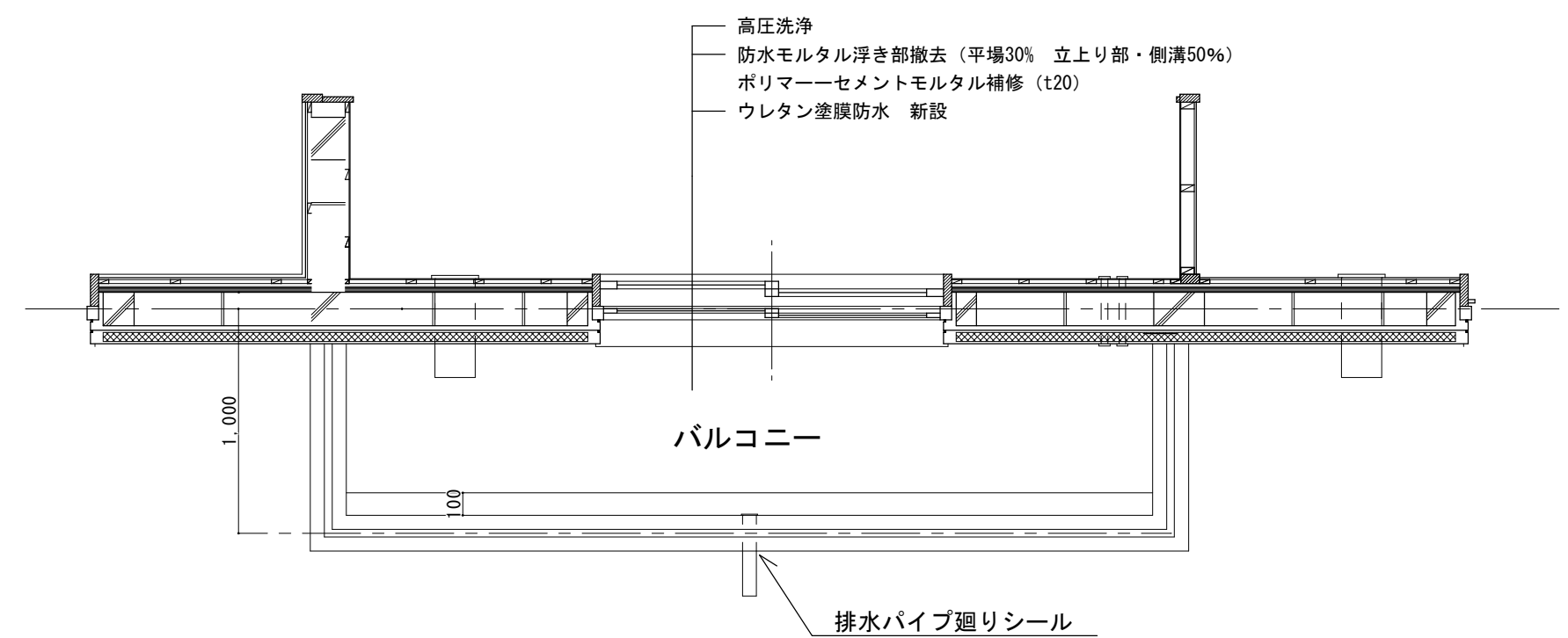


※既設防水モルタル浮部撤去
平場：30%
立上り部：50%
側溝：50%

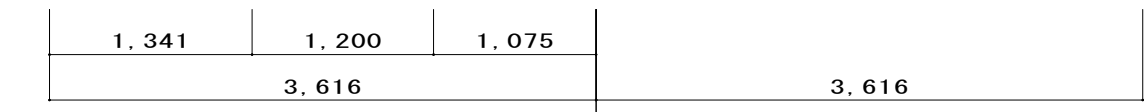
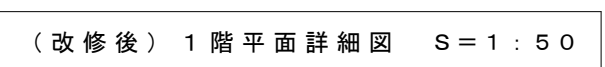
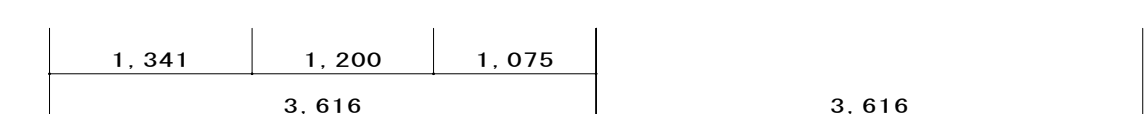
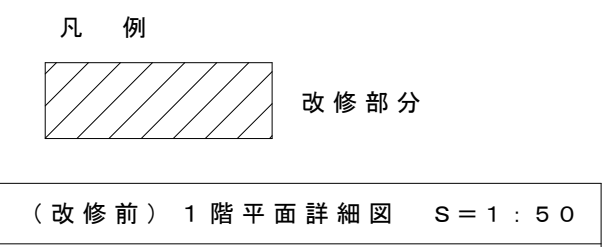
改修前

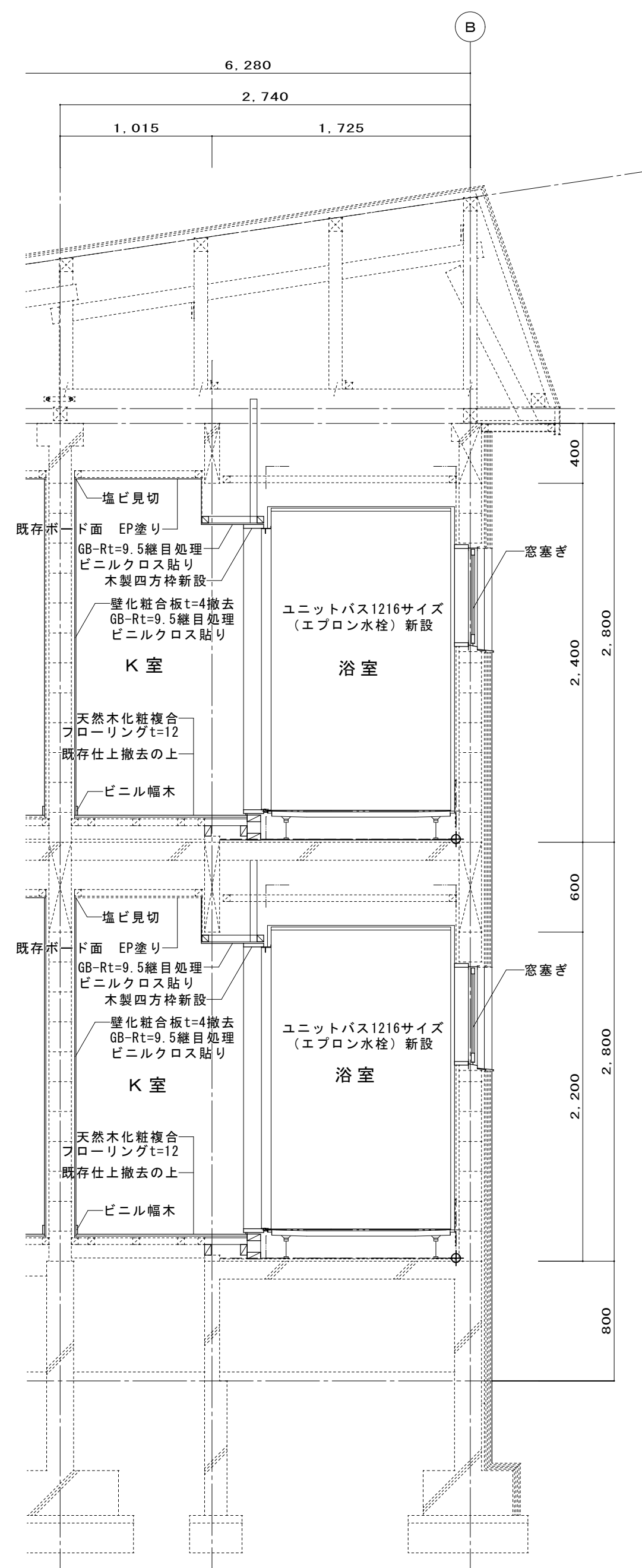
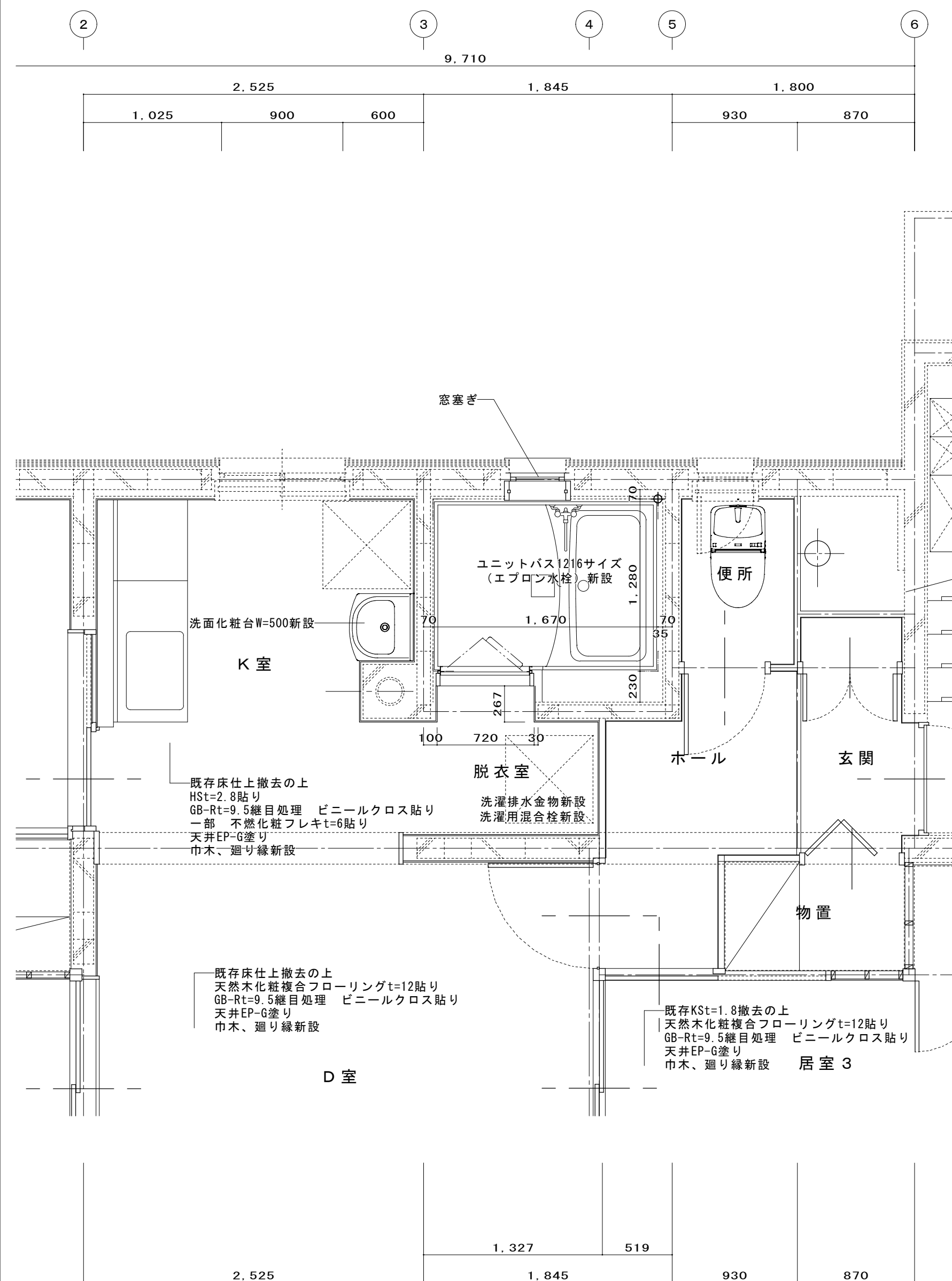
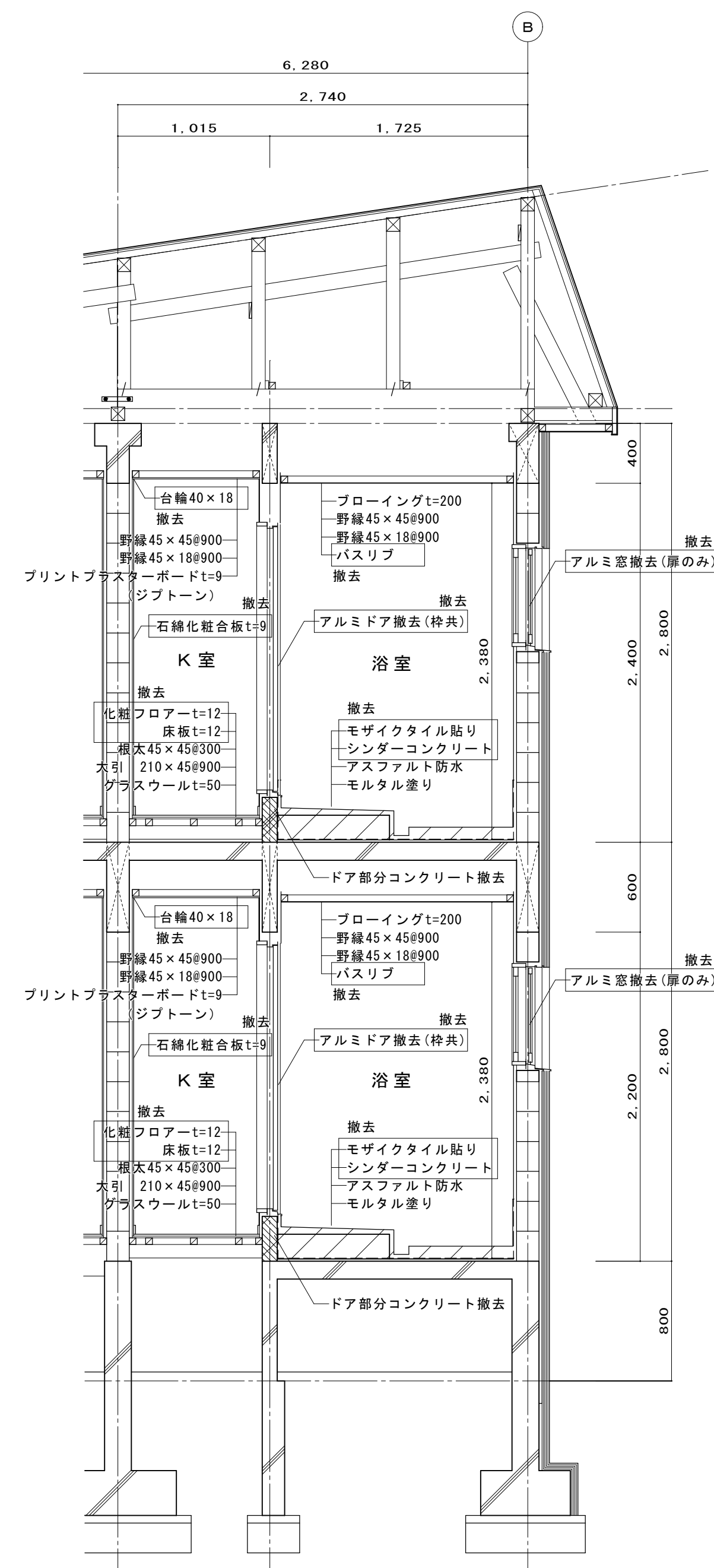
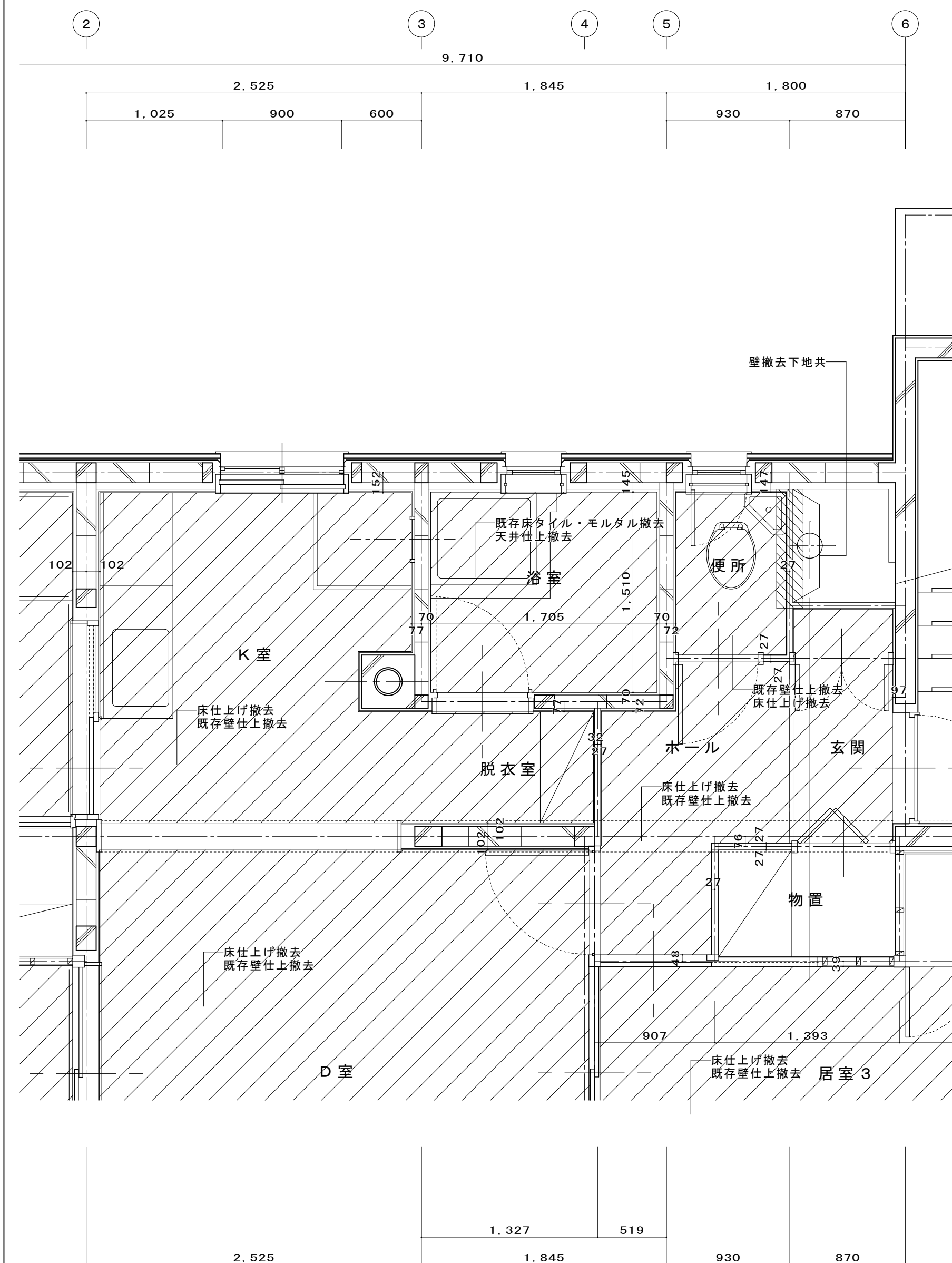


断面詳細図 S=1/10



平面詳細図 S=1/20

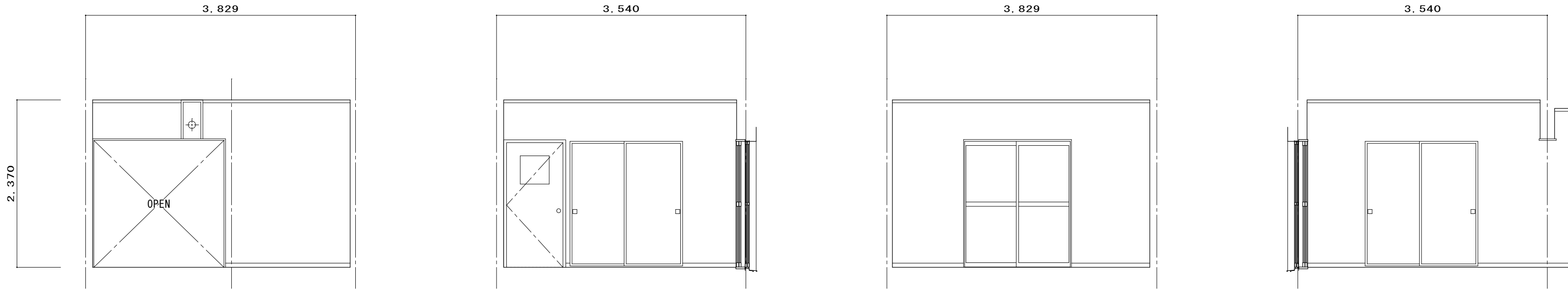




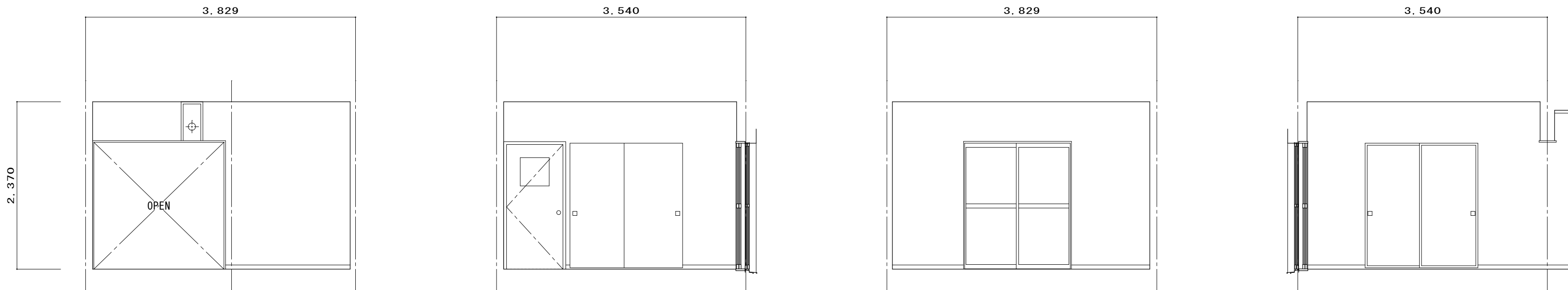
[illegible]

建具符号		1SD鋼製片開き両面フラッシュ戸		2SD鋼製片開き両面フラッシュ戸（枠カバー工法）		1ADアルミ製引き違い戸		2ADアルミ製片開き框戸	
姿図									
使用個所		玄関		玄関		階段室		浴室	
材料仕上		スチール製OP		表面材 ポリエステル系カラー鋼板 芯材 D4仕様ペーパーハニカム		アルミ製		アルミ製	
硝子		-----		-----		PW-6.8		F-4	
付属金物		撤去（原のみ枠は再利用）		アルミ製カバー枠、ステンレス窓指、レバーハンドル錠、DS T番、ポスト受口、ドアアイ、付属金物一式		既存のまま		撤去	
建具符号		11WD木製片開き両面フラッシュ戸		12WD木製片開き両面フラッシュ戸		3WD木製両開き片面フラッシュ戸		14WD木製引違いフラッシュ戸	
姿図									
使用個所		D室		便所		物置		居室2	
材料仕上		芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注		芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注		ポリ合板下地 ラミネートシート張り		芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	
硝子									
付属金物		調整蝶番、レバーハンドル、空錠、付属金物一式		調整蝶番、レバーハンドル、表示錠、ガラリ、付属金物一式		表具改修		引手、埋設レール、付属金物一式	
建具符号		19WD木製両開き片面フラッシュ戸		10WD木製両開き片面フラッシュ戸				1APWアルミ製引違い窓	
姿図									
使用個所		居室3（押入）		ホール		D室		居室1・2・3	
材料仕上		芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注		ポリ合板下地 ラミネートシート張り		アルミ樹脂複合カバー工法用		アルミ樹脂複合カバー工法用	
硝子						FL4-G12-FL3 (Low-e)		FL4-G12-FL3 (Low-e)	
付属金物		調整蝶番、レバーハンドル、空錠、付属金物一式		表具改修		アルミ内付用カバー工法枠、クレセント錠、網戸 付属金物一式		アルミ内付用カバー工法枠、クレセント錠、網戸 付属金物一式	
建具符号		5PW樹脂製引違い窓		6PW樹脂製引違い窓		7PW樹脂製引違い窓		8PW樹脂製片開き窓	
姿図									
使用個所		D室		居室1・2・3		K室		浴室・便所	
材料仕上		硬質樹脂		硬質樹脂		硬質樹脂		硬質樹脂	
硝子		FL4-A12-FL3		FL3-A12-FL3		FL3-A12-FL3		FL3-A12-FL3	
付属金物		樹脂枠新設、付属金物一式		樹脂枠新設、付属金物一式		樹脂枠新設、付属金物一式		樹脂枠新設、付属金物一式	
材種		材種		材種		材種		材種	
符 号		符 号		符 号		符 号		符 号	
S		W		O D		E P		C L	
A		L S		D		O P		U P	
P		S		S		V P		T	
凡 例		凡 例		凡 例		凡 例		凡 例	
				</					

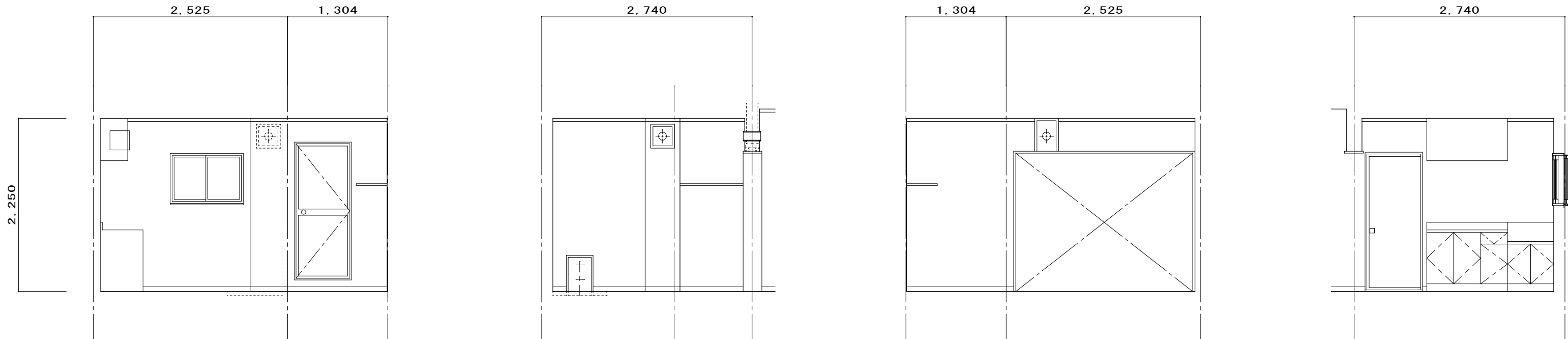
室 名	D 室
床	化粧フローア－t=12撤去
巾 木	木製幅木撤去
壁	プリント合板t=4撤去
天 井	プリント石こうボードt=9（ジブトーン）
備 考	



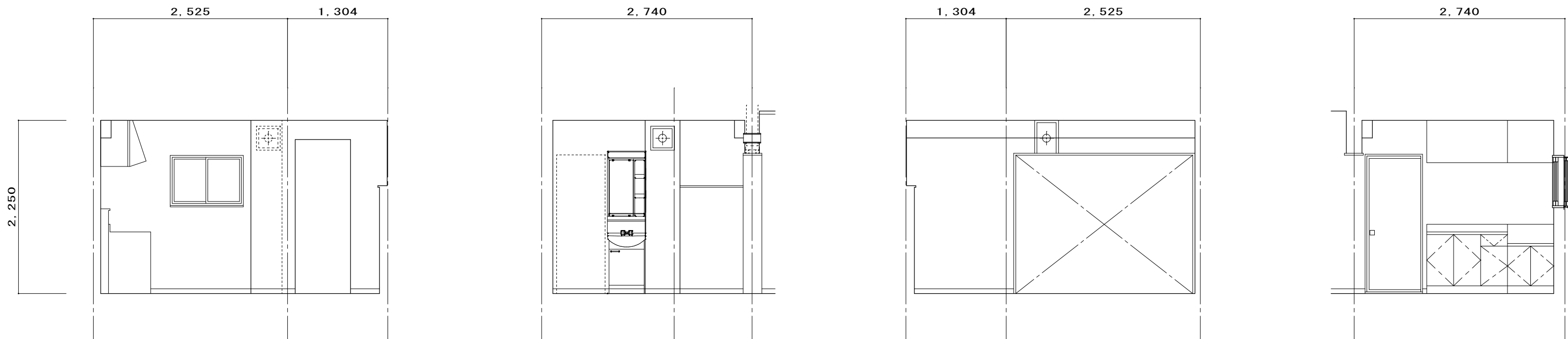
室 名	D 室
床	既存仕上撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12
巾 木	木製撤去の上 ビニル巾木H=60
壁	既存壁仕上撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り
天 井	既存仕上げ下地処理の上 EP-G塗
備 考	



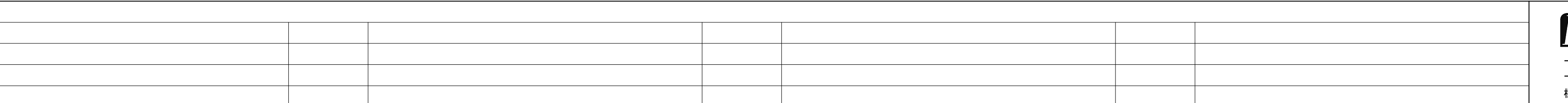
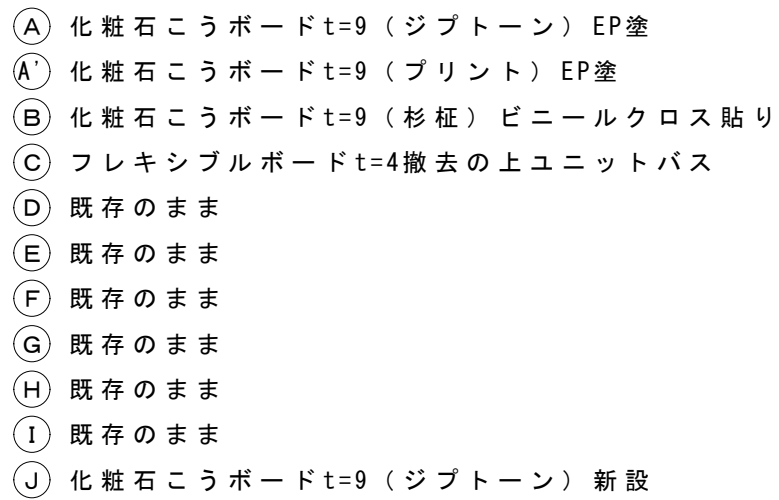
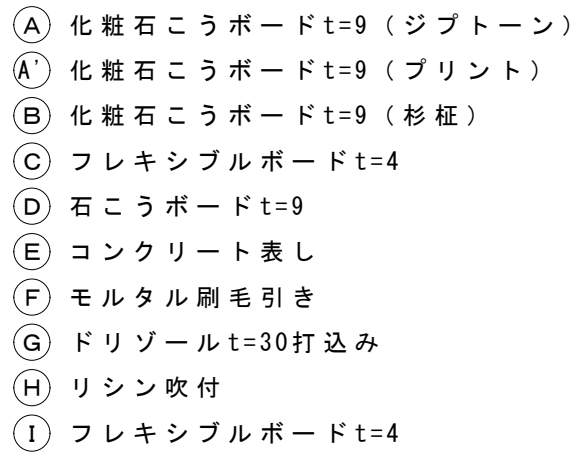
室 名	K 室
床	化粧フローア－t=12撤去
巾 木	木製幅木撤去
壁	石綿化粧板t=9 撤去
天 井	プリント石こうボードt=9（ジブトーン）
備 考	

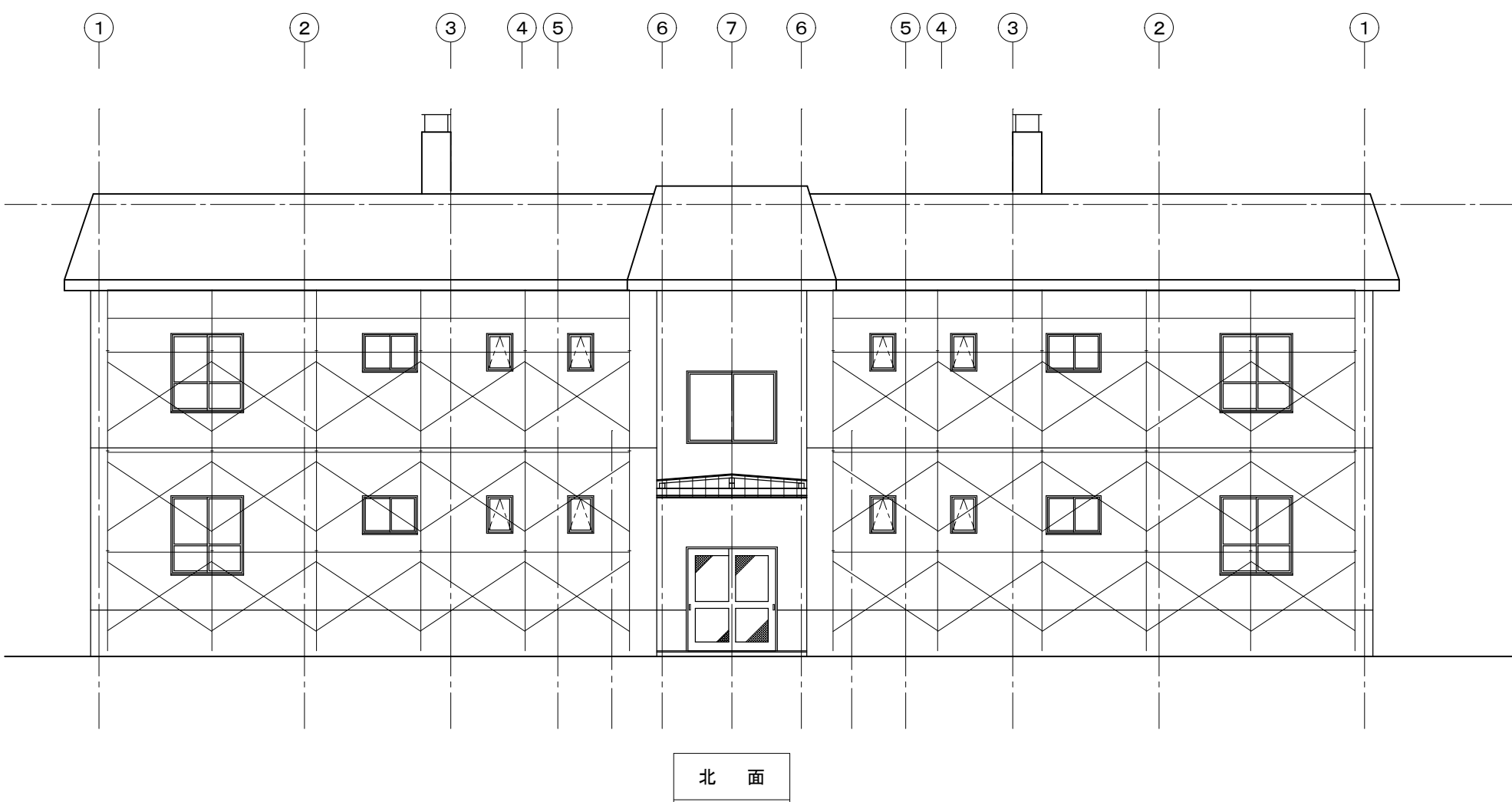


室 名	K 室
床	既存仕上撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12
巾 木	木製撤去の上 ビニル巾木H=60
壁	既存壁仕上撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り
天 井	既存仕上げ下地処理の上 EP-G塗
備 考	



凡 例





施工对象宿舍

—	工事車両通行路
◀	工事車両進入口
	外部足場（W600×H1,700）

広尾丸山通3号宿舍201棟改修工事（電気設備）特記仕様書

Ⅰ

工事概要

1. 工事場所

広尾丸山通3号宿舍：北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6番

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡） ²	消防法施行令別表第一の区分	備考
広尾丸山通3号宿舍（c型4戸）	補強CB造	2階建	278.57	(5)項口	改修

3. 工事種目（○印の付いたものを対象工事種目とする。）

工事種目 工事種目	建物別及び屋外					
	宿舎					
○電灯設備	改修一式					
・動力設備						
・電熱設備						
・雷保護設備						
・受変電設備						
・電力貯蔵設備						
・発電設備						
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・映像・音響設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・テレビ電波障害防除設備						
・監視カメラ設備						
・駐車場管制設備						
・防犯・入退室管理設備						
・火災報知設備						
・中央監視制御設備						
・構内配電線路						
・構内通信線路						

4. 指定部分

※ 無
・有
下記の部分については令和 年 月 日までにを行うこととする。
(対象部分：)

Ⅱ

工事仕様

1. 共通仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて次による。
国土交通省大臣官房官庁営繕部 制定の
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下、「標準仕様書」という。）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 制定の
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）（以下、「標準図」という。）

2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの仕様書を適用 特記する。

2. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。
なお、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
1 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 風圧力 風速（V ₀ = m/s） 地表面粗度区分（ ） 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号 における区分 別表（ ）
② 機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す機材等の製造業者等は、次の1）から6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

③ 施工区分

4 天井仕上げ区分

5 環境への配慮

6 耐震 措置

7 特定建設資材の処理

「機材等」

図面に特記なき場合、表－1「施工区分表」による。
室名に（ ）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示し、その他は二重天井を示す。
(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月閣議決定）」による。
(2) 建物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する品質及び性能を有するとともに、次の1）から4）を満たすものとする。
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(3) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の1）又は2）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3）又は4）に該当する材料を指す。
1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
2) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により、国土交通大臣の認定を受けた材料
3) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
4) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により、国土交通大臣の認定を受けた材料
耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
(1) 設計用水平地震力
機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数（＝1.0とする。）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
・設計用標準水平震度（特定の施設）

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5
	防震支持の機器	2.0	2.0
	水槽類	2.0	1.5
中間階	機器	1.5	1.0
	防震支持の機器	1.5	1.5
	水槽類	1.5	1.0
1階・地下階	機器	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.0	1.0
	水槽類	1.5	1.0

上層階及び中間階の定義は、標準仕様書第2編2.1.13表2.1.2 注記*3及び*4による。
重要機器は、以下による。
・配電盤 発電装置（防災用） 直流電源装置
・交流無停電電源装置 交換機 自動火災報知受信機
・中央監視制御装置
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に変更した費用を書面にて監督職員に報告する
(2) 分別解体の方法

種 類	分 別 解 体 の 方 法	備 考
・建築設備工事	・手作業 ・手作業、機械作業併用	
・	・手作業 ・手作業、機械作業併用	

(3) 特定建設資材廃棄物の種類

・コンクリート	処理数量	〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇	距離	〇〇 km
・コンクリート及び鉄からなる建設資材	処理数量	〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇	距離	〇〇 km
・アスファルト・コンクリート	処理数量	〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇	距離	〇〇 km
・木 材	処理数量	〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇	距離	〇〇 km

注) 受入施設は計量装置を有するものとし、上記以外とする場合は、監督職員と協議する

8 発生材の処理等

(1) 引渡しを要するもの

(・ 壁類 ・ 金属類 ・ 電線ケーブル類 ・)
堆積場所 構内
・指定場所 (〇〇〇)
所在地 (〇〇部〇〇町〇〇番地)
距離 (〇〇 km)
注) 材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。
(・ PCBを含む機器類 [・ 〇〇部〇〇町〇〇番地])
搬出場所 所在地 (〇〇部〇〇町〇〇番地)
距離 (〇〇 km)
(2) 特別管理産業廃棄物
・鉛蓄電池 処理数量 〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇 〇〇 km 〇〇処理
・アルカリ蓄電池 処理数量 〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇 〇〇 km 〇〇処理
・廃油 処理数量 〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇 〇〇 km 〇〇処理
・廃アスベスト 処理数量 〇 t
〇〇〇機 〇〇部〇〇 〇〇 km 〇〇処理
(3) 再資源化を図るもの
・蛍光管、水銀灯及び白熱灯 処理数量 〇〇 k g
野村産業㈱ 北見市留辺塚町富士見217番地 〇〇 km 中間処理
機テクノ 小樽市銭函3丁目515番地29 〇〇 km 中間処理
・小型蓄電池 処理数量 〇〇 k g
〇〇〇機 〇〇部〇〇 〇〇 km 〇〇処理
・硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 〇〇 k g
〇〇〇機 〇〇部〇〇 〇〇 km 〇〇処理
注) 受入施設は計量装置を有するものとし、上記以外とする場合は、監督職員と協議する。

9 電気工事士

最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

10 図示表示

(1) 図中における図示記号は、各図中の凡例、表－2「図示記号」及び標準図による。
(2) 図中において、EM（環境配慮型）電線類の表示は次による。
EM－I E電線は「EM－I E」を省略する。
EMケーブルは「EM－」を省略する。

11 電線本数及び管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差しつかえない。

12 施工調査

次の事前調査を行う。
調査項目 ()
調査範囲 (・E－〇〇図による。 ・)
調査方法 (・E－〇〇図による。 ・)

13 はつり及び穴開け

非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う。検査方法及び範囲については監督職員との協議による。 ただし、放射線透過検査に係る費用は別途とする。

14 再使用機器

照明器具の管球は(※再使用する。 新品に取替える。)

15 施工条件

・交通誘導員 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用 人・日配置する。
・警 備 員 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用 人・日配置する。
警備員の詳細は、E－〇〇図による。
・除 雪 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用
・排 雪 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用
・暖房養生 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用
・暖房仮設 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用

16 足場その他

・関係受注者の設置する足場、作業構台の類は、無償で使用できる。
・本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。
内部足場種別 ※〔A種、B種、C種、D種〕
・ E種 ・ F種 ・ G種
外部足場種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種
※〔D種、E種〕
改修標準仕様書によるほか、E－〇〇図による。
仮設間仕切り 仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種
既存部分の養生 ※別契約の関係受注者の設置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。
既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E－〇〇図による。
固定された備品、机・ロッカー等の移動
・行う（E－〇〇図による。）
・行わない
仮電源 ・ 受変電設備 E－〇〇図 による。
・ 発電設備 E－〇〇図 による。
仮設期間 E－〇〇図 による。
※再生クラッシュラン 切込み砂利及び碎石
・ 構内指定場所に数均し
・ 構内指定場所にたい積
・ 構外搬出適切な処理 距離 〇〇 km
・ 構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する。）
受入れ施設名称 ()
所 在 地 () 距離 〇〇 km
受入れ時間帯 ()
接地極は、表－3「接地極一覧表」による。
接地極上端の埋設深さは次による。
・ 0.9m以上 ・ 1.2m以上
構護シート 地中配線には、構護シートを2倍長以上重ね合わせて 敷設する。
ケーブル支持金物として垂鉛めっき軽量形鋼40×20×10×1.6 t L＝700
ケーブル支持金物を2本以上又は同等の支持材を取付ける。〔寸法単位は全てmm〕
避雷器、高圧カットアウト及びびがいし等は、
(・ 密閉形 ・ 耐塩形 ・ 重耐塩形)とする。
支線 支線A 垂鉛めっき銅より線 2.2mm²
支線棒 太さ 13mm、長さ 2.500mm
支線用根かせ 軽石ブロック B 埋設深さ 1.5m以上
支線B 垂鉛めっき銅より線 3.8mm²
支線棒 太さ 13mm、長さ 2.500mm
支線用根かせ 軽石ブロック C 埋設深さ 1.5m以上
高圧ケーブルの
端末処理銘板
高圧ケーブルの
屋外側端末処理
外灯内開閉器 外灯ボール内に区分開閉器用の引掛防水ゴムコネクターを取り付ける。
地下オイルタンク タンク室を (・ 設ける ・ 設けない)
工事区分 コンクリート躯体等 ※ 建築工事
乾燥砂 ・ 建築工事
杭は、 ・ なし ・ あり (ただし、杭は建築工事)
遮断油量指示計 ※設ける 設けない
金属製露出配管
・ 屋外の露出配管は、塗装を行う。
・ 次の露出配管は、塗装を行う。
(・ 車庫 ・ ・)
③ 機器取付け高さ
機器の取付け高さは、図面に特記なき場合、表－4「機器標準取付け高さ」による。
フラッシュプレート フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は以下による。
※金属製（ステンレス及び新金属も含む。ただし、防水型は除く。）
・樹脂製
二重床内の固定
(※固定する。 ・ 固定しない。)

株式会社 今井設計

一般建築士事務所 知事登録（根） 第164号
一般建築士 第130887号 吉 田 正
標準郡中標津町西4条北1丁目 TEL (0153) 72-5500

広尾丸山通3号宿舍201棟改修工事

電気設備工事 特記仕様書（その1） S＝NoScale(A1)
S＝NoScale(A3)

E

〇 1

※	発電機回路のコンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。																														
※	電話機への配線	電話機 1 台につき、次のものを見込む。 ・ EM-TIEF0. 65-2C (20mm m)・ ・ EM-BTIEE0. 4-2P (20mm m)・ ・ ワイヤプロテクタ O号 1. 5m																														
※	インバータ装置の 規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 <table><tr><td>電動機出力 (kW)</td><td>0. 4</td><td>0. 75</td><td>1. 5</td><td>2. 2</td><td>3. 7</td><td>5. 5</td><td>7. 5</td><td>11</td><td>15</td><td>18. 5</td><td>22</td><td>30</td><td>37</td><td>45</td></tr><tr><td>規約効率 (%)</td><td>86. 0</td><td>88. 5</td><td>92. 0</td><td>93. 0</td><td>94. 0</td><td>94. 0</td><td>94. 5</td><td>94. 5</td><td>95. 0</td><td>95. 5</td><td>95. 5</td><td>95. 5</td><td>95. 5</td><td>95. 5</td></tr></table>	電動機出力 (kW)	0. 4	0. 75	1. 5	2. 2	3. 7	5. 5	7. 5	11	15	18. 5	22	30	37	45	規約効率 (%)	86. 0	88. 5	92. 0	93. 0	94. 0	94. 0	94. 5	94. 5	95. 0	95. 5	95. 5	95. 5	95. 5	95. 5
電動機出力 (kW)	0. 4	0. 75	1. 5	2. 2	3. 7	5. 5	7. 5	11	15	18. 5	22	30	37	45																		
規約効率 (%)	86. 0	88. 5	92. 0	93. 0	94. 0	94. 0	94. 5	94. 5	95. 0	95. 5	95. 5	95. 5	95. 5	95. 5																		
		備考) (1) 規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形電動機」の 1P4X、6極定格、50Hz、電圧 200V の電動機を駆動したときの値とする。																														
※	サイン計画	・ 身障者プレート (白地に青文字・アクリル樹脂透明板 150×150×5t シルクスクリーン印刷) ・ 緊急呼出プレート (黒地に白文字・アクリル樹脂板・100×50×2t シルクスクリーン印刷) 記述内容は、「気分が悪い方は このボタンを押してください」とする。 ・ 人感センサー表示プレート (白地に黒文字・アクリル樹脂板 70×30×2t シルクスクリーン印刷) 記述内容は、「照明はセンサーにより自動点滅しています。」とする。 注) 寸法単位は全てmm。																														

表-1 「施工区分表」				電気設備	機械設備	建 築
他工事との取合い						
開口部	S造及びSRC造のはり貫通部		補強及びスリーブ	-	-	※
	RC造のはり貫通部		補強	-	-	※
			スリーブ	※	-	-
	RC造の床及び壁貫通部	分電盤用、 端子盤用及び プルボックス用 上記以外	補強	-	-	※
			仮 枠	※	-	-
			補強	-	-	※
			スリーブ	※	-	-
			型 枠（補強あり）	-	-	※
			型 枠（補強なし）	※	-	-
	軽量鉄骨下地天井及び壁ボード類の切込み			補強あり	-	-
床デッキプレートの切込み			補強なし	※	-	-
			補強あり	-	-	※
			補強なし	※	-	-
開口部の穴埋め補修			※	-	-	
基礎	配電盤及び制御盤等の基礎		屋内設置	-	-	-
			屋上設置	-	-	※
			屋外設置	-	-	※
	発電装置の基礎		-	-	※	
	避雷針の基礎（屋上）		-	-	※	
	テレビアンテナの基礎		-	-	※	
	防油堤			-	-	※
配線ビッド及びふた			-	-	※	
床・天井点検口			-	-	※	
自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強、ドアチェック及びフロアヒンジ			-	-	※	
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート			※	-	-	
軽量鉄骨下地間仕切壁のボックス取付け金具及びその取付け			※	-	-	
既設間仕切壁の位置ボックス及びその取付け			※	-	-	
別途機器等への接続（直接接続されるもの。）			※	-	※	
別途機器付属の制御盤以降の配管・配線（接地共）			-	※	-	
機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線（接地共）			※	-	-	
制御盤から別途自動制御盤への電源用配管配線（接地共）			※	-	-	
別途自動制御盤と制御盤間の信号線の配管配線（接地共）			-	※	-	
天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡り配管（接地共）			※	-	-	
天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡り配線			-	※	-	
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管及び配線			※	-	-	
小便器用節水装置の制御盤以降の配管及び配線			-	※	-	
自動扉及び電動シャッター等の制御盤以降の配管及び配線			-	-	※	

表-2 「図示記号」				
記号	名称	記号	名称	
_____	1. 6×2 (16)	○ _S	DSスイッチ (別途)	
_____	1. 6×3 (16)	○ _M	モーターダンパー (別途)	
_____	1. 6×4 (16)			
⋮	⋮			
_____E	1. 6×2+ (接地) 1. 6×1 (16)	⚡	既設壁はつり補修	
_____E	1. 6×3+ (接地) 1. 6×1 (16)	⚡	はり貫通用スリーブ	
_____E	1. 6×4+ (接地) 1. 6×1 (16)			
⋮	⋮			
_____C	2. 0×2+ (接地) 1. 6×1 (16)	⓪ _{OA}	OA用テールタップ (マグネット付) (2P15A・E付×4、ケーブル長3m、ケーブル引出しキャップを含む。 (抜け止め形又はその他の口数は、傍記による。))	
_____C	2. 0×4+ (接地) 1. 6×1 (22)	⓪ _(2. 2E・・・)	上下動形床付コンセント (2P15A×2、2P15A・E付×2・・・) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)	
⋮	⋮			
=====	(MM2A)	⓪ _(2. 2E・・・)	内部固定形床付コンセント (2P15A×2、2P15A・E付×2・・・) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)	
_____E	1. 6×2+ (接地) 1. 6×1 (MM2A)			
_____E	1. 6×3+ (接地) 1. 6×1 (MM2A)			
_____E	1. 6×4+ (接地) 1. 6×1 (MM2A)	⓪ _(2. 2E・・・)	外部固定形床付コンセント (2P15A×2、2P15A・E付×2・・・) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)	
⋮	⋮			
_____F ₂	EEF1. 6-2C	⊖ _{ET}	扉付コンセント (2P15A×1、ET付)	
_____F ₃	EEF1. 6-3C	●WP (A)	防滴プレート付スイッチ	
_____F ₄	EEF1. 6-2C~2	●WP (B)	軟質シリコン樹脂カバー付スイッチ	
_____F ₅	EEF1. 6-2C+1. 6-3C	●WP (C)	硬質単体プレート付スイッチ	
⋮	⋮	●SL	熱線式自動スイッチ 15A (切・自動・連続)	
_____2F ₂	EEF2. 0-2C	⓪ _{OA}	OA用モジュラコンセント (6極4心、樹脂製ケーブル引出しキャップを含む。 (口数は傍記による。))	
_____2F ₃	EEF2. 0-3C			
_____2F ₄	EEF2. 0-2C~2	⓪ _(J、J)	上下動形床付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1、同左×2) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)	
_____2F ₅	EEF2. 0-2C+2. 0-3C			
⋮	⋮			
		⓪ _J	壁付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1)	

[注] ケーブル配線でEを附したものは、接地線としてケーブルの心線を1心追加する。
なお、図示記号の(16)、(22)及び(28)はPF管とし、(19)、(25)、(31)、・・・及び(75)はねじなし電線管とする。

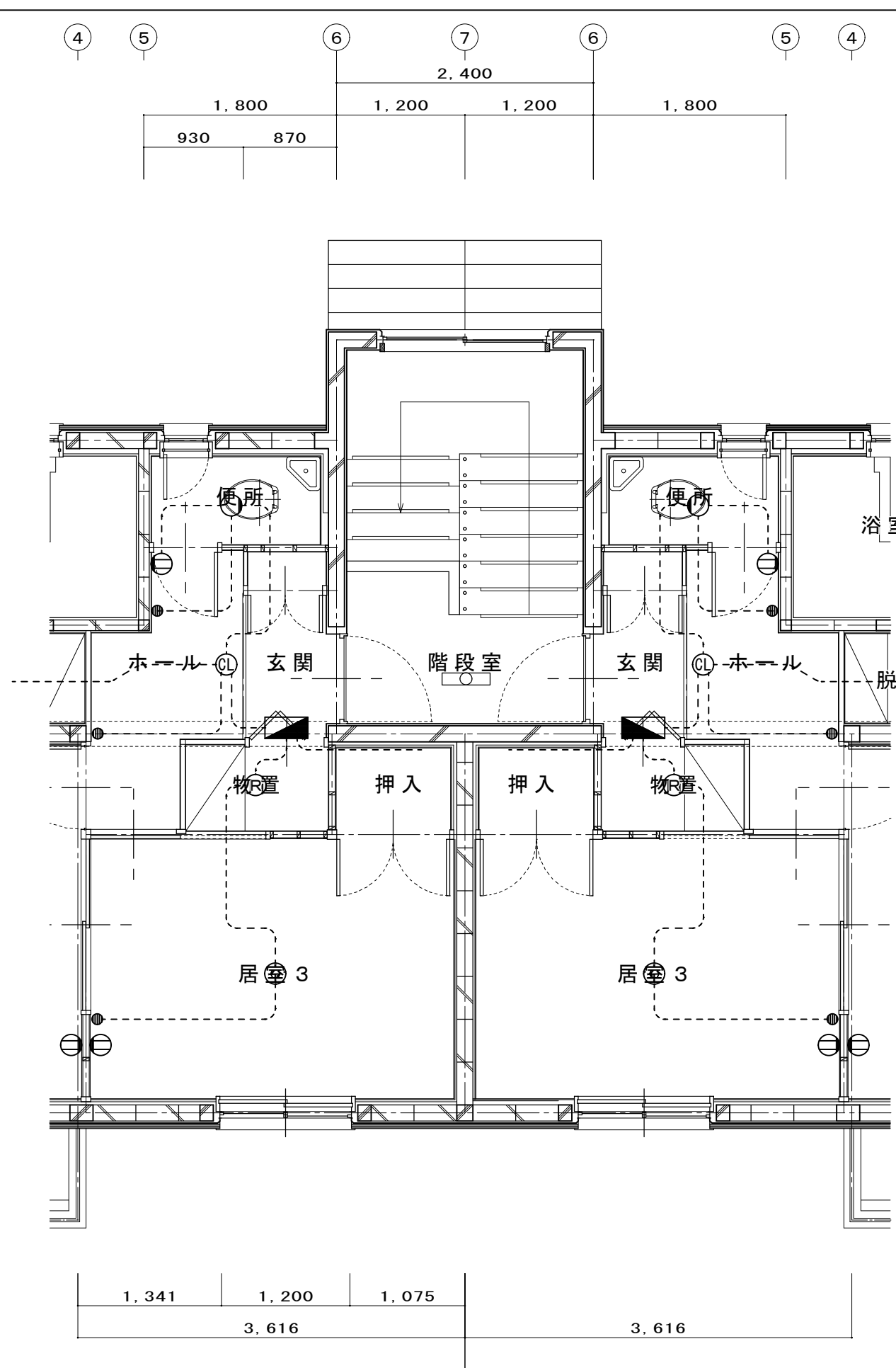
表-3 「接地極一覧表」			[単位mm]
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
・ 共同接地	E _{A・B・C・D}	Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ 共同接地	E _{A・C・D}	10Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ A種	E _A	10Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ B種	E _B	30Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ C種	E _C	10Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
○ D種	E _D	100Ω以下	EB (D=10、L=1, 000又はH=30、L=900) ×1
・ 種		Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ 高圧避雷器用	E _{LH}	10Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ 交換機用	E _i	10Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ 通信用 (10Ω)	E _{Ai}	10Ω以下	EB (D=14、L=1, 500又はH=40、L=1, 200) ×3連~1組
・ 通信用	E _{Di}	100Ω以下	EB (D=10、L=1, 000又はH=30、L=900) ×1
・ 電話引込口の保安器	E _{Li}	100Ω以下	EB (D=10、L=1, 000又はH=30、L=900) ×1
・ 測定用	E _o		EB (D=10、L=1, 500又はH=30、L=1200) ×1
・			

表-4 「機器標準取付け高さ」

名称		測点	取付け高さ [mm]	名称	測点	取付け高さ [mm]				
電力 共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	表示	情報表示盤	床下～中心	2,300			
	引込開閉器	床下～中心	1,800～2,200		壁付発信器	床下～中心	1,300			
分電盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)	ベル、ブザー及び チャイム		床下～中心	2,300				
		壁付押ボタン	床下～中心		1,300					
電 灯	スイッチ	一般	床下～中心	1,150	誘 導 支 援	外部受付 インターホン		標準図による		
		多機能 トイレ	床下～中心	1,100		壁付インターホン (上記以外)	床下～中心	1,300		
	コンセント	一般	床下～中心	300			壁付アウト レット	一般	床下～中心	300
		和室	床下～中心	150				和室	床下～中心	150
		台上	台上～中心	150～200			壁付呼出ボタン (多機能トイレ)	床下～中心	400～800	
	土間	床下～中心	800～1,300	同上プルスイッチ		床下～紐下端		100		
	ブラケット	一般	床下～中心	2,100～2,300						
		踊場	床下～中心	2,000～2,500						
		鏡上	鏡上端～中心	150						
	助力	制御盤（壁掛形）		床下～中心 (上端1,900以下)		1,500	テ レ ビ 共 同 受 信	機器収容箱		上端～天井下
開閉器箱		床下～中心	1,500	直列ユニット	一般	床下～中心		300		
制御用スイッチ		床下～中心	1,300		和室	床下～中心		150		
構 内 交 換	端子盤（室内）		床下～下端	300	火 災 報 知					
	集合保安器箱		上端～天井下	200		受信機及び副受信機		床下～操作部	800～1,500	
	壁付アウト レット	一般	床下～中心	300		機器収容箱		床下～中心	800～1,500	
和室		床下～中心	150	発信器		床下～中心	800～1,500			
時 計	親時計（壁掛形）		床下～中心 (上端1,900以下)	1,500		警報ベル		床下～中心	2,300	
	子時計	床下～中心	2,300	表示灯		床下～中心	2,100			
		スピーカ（壁掛形）		床下～中心		2,300	液化石油ガス用 検知器		床下～上端	300以下
	拡 声	アッテネータ		床下～中心		1,300				

章 項 目		特 記 事 項		
● 排 水 設 備	1 配 管 材 料	屋内汚水管（屋外第1樹まで） ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・排水、通気用鉛管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ・ 屋内雑排水管（屋外第1樹まで） ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・排水、通気用鉛管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（VP） 通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） 屋外汚水 雑排水管 ・遠心力鉄筋コンクリート管 ・ビニル管（RS-VU又はREP-VU） 2 台所流し等の排水管 流し等の床上の配管は、ビニル管でもよい。 3 経 手 4 樹 インバート樹、ため樹、ブロー樹及びふた等の形状、寸法は図示による。 5 満 水 試 験 継 手 図示の位置に取付ける。 6 放 流 納 付 金 等 ・不要 ・要（ ・別途工事 ・本工事） 7 保 温 通気管の外壁より2mは保温する。 8 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.4による。） ・ 9 既設配管の洗浄 撤去を行う既設汚水管及び雑排水管は、撤去前に管内洗浄を行う。	● ガ ス 設 備	都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。 液化石油ガス 一般 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ガスメーター 親メーターはガス事業者よりの貸与品、子メーターは買取りとする。 引込負担金等 ・不要 ・要（※別途工事 ・本工事） 3 液 化 石 油 ガ ス ガスボンベ ・買取り ・借用 ガスメーター ・買取り ・借用 集合装置 ・標準図施工72、73による。 本組 ボンベ置場のコンクリート基礎 ・別途工事 ・本工事 転倒防止用の容器固定具 ※本工事 4 ガス漏れ警報器 ・本工事 ・別途電気設備工事 外部警報端子（・無 ・有） 5 埋 設 深 さ ・ガス事業者の指定深度（ ） ・GLー 6 塗 装 建物内の外面被覆鋼管を除くすべての配管は標準仕様書第2編3.2.1.4の鋼管及び継手 露出の項により塗装する。 7 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第6編2.2.6又は2.3.6による。） ・
	○ 浄 化 槽 設 備	1 形 式 及 び 仕 様 図示による。	○ 給 油 設 備	1 油 の 種 類 灯油 2 油 タ ン ク 市販品（・490L型 ・950L型）付属品共 3 配 管 材 料 被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの） 4 埋 設 深 さ ※GLー500 5 改 修 工 事 の 試 験 試験範囲（※新設配管 既存配管（ システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。）
	● 給 湯 設 備	1 配 管 材 料 ・水道用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 2 絶 縁 継 手 図示の位置に取り付ける。 3 弁 類 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 呼び径65A以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。 4 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.3による。） ・ 5 保 温 湯沸器の給排気筒（二重管を含む）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は 標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のh・（イ）・IXとする。 6 給湯機器の固定 給湯機器の固定は、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」 （平成24年12月12日国土交通省告示第1447号）による。	○ 給 油 設 備	1 油 の 種 類 灯油 2 油 タ ン ク 市販品（・490L型 ・950L型）付属品共 3 配 管 材 料 被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの） 4 埋 設 深 さ ※GLー500 5 改 修 工 事 の 試 験 試験範囲（※新設配管 既存配管（ システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。）
	○ 消 火 設 備	1 配 管 材 料 一般 ・屋内消火栓 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・連結散水 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・連結送水 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・ 地中 ・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 （・SGP-VS ・ ） ・ 2 屋内消火栓種別 ・易操作性1号消火栓 ・1号消火栓 ・2号消火栓 3 弁 類 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 4 屋内消火栓開閉弁 ・1OK 5 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.5による。） ・	○ 給 油 設 備	1 油 の 種 類 灯油 2 油 タ ン ク 市販品（・490L型 ・950L型）付属品共 3 配 管 材 料 被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの） 4 埋 設 深 さ ※GLー500 5 改 修 工 事 の 試 験 試験範囲（※新設配管 既存配管（ システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。）
	○ 厨 房 設 備	1 機器の寸法 概略寸法とする。 2 機器の機能等 図示による。		

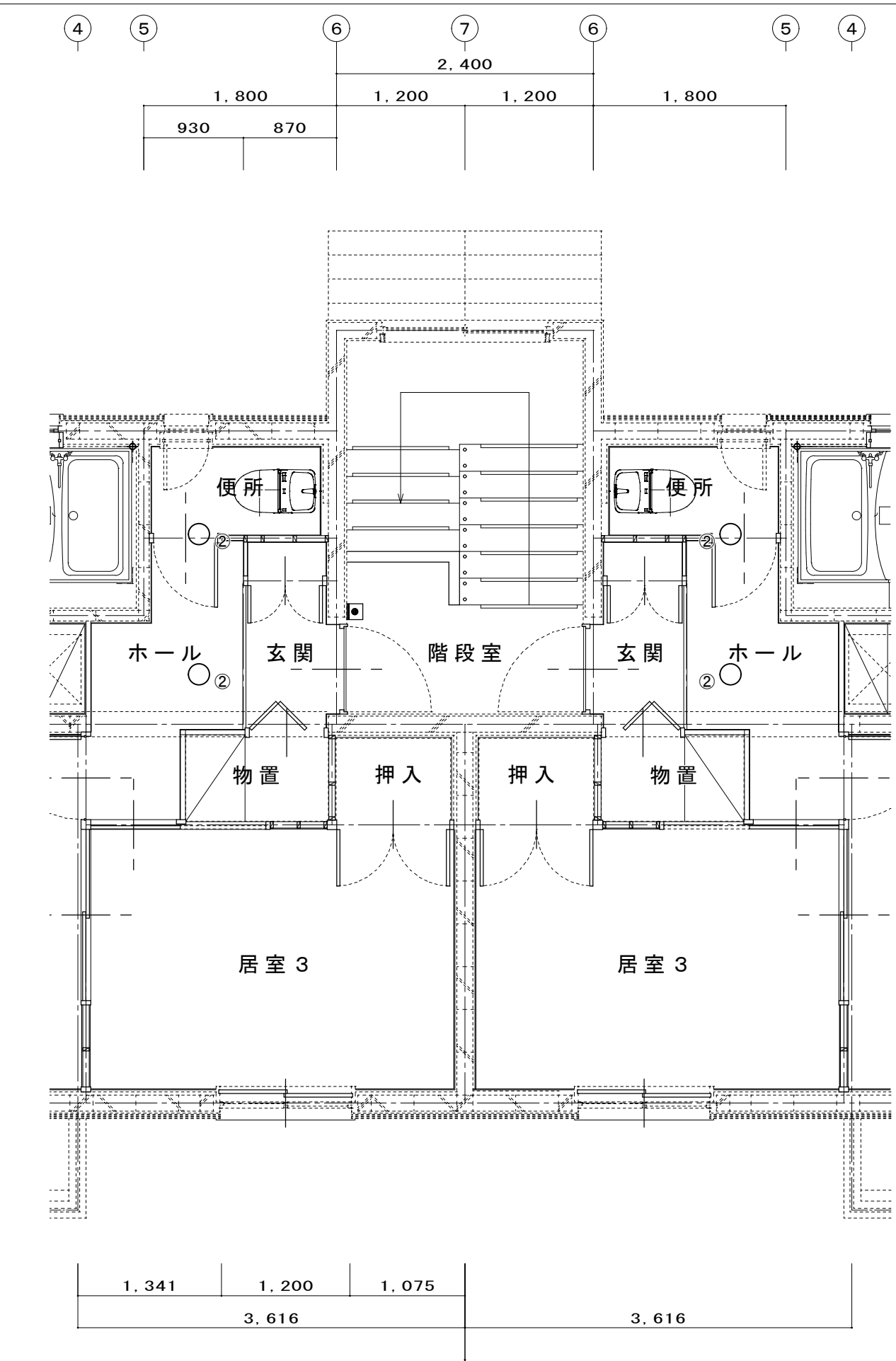
 株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録（概） 第317号 一級建築士 第139087号 西 田 正 横浜郡中瀬津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500	広尾丸山通3号宿舍201棟改修工事 機械設備工事 特記仕様書（その3） S=NoScale(A1) S=NoScale(A3)	M
	広尾丸山通3号宿舍（cタイプ）	O3

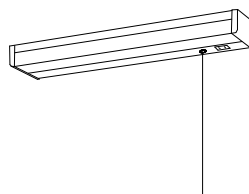
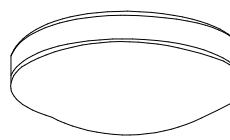
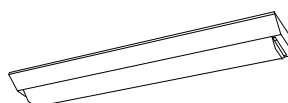


例		仕 様 ・ 規 格	
記 号	名 称		
○	LED 蛍光灯2灯相当		
○	LED 蛍光灯1灯相当		
②	LEDシーリングライト		
●	タンブラースイッチ	1P15A×1	樹脂P
●	コンセント	1P15A×1 (ON)	樹脂P
②	コンセント	2P15A×1	樹脂P
②	コンセント	2P15A×2	樹脂P
②	コンセント	2P15A×2	E付 樹脂P
□	チャーム	AC100V	
■	呼出ボタン		
□	آمدレコードボックス	中四角浅型D44	
□	M11 A用コーナボックス		

記入無き配管配線は下記による ----- VVF 2.0-2C ----- VVF 2.0-3C ----- VVF 2.0-3C(1芯接地) ----- 天井ころがし配線 ----- 参考配線	
--	--

特記無きは新設を表す。



照明器具図	
①	LEDキッチンライト 20形直管蛍光灯1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束980lm、消費電力12W、電圧100V 拡散タイプ、コンセント付 カバー：プラスチック（乳白） プルスイッチ付、両面化粧タイプ	
②	LEDシーリングライト 20形丸形蛍光灯1灯器具相当
 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束772lm、消費電力7.8W、電圧100V 拡散タイプ、防湿型・防雨型、天井直付型・壁直付型、ネジ込み方式 本体：プラスチック（ホワイト） カバー：アクリル（乳白）	
③	直付一体型LED 富士型 Hf 蛍光灯16形2灯器具相当
 一般タイプ、3200lmタイプ 定格出力型、電圧100～242V 約10～100%連続調光型 本体：銅板（白色粉末塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命：4000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵	

広尾丸山通3号宿舍201棟改修工事
 特記仕様書

（機械設備）

I
 工 事 概 要

1
 工事場所
 北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6番地

2
 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備 考
広尾丸山通3号宿舍201棟	B・C造	2階建	278.57㎡	第5項口	改修

3
 工事種目
 ○印の付いたものを適用する。

工事種目	建物別及び屋外		工 事 種 別			
	宿 舎					
・ 空 気 調 和 設 備	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 暖 房 設 備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 換 気 設 備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	
・ 排 煙 設 備	一式	一式	一式	一式	一式	
・ 自 動 制 御 設 備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 衛 生 器 具 設 備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	
○ 給 水 設 備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 排 水 設 備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 給 湯 設 備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	
・ 消 火 設 備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 厨 房 設 備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ ガ ス 設 備	改修 一式	一式	一式	一式	一式	一式
・ 浄 化 槽 設 備						
・	一式	一式	一式	一式	一式	一式
・	一式	一式	一式	一式	一式	一式

4
 指定部分
 ・ 無
 ・ 有
 下記の部分については、令和 年 月 日までに行うこととする。
 （対象部分： ）

5
 設備概要
 ○印の付いたものを適用する。

方式及び種別	設 備 概 要
空気調和方式等	・空気調和 ・ダクト方式（ ・中央 ・各階ユニット） ・ファンコイル・ダクト併用方式 ・パッケージ方式 ・温風暖房 ・直接暖房 ・蒸気暖房 ・温水暖房
主要熱源機器	・銅製ボイラー ・銅製簡易ボイラー ・小型貫流ボイラー ・簡易貫流ボイラー ・鉄鉄製ボイラー ・鉄鉄製簡易ボイラー ・温風暖房機 ・真空式温水発生器 ・チリングユニット ・空気熱源ヒートポンプユニット ・吸収冷凍機 ・吸収冷温水機 ・吸収冷温水機ユニット ・パッケージ形空気調和機 ・マルチパッケージ形空気調和機 ・F・F式温風暖房機 ・電気ヒーター
排 煙 設 備	・建築基準法 ・消防法
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給 水 方 式	○上水 ・井水 ○水道直結方式 ・水道直結加圧方式 ・高置タンク方式 ・受水タンク＋ポンプ直送方式
排 水 方 式	建物内の汚水と雑排水（ ○分流式 ・合流式） ポンプ排水 ・有（ ・汚物 ・雑排水 ・湧水 ） ・無 建物外放流先 （１）汚 水 ○直放流下水管 ・浄化槽 （２）雑排水 ○直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備 ・粉末消火設備 ・不活性ガス消火設備（ ・ ） ・連結送水管設備 ・連結散水設備
ガスの種類	・都市ガス（種別： ・、高位発熱量： MJ/m3（N）、低位発熱量： MJ/m3（N）、供給圧力 Pa、供給事業者名： ） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

II
 工 事 仕 様

1
 共通仕様

１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の
 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版（以下、「標準仕様書」という。）
 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版（以下、「改修標準仕様書」という。）
 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成28年版（以下、「標準図」という。）

２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2
 特記仕様

１）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 ２）特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

章 項 目	特 記 事 項
1 施工条件	除 雪 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ・適用 排 雪 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ・適用 採暖養生 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ・適用 採暖仮設 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ・適用 交通誘導員 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ・適用 人・日配置する。
2 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（V o＝ m／s） 地表面粗度区分（ ） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表（ ）

③
 環境への配慮

（１）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月閣議決定）」による。ただし、東日本大震災の影響により特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。
 （２）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材〔材料及び機材を含む〕の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する。
 （３）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の１）から４）を満たすものとする。
 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
 ２）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 ３）接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する。
 ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
 （４）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の１）又は２）に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の３）又は４）に該当する材料を指す。
 １）建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 ２）建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 ３）建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三种ホルムアルデヒド発散建築材料
 ４）建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

●
 一
 般
 共
 通
 事
 項
 ④
 材料・機材の品質等
 （１）本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし同等のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 （２）下表に示す機材等の製造業者等は、次の１）から６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
 １）品質及び性能に関する試験データを整備されていること。
 ２）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 ３）安定的な供給が可能であること。
 ４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 ６）販売、保守等の営業体制を整えていること。
 「機材等」

●
 一
 般
 共
 通
 事
 項
 ⑤
 技能士の適用
 ○配管（建築配管作業）
 ・冷凍空調調和機器施工（冷凍空調調和機器施工作業）
 ○熱絶縁作業（保温保冷工作業）
 ○建築板金（ダクト板金作業）

6
 施 工 調 査

事前調査
 ・本工事
 ・別途
 調査内容
 調査項目（ ）
 調査範囲（・図示：M－○○図
 ・ ）
 調査方法（・図示：M－○○図
 ・ ）

⑦
 足 場 そ の 他

○別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
 ・本工事で設置する。
 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。
 内部足場種別
 ※〔A種、B種、C種、D種〕
 ・ E種
 ・ F種
 ・ G種
 外部足場種別
 ・ A種
 ・ B種
 ・ C種
 ・ F種
 ※〔D種、E種〕

8
 仮 囲 い 等

9
 仮設間仕切り

10
 既存部分の養生
 仮設間仕切り種別
 ・A種
 ・B種
 ※C種
 ・別契約の関係受注者の定置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。
 ・本工事で設置する。
 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書第1編第3章による。
 固定された備品、机、ロッカー等の移動
 ・行う（図示：M－○○図）
 ・行わない

11
 撤去後の補修及び復旧

壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡
 ・取付ボルト穴の補修
 ・見掛けり部分はモルタル埋め補修を行う
 ・隠ぺい部分の補修はしない
 ・壁面天井面の变色等の補修
 ・補修を行う（・ただし、仕上りは建築工事）
 ・補修は行わない
 ・床の補修
 ・補修を行う（・ただし、仕上りは建築工事）
 ・補修は行わない

12
 支持金物等の撤去

13
 砂 利 地 業
 ※再生クラッシュラン
 ・切込み砂利及び砕石

14
 管周囲の保護砂及び埋戻し土・盛土
 管周囲の保護
 ※山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土）
 埋戻し土・盛土
 ※掘削土の中の良質土
 ・山砂の類

15
 建設発生土の処理
 ・構内指定場所に敷均し
 ・構内指定場所にたい積
 ・構外搬出適切な処理
 距離
 ○○ Km
 ・構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する）
 受入施設名称（ ）
 所在地（ ）
 距離
 ○○ km
 受入れ時間帯（ ）

●
 一
 般
 共
 通
 事
 項
 16
 特定建設資材の処理
 （１）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。
 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。
 （２）分別解体の方法

種 類	分 別 解 体 の 方 法	備 考
・建築設備工事	・手作業 ・手作業、機械作業併用	
・	・手作業 ・手作業、機械作業併用	

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設
 ・コンクリート
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ・アスファルト・コンクリート
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ・木材
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ※ 受入施設は計量装置を有する施設とする。

※ 受入施設は計量装置を有する施設とする。
 （１）引渡しを要するもの
 ・機器及び金属類（ただし、保温材は取外す）
 堆積場所
 ・構内
 ・指定場所
 ○○○
 所在地
 ○○郡○○町○○番地
 距離
 ○○km
 ※金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。

（２）特別管理産業廃棄物
 ・廃アスベスト
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ・中間処理
 ・最終処理
 ・廃油
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ・中間処理
 ・最終処理
 ・臭化リチウム水溶液等
 処理数量
 t
 搬出先施設名、住所、距離（km）
 （ ）
 ・中間処理
 ・最終処理

17
 発生土の処理等

⑧
 機械の承諾図

⑨
 総合調整

20
 電動機

21
 容量等の表示

22
 耐 震 措 置

23
 設計用標準水平震度（特定の施設）

24
 設計用標準水平震度（一般の施設）

25
 設計用標準水平震度（一般の施設）

26
 設計用標準水平震度（一般の施設）

27
 設計用標準水平震度（一般の施設）

28
 設計用標準水平震度（一般の施設）

29
 設計用標準水平震度（一般の施設）

30
 設計用標準水平震度（一般の施設）

31
 設計用標準水平震度（一般の施設）

32
 設計用標準水平震度（一般の施設）

33
 設計用標準水平震度（一般の施設）

34
 設計用標準水平震度（一般の施設）

35
 設計用標準水平震度（一般の施設）

36
 設計用標準水平震度（一般の施設）

37
 設計用標準水平震度（一般の施設）

38
 設計用標準水平震度（一般の施設）

39
 設計用標準水平震度（一般の施設）

40
 設計用標準水平震度（一般の施設）

41
 設計用標準水平震度（一般の施設）

42
 設計用標準水平震度（一般の施設）

43
 設計用標準水平震度（一般の施設）

44
 設計用標準水平震度（一般の施設）

45
 設計用標準水平震度（一般の施設）

46
 設計用標準水平震度（一般の施設）

47
 設計用標準水平震度（一般の施設）

48
 設計用標準水平震度（一般の施設）

49
 設計用標準水平震度（一般の施設）

50
 設計用標準水平震度（一般の施設）

51
 設計用標準水平震度（一般の施設）

52
 設計用標準水平震度（一般の施設）

53
 設計用標準水平震度（一般の施設）

54
 設計用標準水平震度（一般の施設）

55
 設計用標準水平震度（一般の施設）

56
 設計用標準水平震度（一般の施設）

57
 設計用標準水平震度（一般の施設）

58
 設計用標準水平震度（一般の施設）

59
 設計用標準水平震度（一般の施設）

60
 設計用標準水平震度（一般の施設）

61
 設計用標準水平震度（一般の施設）

62
 設計用標準水平震度（一般の施設）

63
 設計用標準水平震度（一般の施設）

64
 設計用標準水平震度（一般の施設）

65
 設計用標準水平震度（一般の施設）

66
 設計用標準水平震度（一般の施設）

67
 設計用標準水平震度（一般の施設）

68
 設計用標準水平震度（一般の施設）

69
 設計用標準水平震度（一般の施設）

70
 設計用標準水平震度（一般の施設）

71
 設計用標準水平震度（一般の施設）

72
 設計用標準水平震度（一般の施設）

73
 設計用標準水平震度（一般の施設）

74
 設計用標準水平震度（一般の施設）

75
 設計用標準水平震度（一般の施設）

76
 設計用標準水平震度（一般の施設）

77
 設計用標準水平震度（一般の施設）

78
 設計用標準水平震度（一般の施設）

79
 設計用標準水平震度（一般の施設）

80
 設計用標準水平震度（一般の施設）

81
 設計用標準水平震度（一般の施設）

82
 設計用標準水平震度（一般の施設）

83
 設計用標準水平震度（一般の施設）

84
 設計用標準水平震度（一般の施設）

85
 設計用標準水平震度（一般の施設）

86
 設計用標準水平震度（一般の施設）

87
 設計用標準水平震度（一般の施設）

88
 設計用標準水平震度（一般の施設）

89
 設計用標準水平震度（一般の施設）

90
 設計用標準水平震度（一般の施設）

91
 設計用標準水平震度（一般の施設）

92
 設計用標準水平震度（一般の施設）

93
 設計用標準水平震度（一般の施設）

94
 設計用標準水平震度（一般の施設）

95
 設計用標準水平震度（一般の施設）

96
 設計用標準水平震度（一般の施設）

97
 設計用標準水平震度（一般の施設）

98
 設計用標準水平震度（一般の施設）

99
 設計用標準水平震度（一般の施設）

100
 設計用標準水平震度（一般の施設）

101
 設計用標準水平震度（一般の施設）

102
 設計用標準水平震度（一般の施設）

103
 設計用標準水平震度（一般の施設）

104
 設計用標準水平震度（一般の施設）

105
 設計用標準水平震度（一般の施設）

106
 設計用標準水平震度（一般の施設）

107
 設計用標準水平震度（一般の施設）

108
 設計用標準水平震度（一般の施設）

109
 設計用標準水平震度（一般の施設）

110
 設計用標準水平震度（一般の施設）

111
 設計用標準水平震度（一般の施設）

112
 設計用標準水平震度（一般の施設）

113
 設計用標準水平震度（一般の施設）

114
 設計用標準水平震度（一般の施設）

115
 設計用標準水平震度（一般の施設）

116
 設計用標準水平震度（一般の施設）

117
 設計用標準水平震度（一般の施設）

章

項

目

23

地中埋設機等

(2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とする。

地中埋設機及び埋設表示用テープは、下記による。

	地中埋設機	埋設表示用テープ
給 水 配 管	※要 ・ 不要	※要 ・ 不要
ガ ス 配 管	※要 ・ 不要	※要 ・ 不要
油 配 管	※要 ・ 不要	※要 ・ 不要

「要」の場合、地中埋設機は図示する箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。

(1)建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 ・ (a) ・ (b) ・ (c)

(2)溶接部の非破壊検査 ・ 不要 ・ 要 ()

・多湿個所は下記による。
・ 厨房 (天井内は含まない。) ・ 浴室 ・ シャワー室

・共同構内の保温種別は下記による。
ダクト： 配管：

24

配 管

(1)建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。 ・ (a) ・ (b) ・ (c)

(2)溶接部の非破壊検査 ・ 不要 ・ 要 ()

25

保 温

・多湿個所は下記による。
・ 厨房 (天井内は含まない。) ・ 浴室 ・ シャワー室

・共同構内の保温種別は下記による。
ダクト： 配管：

26

塗 装

下記に金属電線管は塗装を行う。
・ 屋内露出 ・ 屋外露出

露出部分の垂鉛めつき面は、下記の部屋のみ塗装を行う。
・ 配管 ()
・ ダクト ()

27

はつり及び穴開け

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。
口径は、原則として管の外径(保温されるものにあっては保温厚さを含む。)より20mm程度大きなものとする。
非破壊探査等による埋設物の事前調査を行う。
探査方法及び範囲については、監督職員との協議による。
ただし放射線透過検査に係る費用は、別途とする。

28

天井仕上区分

室名に()を付けたものは、天井のない部屋(スラブ天井)を示し、その他は二重天井を示す。

29

電線類

電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1. 5. 1表4. 1. 11による。

30

あと施工アンカーの確認試験

性能確認試験
・行わない ・ 行う ()

施工後確認試験
(改修工事共通仕様書(建築工事編)による引張試験)
・行わない ・ 行う ()

31

案内板等

機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。
屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。

32

施工区分

他工事(他工種)との取合い		機械設備	電気設備	建築	
開口部	S・SRC造はりの貫通部	補強及びスリーブ	・	・ ※	
	RC造はりの貫通部	補強	・	・ ※	
	RC造床・壁の貫通部	スリーブ	※	・ ・	
		補強	・	・ ※	
		スリーブ	※	・ ・	
	型枠	・	・ ※		
デッキプレートの貫通部	補強	・	・ ※		
軽量鉄骨地下天井及び壁の開口部	切込み	※	・ ・		
	補強	・	・ ※		
	補強を要する切込み	・	・ ※		
補強を要しない切込み	・	・ ※			
開口部の穴埋め補修	※	・	・		
貫通部・開口部の差出し	※	・	・		
機器の基礎	屋内設置	※	・	・	
	屋上設置(梁台、アンカーボルトを設く)	・	・	※	
	屋外設置(梁台、アンカーボルトを設く)	・	・	※	
	梁台、アンカーボルト	※	・	・	
	特記した基礎	・	・	・	
外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続フランジを含む)		・	・	※	
換気扇の取付枠		※	・	・	
床下水槽のマンホール蓋		・	・	※	
又は(排水トラップ等)		・	・	※	
湯沸室の排気フード		・	・	※	
床・天井点検口		・	・	※	
防油堤		・	・	※	
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)		※	・	・
			機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)	・	※
	自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)		・	※	・
			自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)	※	・
	天井取付けのFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの渡り配管配線(接地共)		配管	・	※ ・
	配線		※	・	・
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管及び配線		※	・	・
	電線槽(保持器共)及びレベルスイッチ		※	・	・
	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量表		配管	・	※ ・
	示計及び油面制御装置の各二次側配管配線		配線	※	・ ・

1

設計温度

2

ばい煙濃度計

3

ばいじん濃度計

4

ダクト

5

風量測定口

6

チャンバー等

7

ダンパー

8

変量ユニット

9

配管材料

10

井 類

11

伸縮管継手

12

防振継手

13

温度計

14

圧力計

外 気

室 内(調整目標)

一般系統

洗面脱衣室

洗濯乾燥室

便所

温度

湿度

温度

湿度

温度

湿度

温度

湿度

温度

湿度

温度

湿度

夏季

冬季

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

・設けない ・ 設ける(電源はボイラー及び冷温水機制御盤の2次側より取出す。)
※直径80mm以上のフランジ付きとし、短管部を取り付ける。
取り付け箇所は煙道の直線部とする。
・ 低圧ダクト(・コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルボルト工法)とする。
・ 高圧1ダクト(適用範囲は図示による。)とする。
図示した位置に取り付ける。
(1)内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2)空気調和機に取付けるサブラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。
なお、大きさは図示による。
(3)外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
(4)シーリングディフューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

ネック径が200mm以下のも	
ネック径が200mmをこえるもの	

GW25tの消音内貼りを行う。
(5)線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

BLーS、BLーD	
BLーT、BLーK	

(6)天井付け制気口には制気口ボックスを設ける。寸法特記の無い場合は(制気口寸法+100)mm以下とする。なお、消音内貼りについては特記による。
(1)防煙ダンパー、防火防煙ダンパー
復帰方式 遠隔復帰式(定格入力DC24V、0.7A以下)
(2)ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式
※風速センサータイプ ・ メカニカルタイプ
冷温水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)
冷却水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)
蒸気管(給気) ・ 配管用炭素鋼鋼管(黒管)
・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒管) Sch40
(還水) ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒管) Sch40
・
油 管(一般) ・ 配管用炭素鋼鋼管(黒管)
・ 被覆鋼管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)
(土中) ・ ポリエチレン外面被覆鋼管
・ 配管用炭素鋼鋼管(黒管)
・ 被覆鋼管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)
・ 断熱材被覆鋼管
冷媒管
加湿用給水管 ・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(・SGP-VA ・SGP-VB)
・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(・SGP-PA ・SGP-PB)
・ 水道用ステンレス鋼管
・ 一般配管用ステンレス鋼管
空調用排水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)
膨張管、通気管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は、配管用炭素鋼管(白管)とする。
油管にポリエチレン外面被覆鋼管を使用する場合は、原則、溶接接合とし、被覆を剥がした部分は防食処置を施す。
ボイラーのバランス管及びバランス管に接続する給水管(補給水側の弁まで)は配管用炭素鋼管(黒管)とする。
図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJVS5Kとする。冷温水及び冷却水の呼び径65A以上はバタフライ弁とする。油用の仕切弁、逆止弁はメアフル鍛鉄弁又は鍛鋼弁とする。ステンレス鋼鋼管に取付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(往・還)には、ファンコイルユニット用ボール弁を取り付ける。
ファンコイルユニットには(・流量調整弁 ・ 定流量弁)を設置する。
鋼管用(・ペローズ形 ・ スリーブ形)
・ 合成ゴム製 ・ ペローズ形
次の位置に取付ける。なお、温度計は円形指示計(バイメタル式100mm以下)とする。
ただし、ポンプ廻りにおいては75mm以下とする。
・ 冷凍機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・ 吸収冷温水機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・ ボイラーの温水管(返り)
・ 空気調和機の冷水管(送り、返り)及び三方弁設置後の冷水管(返り)
・ 熱交換器の温水管(送り、返り)
・ 冷温水ヘッダー(往)及び冷温水ヘッダーの各返り管
・ 空気調和機(パッケージ形を含む)のサブライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー
・ その他図示する箇所
次の位置に取付ける。
・ 冷凍機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・ 空気調和機の冷水管(送り、返り)
・ 吸収冷温水機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・ 熱交換器の温水管(送り、返り)
・ その他図示する箇所

15

瞬間流量計及び測定用タッピング

16

改修工事の試験

17

油面制御装置

18

地下オイルタンク

19

消音内貼り

20

保 温

21

冷媒管の保温外装(保温化ケース)

22

他の設備項目の適用

23

既設ダクトの再利用

24

冷媒の回収

25

絶縁継手

26

空調機トラップ

1

ダクトの種類

2

排気フード

3

厨房排気ダクトの循環等

4

ダクトの断熱

5

他の設備項目の適用

6

既設ダクトの再利用

7

多湿個所のシールを必要とする排気ダクトの系統

1

ダクト

2

排煙口の形式

3

排煙口開放及び復帰方式

4

排煙風量測定

次の位置に取付ける。
なお、瞬間流量計はビート管方式とし、止水コック付きとする。
・ 冷凍機の冷水管出口 ※ 固定式 ・ 着脱式
・ 冷凍機の冷却水出口 ※ 固定式 ・ 着脱式
・ ボイラー又は熱交換器の温水管出口 ※ 固定式 ・ 着脱式
・ 空気調和機の冷温水入口 ※ 固定式 ・ 着脱式
・ 冷温水ヘッダーの各送り管 ※ 固定式 ・ 着脱式
・ 吸収冷温水機の冷温水出口 ※ 固定式 ・ 着脱式
・ 吸収冷温水機の冷却水出口 ※ 固定式 ・ 着脱式
着脱形の流量指示部として(・ 40A用 ・ 100A用 ・ 250A用)は付属とする。
・ 試験範囲(※新設配管 ・ 既存配管() ・ システム全体)
※(試験方法は、改修標準仕様書第2編2. 7. 2による。)
制御室には(・給油ポンプ制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 漏えい検知警報 ・ 満油警報 ・ 減油警報 ・ 遠隔警報)の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
タンク室を(・設けない ・ 設ける)
コンクリート躯体 ※ 別途建築工事
乾燥砂 ※ 別途建築工事
杭は、 ・ 無し ・ 有り(ただし、杭は別途建築工事)
施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。
・ 「外気取入れ用ダクト」、「外気取入れチャンバー」、「排気チャンバー及び排気ダクトの外壁より2mm」は保温する。
・ 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の(・冷水管 ・ 温水管)の項による。
・ 建物内の空気抜管(空気抜弁まで)の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の(・冷水管 ・ 温水管)の項による。
・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管は、標準仕様書第2編3. 1. 5の排水管の項による。
・ 蒸気廻り管の保温は行わない。ただし、屋内露出(居室・廊下)の立管は除く。
・ 蒸気管及び温水管で屋内及び暗渠内の弁は保温する。ただし、装置廻りの弁は除く。外装は冷及び冷温水用の弁に準ずる。

使用範囲	・ 屋内露出(一般居室、廊下)	・ 機械室、書庫、倉庫	・ 屋外露出(外壁)	・ 屋外露出(屋上)
材 質	・ 耐候性を有する樹脂製	・ 耐候性を有する樹脂製	・ 耐候性を有する樹脂製	・ 耐候性を有する樹脂製
・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製

注)高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛ー6%アルミニウムー3%マグネシウムめっき鋼板を示す。
給油設備の当該項目を適用する。
運転再開前の処置
※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策
※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策
・ ダクト内清掃
冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行なった場合は以下の書類を監督職員へ提出する。
(1)「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従った場合
(ア) 第一種フロン回収業者登録通知書の写し
(イ) フロン類回収証明書
(2)「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に従った場合
(ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し
図示の箇所に取り付ける。
形式 ※フロート式

1

中央監視制御装置

2

電気計装用配線

1

小便器用節水装置

2

自動水栓

3

和風大便器の防火区画貫通部処理

1

配管材料

2

量水器

3

量水器枠

4

絶縁継手

5

弁 類

6

引込納付金等

7

水 栓 柱

8

管の埋設深さ

9

改修工事の試験

1

中央監視制御装置

2

電気計装用配線

1

小便器用節水装置

2

自動水栓

3

和風大便器の防火区画貫通部処理

1

配管材料

2

量水器

3

量水器枠

4

絶縁継手

5

弁 類

6

引込納付金等

7

水 栓 柱

8

管の埋設深さ

9

改修工事の試験

電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1. 5. 1表4. 1. 11による。
電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1. 5. 1表4. 1. 11による。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄量を制御するものとする。
個別感知フラッシュ方式(・小便器一体型 ・ 埋込形 ・ 露出形)
電源供給方式(AC100V) 手動スイッチ ※ 無 ・ 有
標準図施工66(b)による。

一般 ・ 水道用ステンレス鋼鋼管
・ 一般配管用ステンレス鋼鋼管
・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(・SGP-VA ・SGP-VB ・SGP-VD)
・ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管(・SGP-FVA ・SGP-FVB)
・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(・SGP-PA ・SGP-PB ・SGP-PD)
・ フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管(・SGP-FPA ・SGP-FPB)
・
地中 ・ 水道用ポリエチレン管(1種)
・ 水道用硬質塩化ビニル管(・VP ・H1VP)
・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(・SGP-VD ・)
・ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管(・SGP-FVD ・)
・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(・SGP-PD ・)
・ フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管(・SGP-FPD ・)
・ 水道用ステンレス鋼鋼管
・ 一般配管用ステンレス鋼鋼管
・ 水道用ダクタイル鉄鉄管
・
・ 親メーター(・貨与品 ・)
・ 子メーター(バルス式)(・買取り ・)
親メーター用 ・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図MC形
図示の位置に取り付ける。
水道直結部分の耐圧はJIS又はJVS10Kとし、その他の部分は5Kとする。
呼び径65A以上の弁は、バタフライ弁とする。
ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
・ 不要 ・ 要(・ 別途工事 ・ 本工事)
・ アルミニウム合金製 ・ 合成樹脂製 ・ ステンレス製
管の地中埋設深さ(管の上端深さ)は原則として、
※水道事業者の指定深度() ・ GLー
・ 試験範囲(※新設配管 ・ 既存配管() ・ システム全体)
※(試験方法は、改修標準仕様書第2編2. 7. 3による。)
・

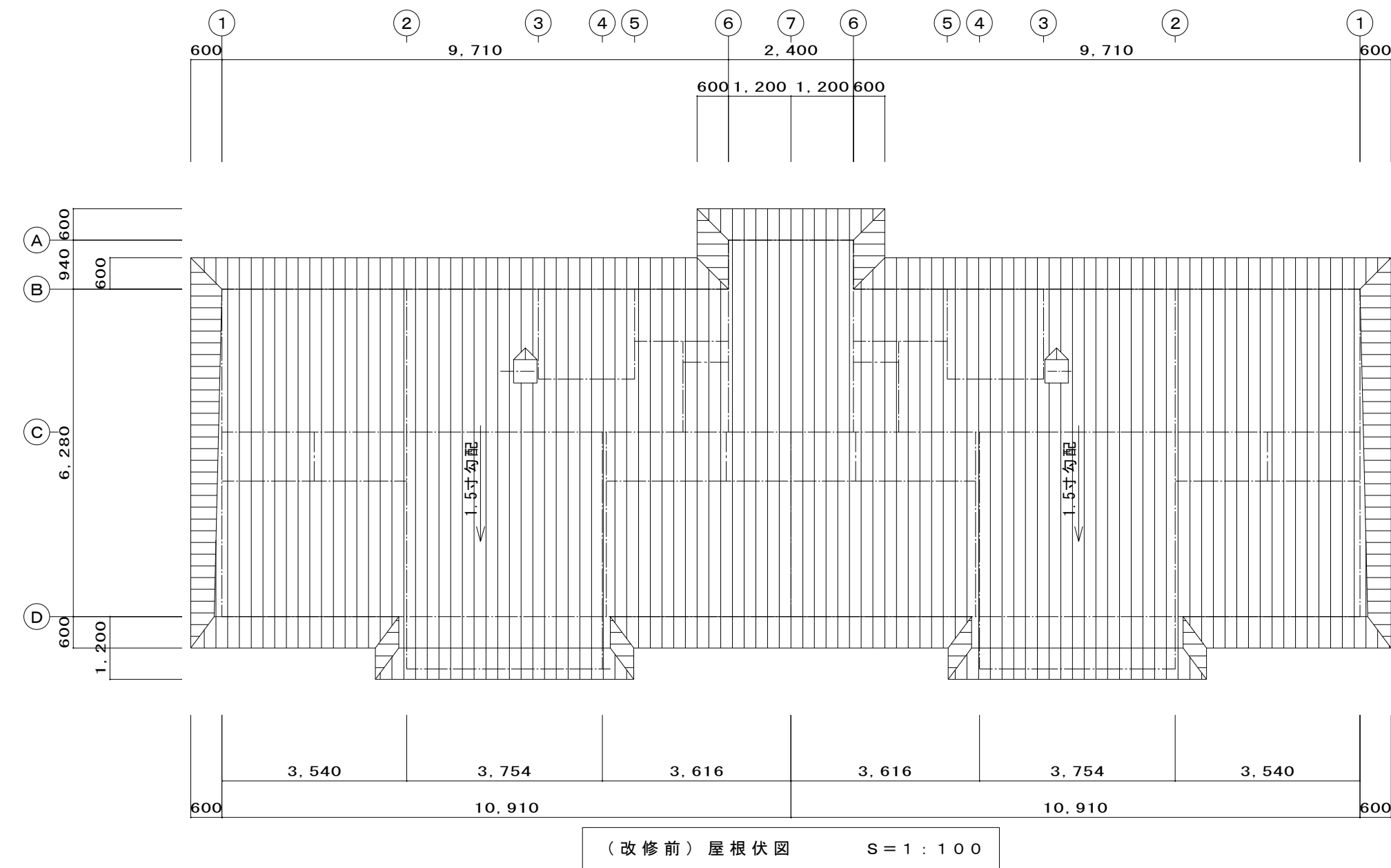
株式会社 今井設計
一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号
一級建築士 第139087号 吉 田 正
標準郡中標準町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500

広尾丸山通3号宿舍201棟改修工事
機械設備工事 特記仕様書(その2) S=NoScale(A1) S=NoScale(A3)
広尾丸山通3号宿舍(cタイプ)

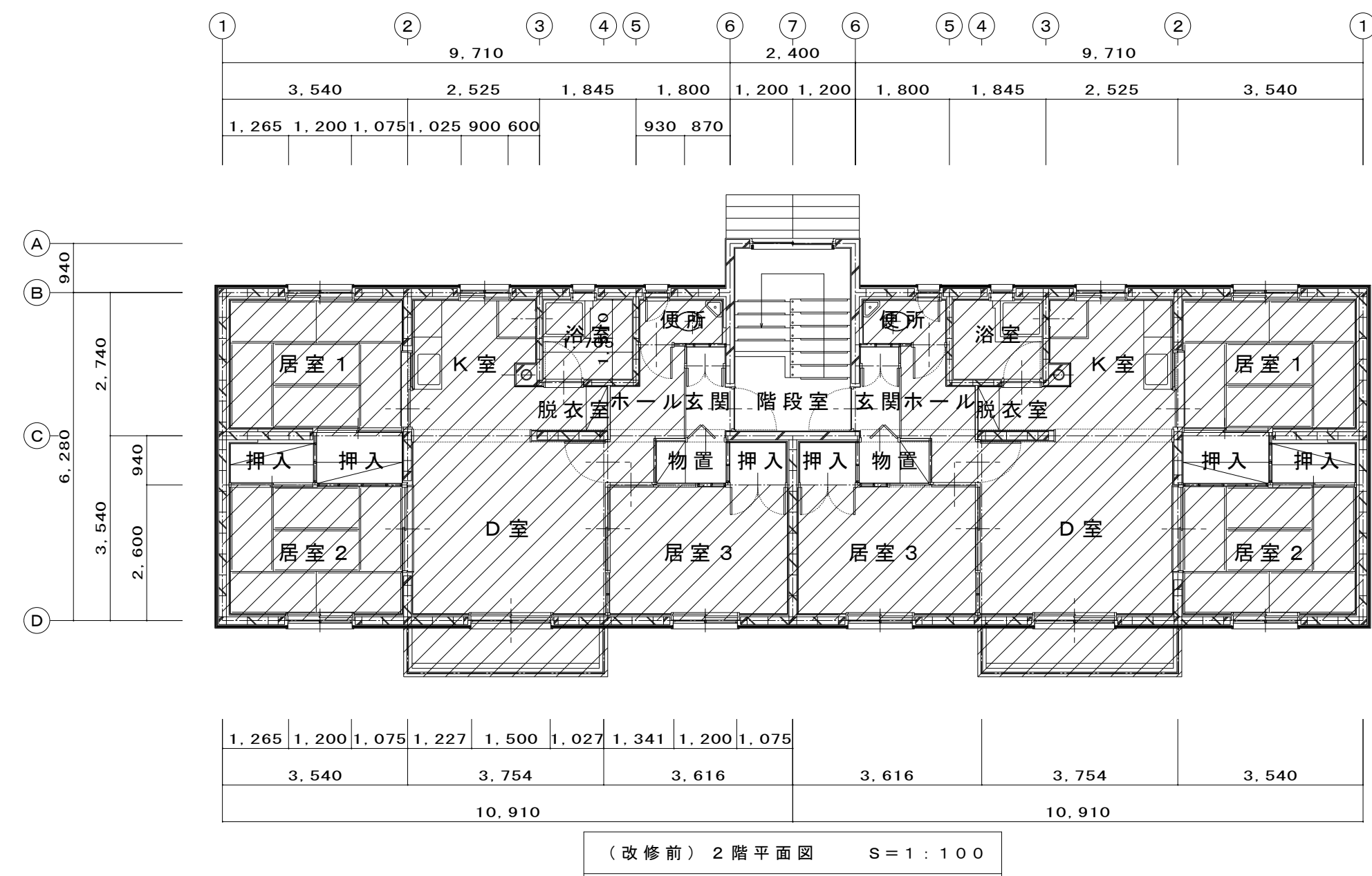
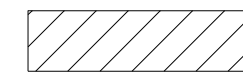
M
O2

章 項 目		特 記 事 項			
● 排 水 設 備	1 配 管 材 料	屋内汚水管（屋外第1樹まで） ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・排水、通気用鉛管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ・ 屋内雑排水管（屋外第1樹まで） ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・排水、通気用鉛管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（VP） 通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） 屋外汚水 雑排水管 ・遠心力鉄筋コンクリート管 ・ビニル管（RS-VU又はREP-VU） 2 台所流し等の排水管 流し等の床上の配管は、ビニル管でもよい。 3 経 手 4 樹 インバート樹、ため樹、ブロー樹及びふた等の形状、寸法は図示による。 5 満 水 試 験 継 手 図示の位置に取付ける。 6 放 流 納 付 金 等 ・不要 ・要（ ・別途工事 ・本工事） 7 保 温 通気管の外壁より2mは保温する。 8 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.4による。） ・ 9 既設配管の洗浄 撤去を行う既設汚水管及び雑排水管は、撤去前に管内洗浄を行う。	● ガ ス 設 備	都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。 液化石油ガス 一般 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ガスメーター 親メーターはガス事業者よりの貸与品、子メーターは買取りとする。 引込負担金等 ・不要 ・要（※別途工事 ・本工事） 3 液 化 石 油 ガ ス ガスボンベ ・買取り ・借用 ガスメーター ・買取り ・借用 集合装置 ・標準図施工72、73による。 本組 ボンベ置場のコンクリート基礎 ・別途工事 ・本工事 転倒防止用の容器固定具 ※本工事 4 ガス漏れ警報器 ・本工事 ・別途電気設備工事 外部警報端子（・無 ・有） 5 埋 設 深 さ ・ガス事業者の指定深度（ ） ・GLー 6 塗 装 建物内の外面被覆鋼管を除くすべての配管は標準仕様書第2編3.2.1.4の鋼管及び継手 露出の項により塗装する。 7 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第6編2.2.6又は2.3.6による。） ・	
			○ 浄 化 槽 設 備	1 形 式 及 び 仕 様 図示による。	
			○ 給 油 設 備	1 油 の 種 類 灯油 2 油 タ ン ク 市販品（・490L型 ・950L型）付属品共 3 配 管 材 料 被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの） 4 埋 設 深 さ ※GLー500 5 改 修 工 事 の 試 験 試験範囲（※新設配管 既存配管（ システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。）	
	● 給 湯 設 備	1 配 管 材 料	・水道用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 2 絶 縁 継 手 図示の位置に取り付ける。 3 弁 類 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 呼び径65A以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。 4 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.3による。） ・ 5 保 温 湯沸器の給排気筒（二重管を含む）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は 標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のh・（イ）・IXとする。 6 給湯機器の固定 給湯機器の固定は、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」 （平成24年12月12日国土交通省告示第1447号）による。	○ 給 油 設 備	1 油 の 種 類 灯油 2 油 タ ン ク 市販品（・490L型 ・950L型）付属品共 3 配 管 材 料 被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの） 4 埋 設 深 さ ※GLー500 5 改 修 工 事 の 試 験 試験範囲（※新設配管 既存配管（ システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。）
○ 消 火 設 備	1 配 管 材 料	一般 ・屋内消火栓 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・連結散水 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・連結送水 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・ 地中 ・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 （・SGP-VS ・ ） ・ 2 屋内消火栓種別 ・易操作性1号消火栓 ・1号消火栓 ・2号消火栓 3 弁 類 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 4 屋内消火栓開閉弁 ・1OK 5 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.5による。） ・			
○ 厨 房 設 備	1 機器の寸法	概略寸法とする。			
	2 機器の機能等	図示による。			

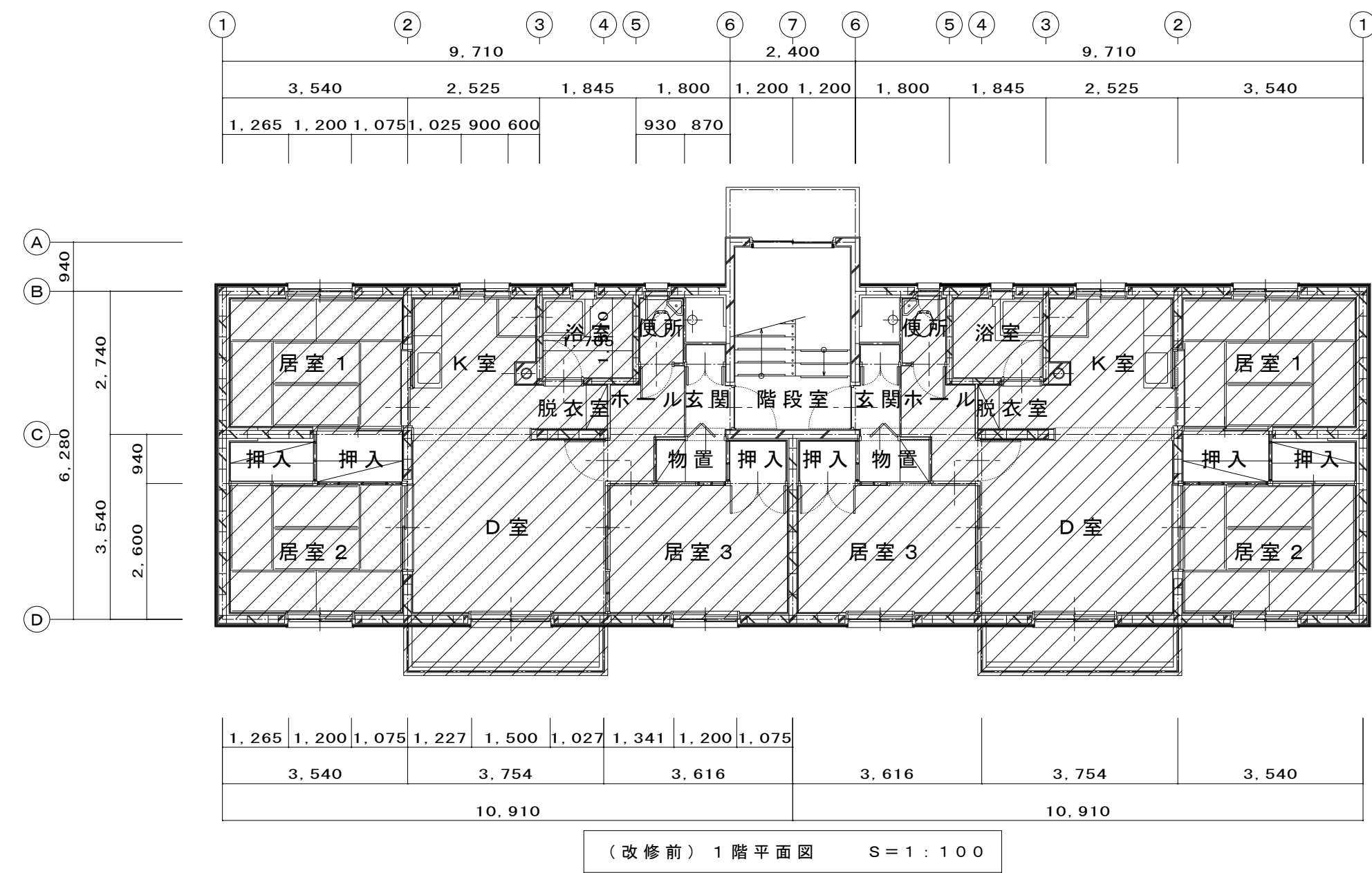
 株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録（概） 第317号 一級建築士 第139087号 西 田 正 横浜郡中瀬津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500	広尾丸山通3号宿舍201棟改修工事 機械設備工事 特記仕様書（その3） S=NoScale(A1) S=NoScale(A3)	M
	広尾丸山通3号宿舍（cタイプ）	O3



凡 例



凡 例



凡 例

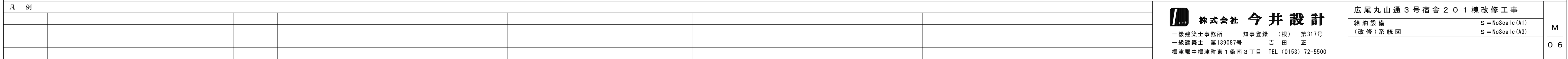
[illegible]

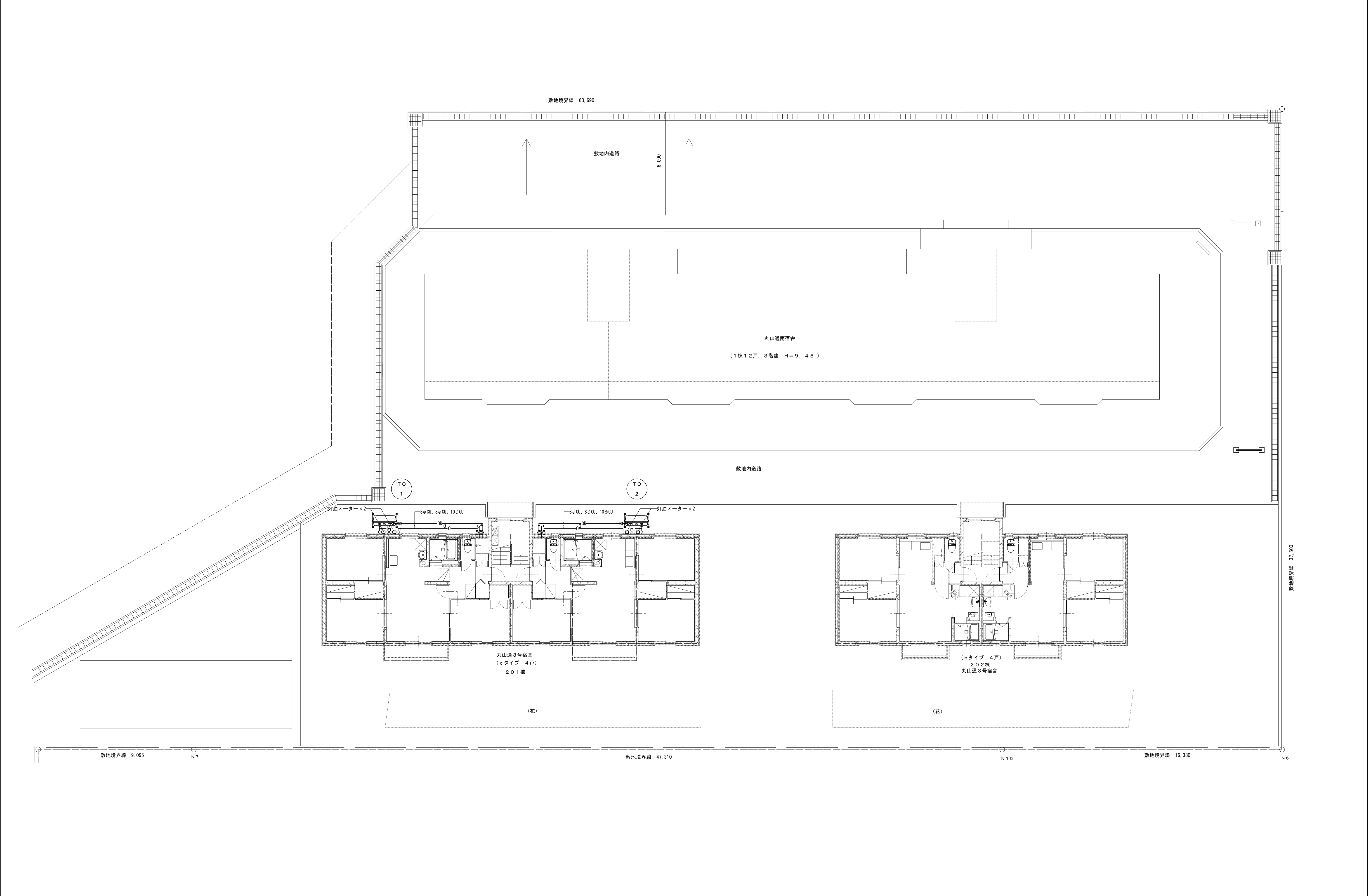
(撤 去) 機 器 表

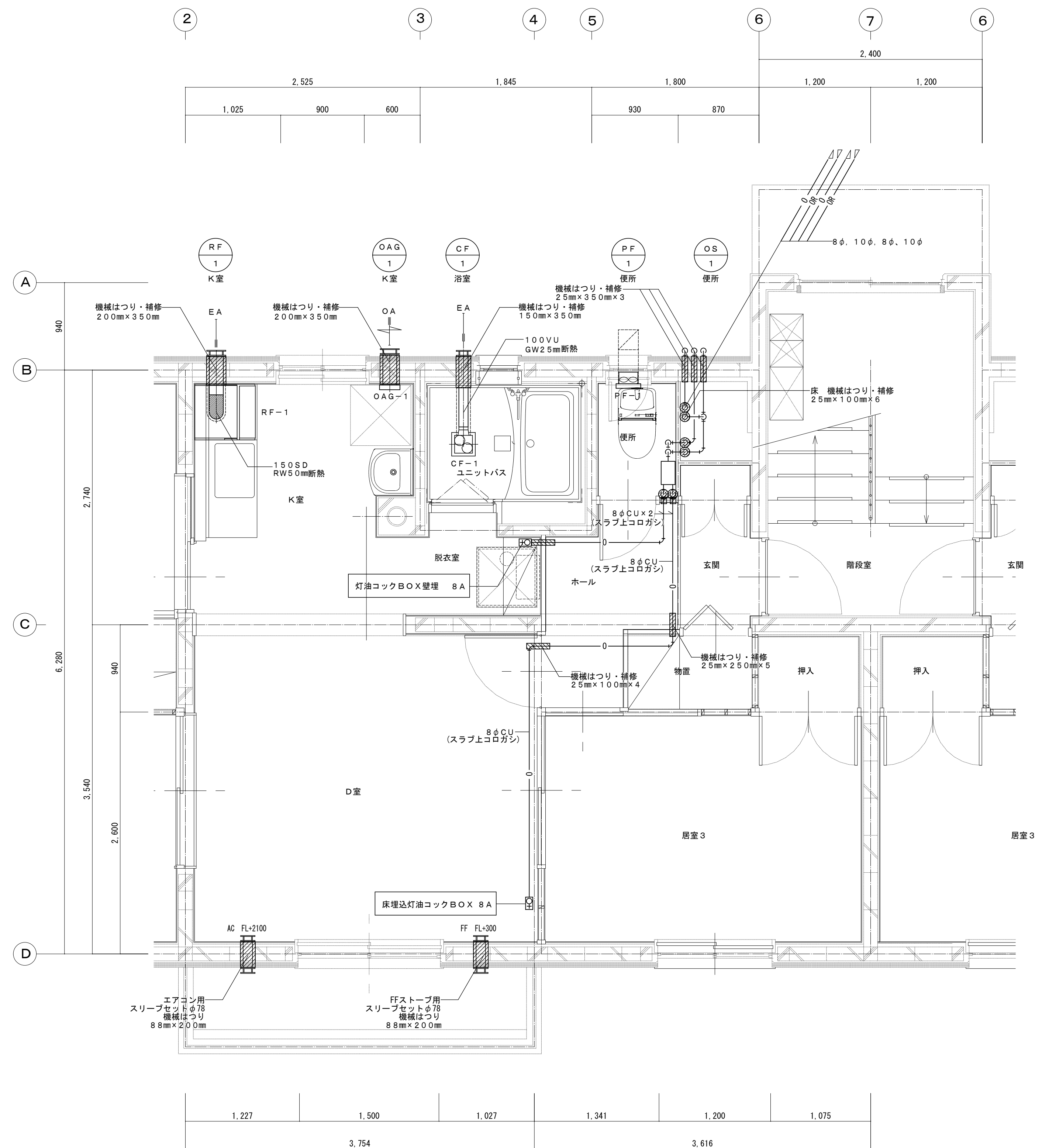
室 名	品 名	数 量	備 考
K 室	V F - 1	4	
	壁取付換気扇 3 0cm		
	防雪フード 3 5 0 × 3 5 0 共		
便 所	V F - 2	4	
	パイプファン 1 0cm		
	防雪フード 2 0 0 × 2 0 0 共		防雪フード 既存のまま

(改 設) 機 器 表

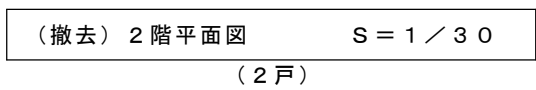
室 名	品 名	仕 様 等		数 量	備 考
K 室	R F - 1			4	
	レンジフードファン	V - 6 0 2 K 9			
	ブース形 (深形)	1 φ x 1 0 0 V x 5 0 W			
		風除板付ベンドキャップ 1 5 0 φ (S U S)			
K 室	O A G - 1	P - 1 8 Q S U		4	
	自然給気口	差圧式給気ユニット			
		接続口径 1 5 0 φ			
		風除板付ベンドキャップ 1 5 0 φ (S U S)			
浴 室	C F - 1			4	
	天井換気扇 低騒音形	V D - 1 0 Z C 1 4			
	樹脂製	1 φ x 1 0 0 V x 7 . 2 W			
	風圧式シャッター	風除板付ベンドキャップ 1 0 0 φ (S U S)			
便 所	P F - 1	V - 0 8 P D 8		4	
	パイプファン 1 0cm	1 φ x 1 0 0 V x 1 . 7 W			
	防雪フード 2 0 0 × 2 0 0 共	防雪フード 既存のまま			
屋外	T O - 1 T O - 2			2	
	オイルタンク 市販品	内容量 4 9 0 L			
		給油口 盗難防止カバー付			
		標準附属品共			
便 所	O S - 1	O S - 8 0 5		2	
	オイルサーバー	屋内据付タイプ			
		揚程 最高 8 m 吸い上げ能力 1 5 L / h			
		貯油槽容量 仕様最大時 0 . 5 3 L			
便 所	O S - 2	O S - 3 0 2		2	
	オイルサーバー	屋内据付タイプ			
		揚程 最高 1 0 m 吸い上げ能力 2 2 . 8 L / h			
		貯油槽容量 仕様最大時 2 . 5 L			
		1 φ x 1 0 0 V x 1 8 W			

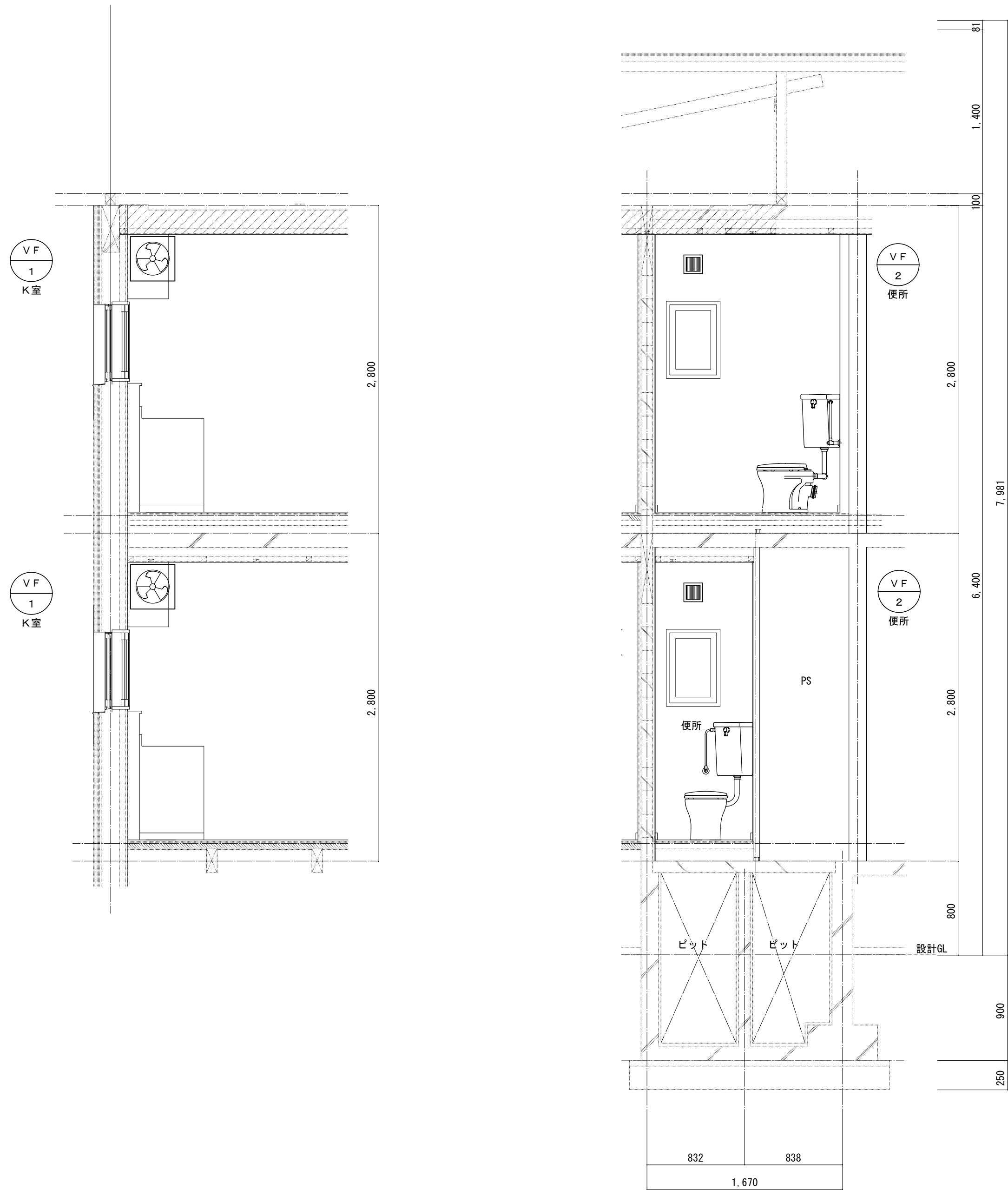




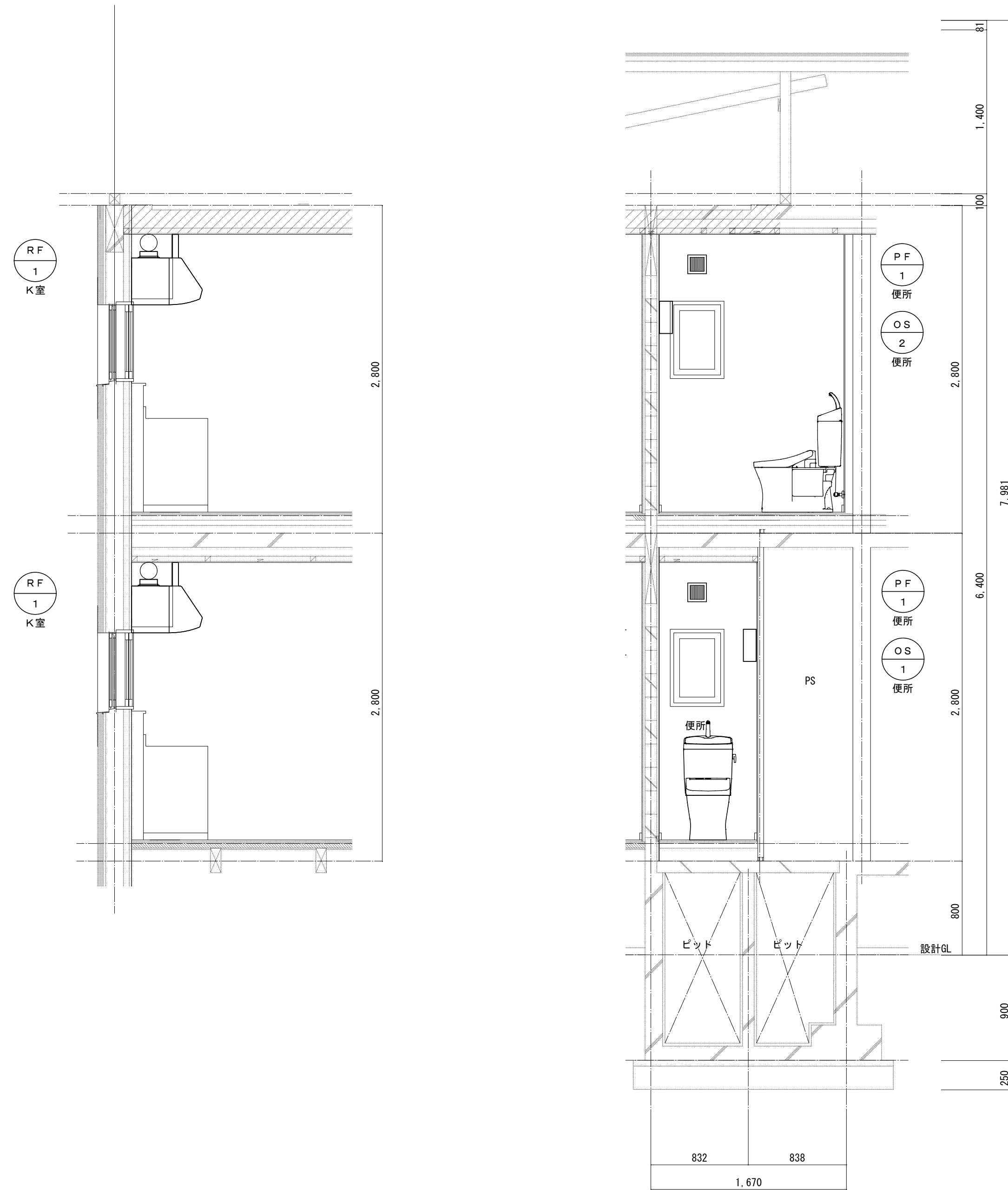


(改修) 1 階平面図 $S = 1 / 30$
(2 戸)





(撤去) 立面詳細図 S = 1 / 3 0



(改修) 立面詳細図 S = 1 / 3 0

凡 例

株式会社 今井設計
一級建築士事務所 知事登録 (機) 第317号
一級建築士 第139087号 吉田 正
横浜郡中瀬津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500

広尾丸山通3号宿舎201棟改修工事
給油・換気設備 S = 1 : 3 0 (A1)
(撤去・改修) 立面詳細図 S = 1 : 6 0 (A3)

M

1 0

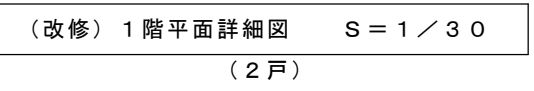
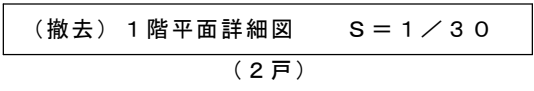
(撤 去) 機 器 表

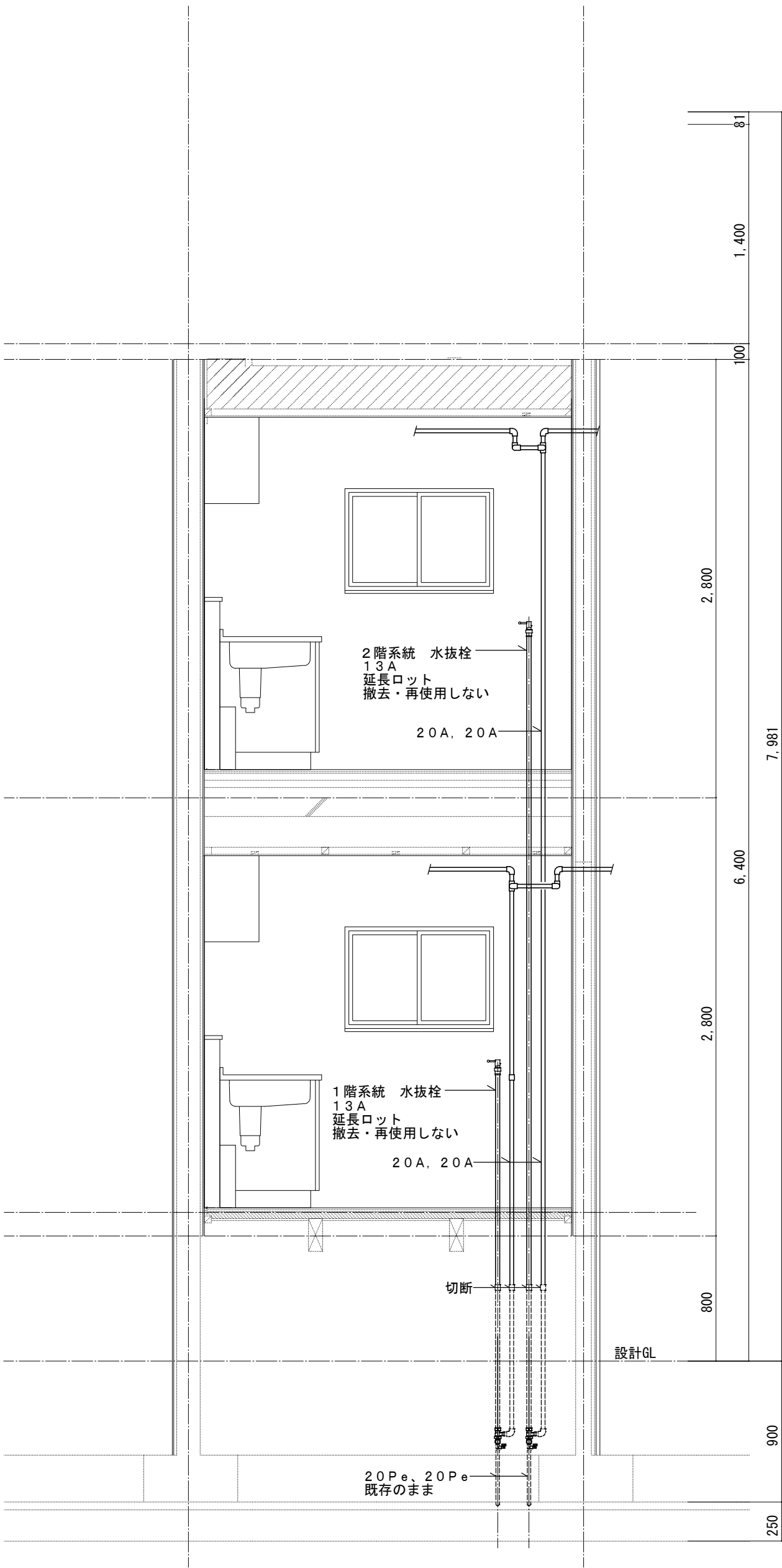
室 名	品 名	数 量	備 考
便 所	洋風大便器 CS140P	4	
	隅付ロータンク S570B		
K 室	自在水栓 13A	4	
	ヒューズガス栓ホースエンド	4	
	15×10×10×2口		
浴 室	バランス型ガス風呂釜	4	600L×170W×640H
			給排水トップ共 止水栓13A共
	万能ホーム水栓 13A	4	
浴 室	ガス可とう管コック 15×13	4	
	自在水栓 13A	8	

(改設) 機器表

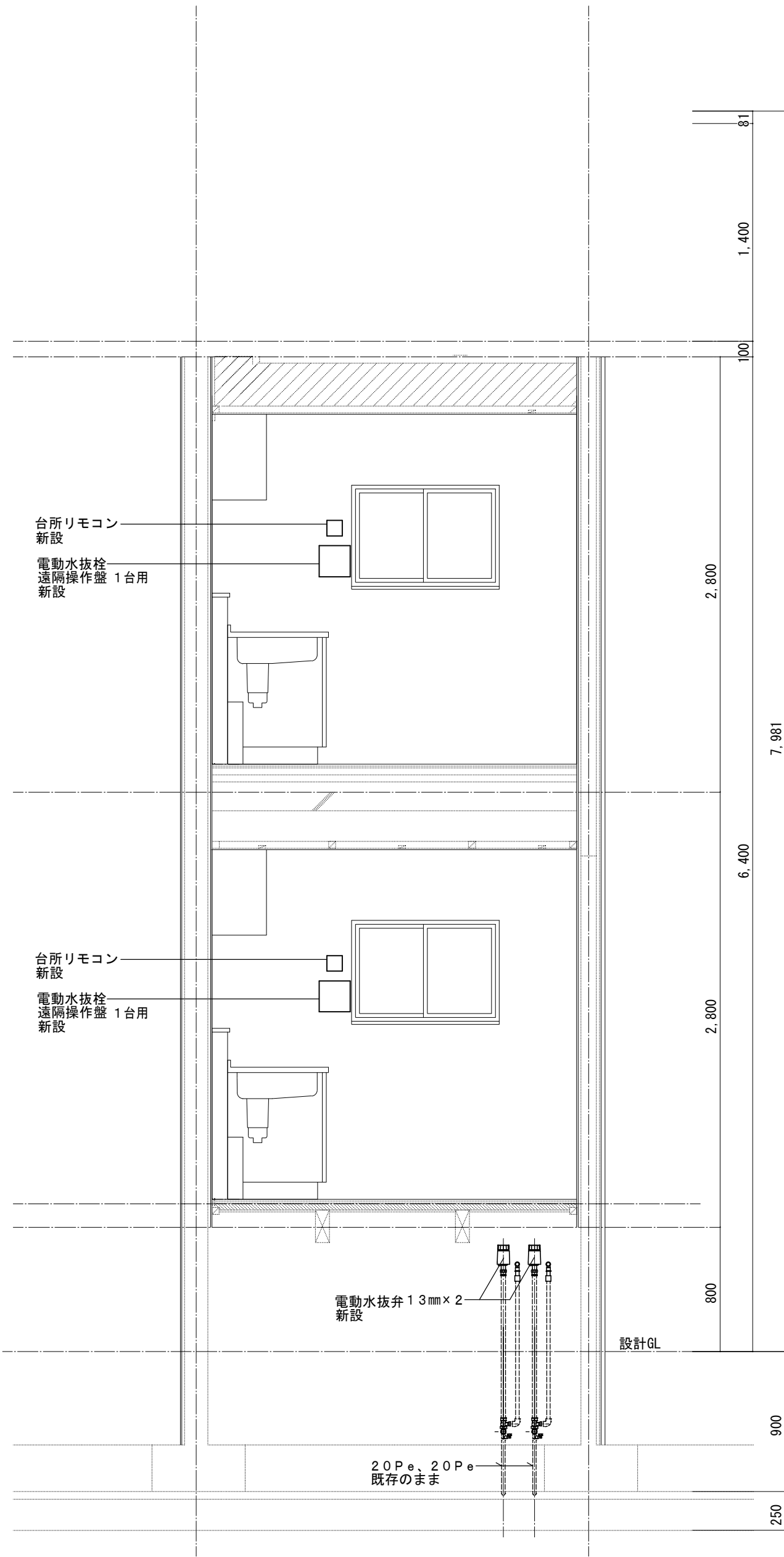
室 名	品 名	仕 様 等		数 量	備 考
便 所	洋風大便器 ヒーター付便器	CS232BH		4	
		SH233BN		4	
	普通便座	TC301		4	
	紙巻器 樹脂製	YH51R		4	
	L形手すり 400×600	TS134GLCY65		4	
K 室	壁付シングルレバー混合水栓	TKS05312J	SF-WM432SY	4	
	水栓取付脚	TN52LPX13	SF-1MA	8	
	横水栓	T23BNR13C		8	
脱 衣 室	BHW-1	EH1-4766DKF		4	
	石油給湯機	強制給排気式 壁掛形			
		灯油			
		連続給湯能力 46.5kw			
		台所リモコン共 1R-29			リモコン配線はメーカー標準品
		同上ケール各5m共			
		給排気トップ共			給排気筒共
		1φ×100V×200W			
脱 衣 室	洗濯機パン	PWP640N2W		4	
		樹脂製 640L×640W			
		縦引きトラップ共			
脱 衣 室	洗濯機用壁付横水栓	TW11R	LF-WJ50KQ-U	4	
		緊急止水付			
脱 衣 室	洗面化粧台	FTV2N-504Y		4	
	化粧鏡キャビネット共	MFK1-501S			
		開口500mm、 シングルレバー水栓			
脱 衣 室	横水栓	T23BNR13C		8	

[illegible]

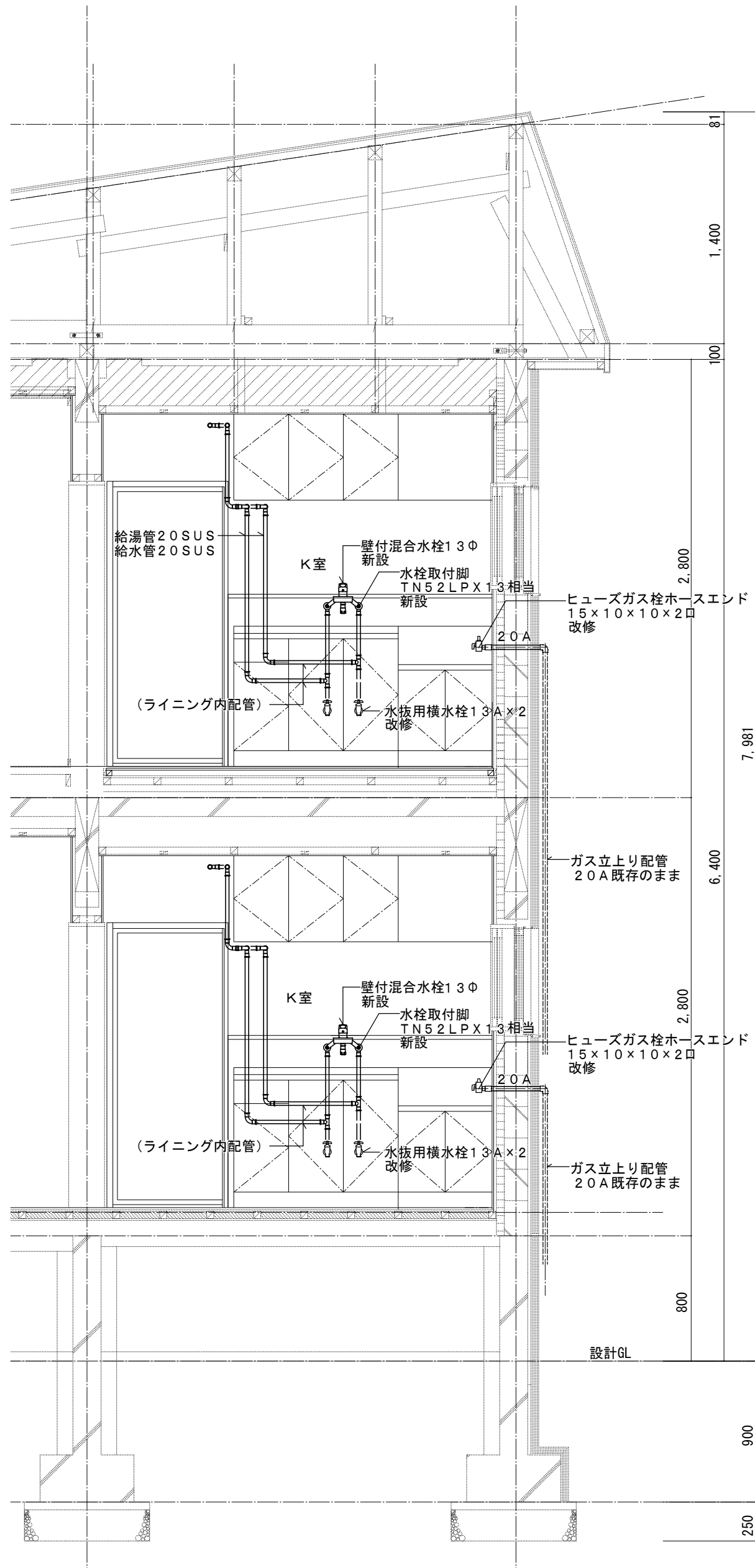




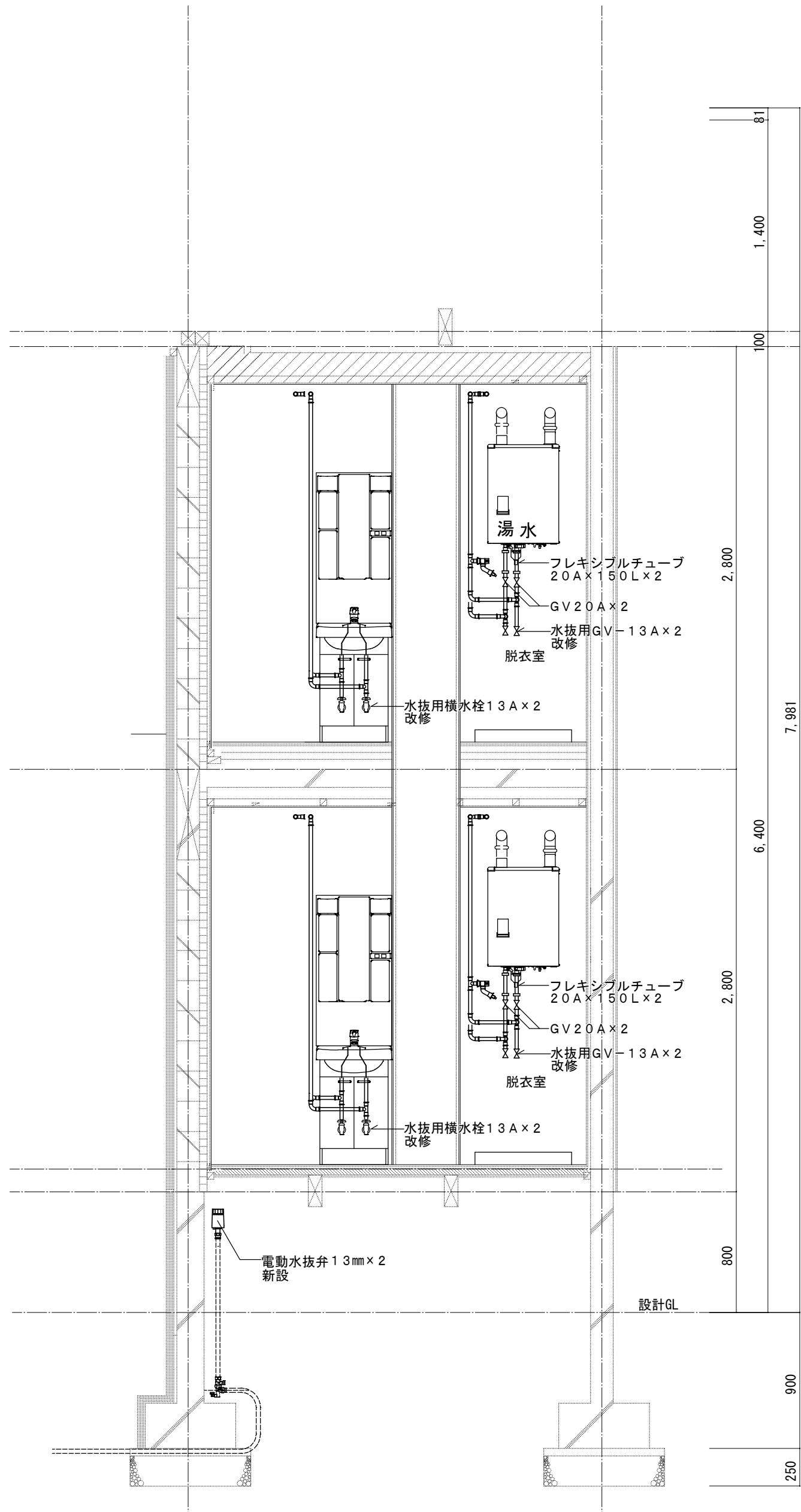
〈撤去〉立面詳細図 S=1/30



〈改修〉立面詳細図 S=1/30



〈改修〉立面詳細図 S=1/30



〈改修〉立面詳細図 S=1/30

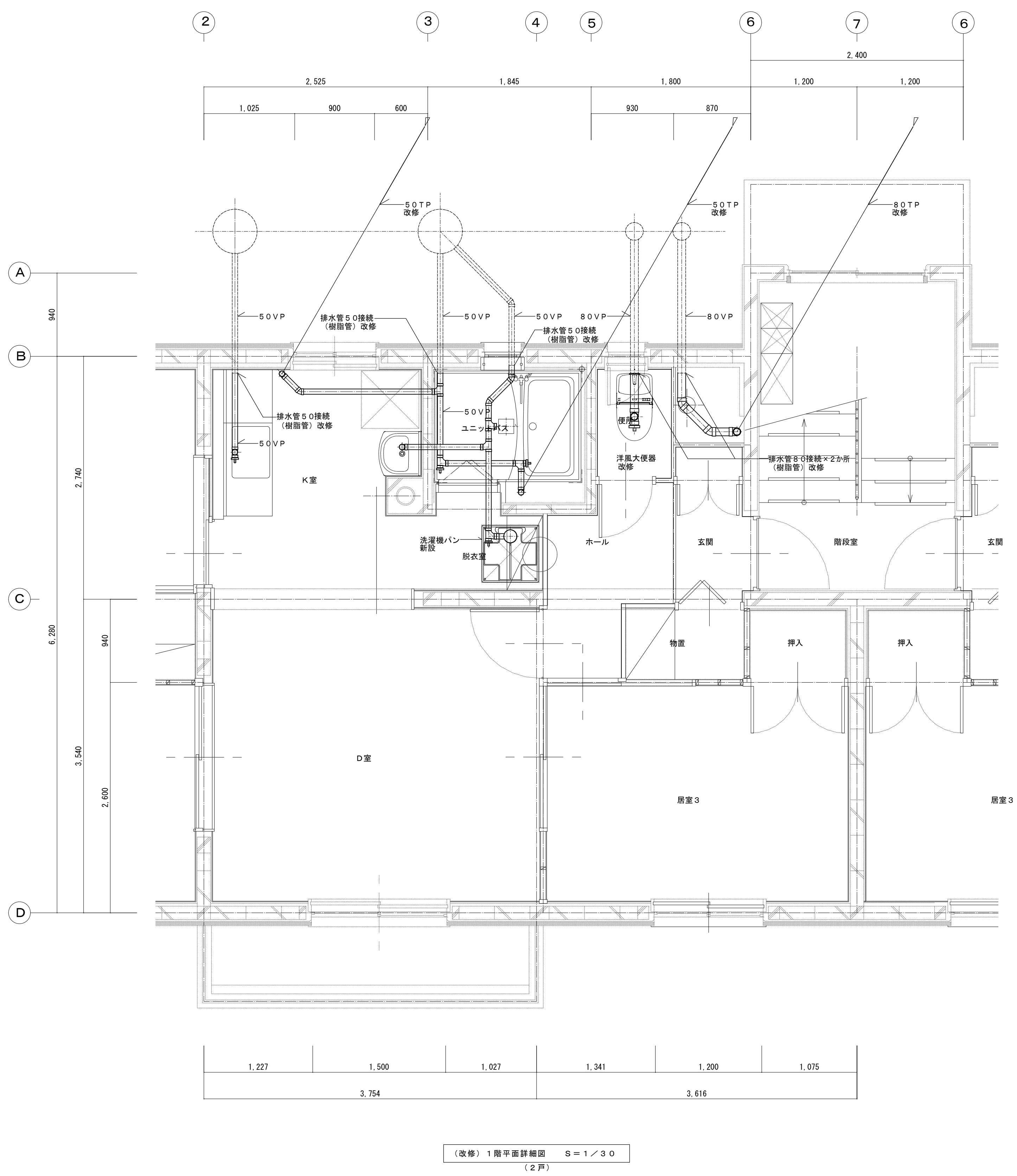
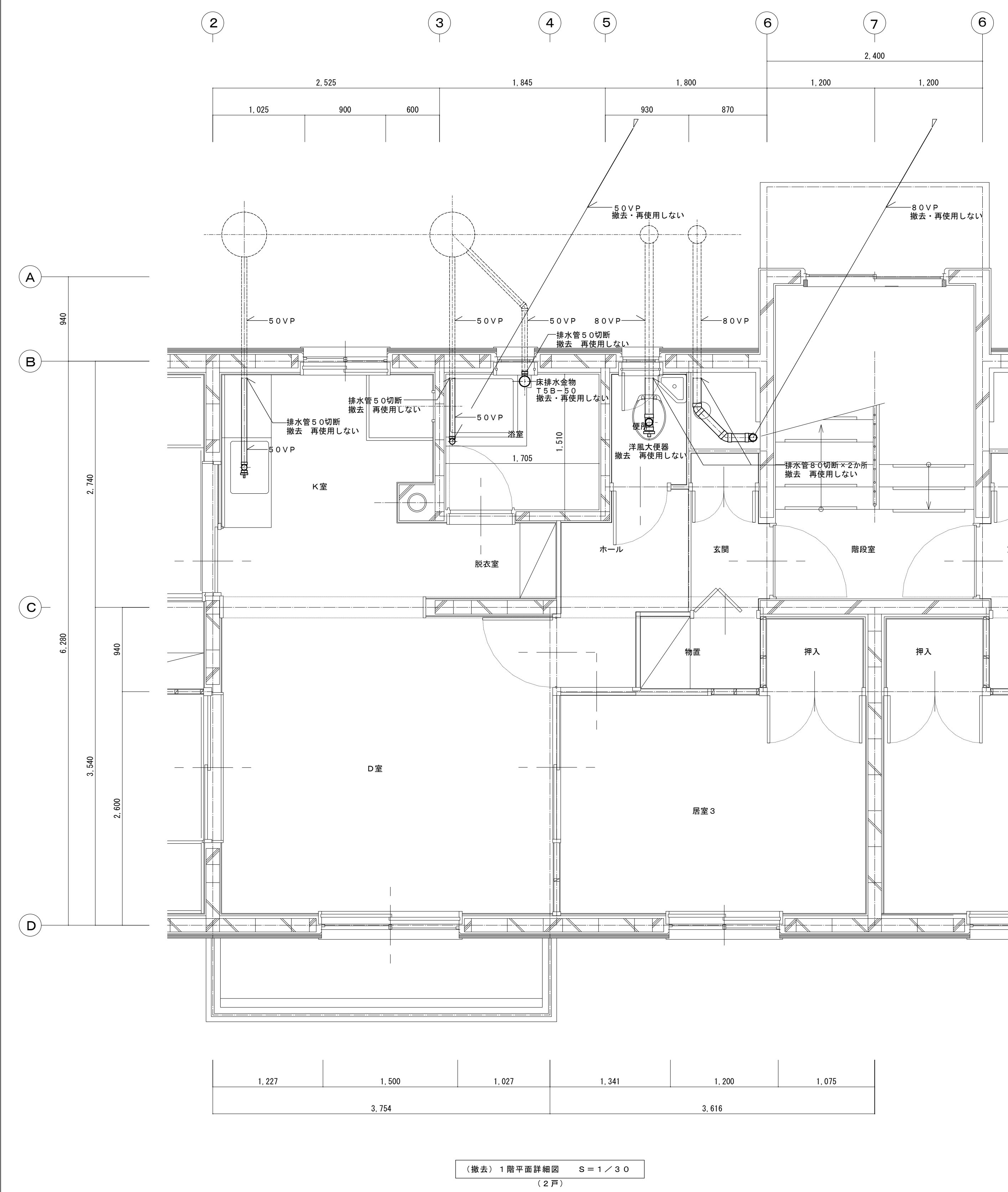
凡 例

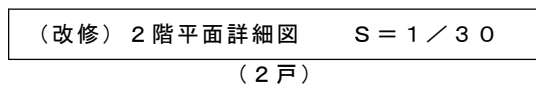
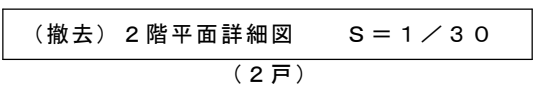
株式会社 今井設計
一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号
一級建築士 第139087号 吉 田 正
標準郡中横津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500

広尾丸山通3号宿舎201棟改修工事
給水・給湯・ガス設備 S=1:30 (A1)
(撤去・改修)立面詳細図 S=1:60 (A3)

M

1 4



[illegible]